

令和3年 第3回定例会 第3回臨時会

# 瀬戸内町議会会議録

令和3年 9月 1日 開会  
令和3年 9月 10日 閉会

令和3年 10月 1日 開会  
令和3年 10月 1日 閉会

瀬戸内町議会

## 瀬戸内町議会会議録目次

### 令和3年第3回瀬戸内町議会定例会

会期日程	1
第1日(9月1日)	
1. 議事日程	3
1. 本日の会議に付した事件	4
1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 議案第70号上程 (説明・質疑・討論・表決)	6
1. 議案第71号上程 (説明・質疑・討論・表決)	25
1. 議案第72号上程 (説明・質疑・討論・表決)	28
1. 議案第73号上程 (説明・質疑・討論・表決)	29
1. 議案第74号上程 (説明・質疑・討論・表決)	30
1. 議案第75号上程 (説明・質疑・討論・表決)	31
1. 議案第76号上程 (説明・質疑・討論・表決)	32
1. 議案第77号上程 (説明・質疑・討論・表決)	33
1. 議案第78号上程 (説明・質疑・討論・表決)	33
1. 議案第80号上程 (説明・質疑・討論・表決)	34
1. 議案第81号上程 (説明・質疑・討論・表決)	35

1. 議案第 82 号上程	36
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 83 号上程	37
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 84 号上程	37
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 85 号上程	42
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 86 号上程	43
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 諮問第 1 号～諮問第 2 号上程	43
(提案理由の説明・討論・表決)	
1. 議案第 59 号～議案第 69 号上程	44
(提案理由の説明)	
1. 散    会	48

#### 第 2 日 (9 月 2 日)

1. 議事日程	50
1. 本日の会議に付した事件	50
1. 開    議	52
1. 議案第 59 号～議案第 69 号上程	52
(説明・質疑)	
1. 令和 2 年度瀬戸内町各会計決算審査特別委員会設置, 付託及び委員の選任	61
1. 一般質問	
○柳谷 昌臣 議員	62
○安 和弘 議員	72
1. 散    会	81

#### 第 3 日 (9 月 3 日)

1. 議事日程	83
1. 本日の会議に付した事件	83
1. 開    議	85
1. 一般質問	85

○永井 しずの 議員	85
○泰山 祐一 議員	91
○福田 鶴代 議員	105
○元井 直志 議員	111
1. 散 会	118

#### 第4日（9月10日）

1. 議事日程	120
1. 本日の会議に付した事件	121
1. 開 会	123
1. 開 議	123
1. 発議第 2号上程 （委員会付託省略・討論・表決）	123
1. 令和2年度各会計決算審査特別委員長報告	123
1. 議案第59号～議案第69号上程 （討論・表決）	123
1. 議案第87号上程 （説明・質疑・討論・表決）	132
1. 議案第88号上程 （説明・質疑・討論・表決）	135
1. 議案第89号上程 （説明・質疑・討論・表決）	136
1. 報告第1号 放棄した債権の報告について	143
1. 議員派遣の件	145
1. 閉会中の継続審査・調査申し出の件	145
1. 閉 会	146

#### 令和3年第3回瀬戸内町議会臨時会

会期日程	148
------	-----

#### 第1日（10月1日）

1. 議事日程	150
1. 本日の会議に付した事件	150
1. 開 会	152

1. 開 議 .....	152
1. 会議録署名議員の指名 .....	152
1. 会期の決定 .....	152
1. 議案第 90 号上程 .....	153
(提案理由の説明・討論・表決)	
1. 閉 会 .....	161

# 令和3年第3回瀬戸内町定例会

## 会 期 日 程

令和3年第3回瀬戸内町議会定例会会期日程

令和3年9月1日開会～ 9月10日閉会 会期 10日間

月	日	曜日	会議別	会議の内容	備考
9	1	水	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議案上程	全員協議会
	2	木	本会議	○令和2年度各会計決算総括質疑 ○令和2年度各会計決算審査特別委員会設置等 ○一般質問（2名）	
	3	金	本会議	○一般質問（4名）	
	4	土	休会		
	5	日	休会		
	6	月	休会	（令和2年度各会計決算審査特別委員会）	
	7	火	休会	（令和2年度各会計決算審査特別委員会）	
	8	水	休会	（令和2年度各会計決算審査特別委員会）	常任委員会
	9	木	休会		
	10	金	本会議	○令和2年度各会計決算審査特別委員長審査報告 ○議案上程 ○議員派遣の件 ○閉会中の継続審査・調査申出 ○閉会	常任委員会

# 令和3年第3回瀬戸内町定例会

第 1 日

令和3年9月1日



## 令和3年第3回瀬戸内町議会定例会

令和3年9月1日（水）午前9時30分開議

### 1. 議事日程（第1号）

○開会の宣告

○開議の宣告

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 議案第 70 号 令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第3号）について

○日程第 4 議案第 71 号 令和3年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第2号）について

○日程第 5 議案第 72 号 令和3年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○日程第 6 議案第 73 号 令和3年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○日程第 7 議案第 74 号 令和3年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

○日程第 8 議案第 75 号 令和3年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第2号）について

○日程第 9 議案第 76 号 令和3年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○日程第10 議案第 77 号 令和3年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○日程第11 議案第 78 号 令和3年度瀬戸内町水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○日程第12 議案第 80 号 職員の勤務時間、休憩等に関する条例等の一部改正について

○日程第13 議案第 81 号 寄り合い処せとうち設置及び管理に関する条例の廃止について

○日程第14 議案第 82 号 瀬戸内町過疎地域産業開発促進条例の一部改正について

○日程第15 議案第 83 号 瀬戸内町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について

○日程第16 議案第 84 号 瀬戸内町過疎地域持続的発展計画の策定について

○日程第17 議案第 85 号 瀬戸内町固定資産評価員の選任について

○日程第18 議案第 86 号 町道路線認定について（町道久慈大浜線）

○日程第19 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○日程第20 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○日程第21 議案第 59 号 令和2年度瀬戸内町一般会計決算の認定について（説明）

○日程第22 議案第 60 号 令和2年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計決算の認定について（説明）

- 日程第23 議案第 61 号 令和2年度瀬戸内町国民健康保険特別会計決算の認定について (説明)
- 日程第24 議案第 62 号 令和2年度瀬戸内町介護保険特別会計決算の認定について (説明)
- 日程第25 議案第 63 号 令和2年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について (説明)
- 日程第26 議案第 64 号 令和2年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計決算の認定について (説明)
- 日程第27 議案第 65 号 令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計決算の認定について (説明)
- 日程第28 議案第 66 号 令和2年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計決算の認定について (説明)
- 日程第29 議案第 67 号 令和2年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計決算の認定について (説明)
- 日程第30 議案第 68 号 令和2年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計決算の認定について (説明)
- 日程第31 議案第 69 号 令和2年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定について (説明)

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事

- 議事日程のとおり

令和3年第3回瀬戸内町議会定例会 9月1日（水）

○出席議員は、次のとおりである。（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	泰山祐一君	2番	福田鶴代君
3番	永井しずの君	5番	柳谷昌臣君
6番	元井直志君	7番	池田啓一君
8番	向野忍君	9番	中村義隆君
10番	岡田弘通君	11番	安和弘君

○欠席議員は、次のとおりである。（0名）

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	長 順一君	事務局 次長	福山浩也君
庶務 議事係	法永由美君		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌田愛人君	農林課長兼農委局長	川畑金徳君
副町長	奥田耕三君	建設課長	西村強志君
教育長	中村洋康君	財産管理課長	真地浩明君
総務課長	福原章仁君	水道課長	田中秀幸君
企画課長	登島敏文君	会計管理者兼 会計課長	信島輝久君
税務課長	町田孝明君	教育委員会 総務課長	徳田義孝君
町民生活課長	鼻 憲二君	社会教育課長	保島弘満君
保健福祉課長	鼻 克己君	総務課財政補佐	茂野清彦君
商工交通課長	勇 忠一君	総務課人事補佐	義永将晃君
水産観光課長	義田公造君		

## △ 開 会 午前9時30分

○議長（向野 忍君） ただいまから、令和3年第3回瀬戸内町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第1号のとおりであります。

## △ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（向野 忍君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

議席3番、永井しずの君並びに議席5番、柳谷昌臣君を指名します。

## △ 日程第2 会期の決定

○議長（向野 忍君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月10日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月10日までの10日間に決定しました。

## △ 日程第3 議案第70号 令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（向野 忍君） 日程第3、議案第70号、令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第70号、令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第2号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

先ず、歳出について申し上げます。総務費の財制調整基金に2億5,292万5,000円、公共施設維持管理基金に1億6,673万5,000円を積立金として追加したこと。総務費の電子自治体推進費に1,200万円、企業誘致雇用創出促進費に2,896万8,000円をそれぞれ追加したこと。教育費の給食センター建替え事業費に5,000万円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。繰入金の財政調整繰入金から5,987万6,000円を減額したこと。繰越金に5億584万9,000円を追加したこと。

次に、第2表について申し上げます。事業等の決定により、追加及び変更を行ったことによるものです。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（柳谷昌臣君） それでは、順を追って質疑をしていきたいと思えます。

まず14ページ、14ページの2款1項の中の財政調整基金、そちらの方が2億5,292万6,000円上がっておりますが、こちらは、この金額はどのような形で、こういう金額が決められたのかをお聞きします。

○総務課財政補佐（茂野清彦君） 財政調整基金の積立金、2億5,292万5,000円ですけれども、これは地方自治法で、法廷で繰越金の2分の1は、2分の1以上は積み立てるというふうになっております。その2分の1、ほぼ2分の1の金額になりますけれども、この金額を、今回、積立てしております。

○5番（柳谷昌臣君） これ、法廷で定められている、その繰越、繰越金の2分の1の金額ということは、分かりました。それで、この財政調整基金は、15億を目標としていると思えますが、もうそれを超えてしまうと思えますが、それに関してはどのような、今後はもっていく予定でしょうか。

○総務課財政補佐（茂野清彦君） 現在、今回の3号補正におきまして、財政調整基金は約17億5,000万円という形で、15億の目標をオーバーしている状況です。今後、ありうる予算の調整という形で、最終的には目標の15億というのはキープした形で推移していく予定です。まだ、基金全体としては40億という目標の中で、公共施設維持管理基金等を、今後は重点的に基金を増やしていけたらというふうに考えております。

○5番（柳谷昌臣君） 今の説明がありましたのを聞きましたら、この余ったやつは、今後、何か緊急的なこととか、また、この公共施設維持管理基金の方に回すということによろしいでしょうか。

○総務課財政補佐（茂野清彦君） 今回、この財政調整基金の原資であります繰越金なんですけれども、歳入の方で5億を超える形で、今回、予算化しております。その2分の1が財政調整基金で、その他の部分に関しましては、基本的にこの3号補正に溶け込む形で、一般財源というふうになりますけれども、目に見える予算としましては、今回、公共施設維持管理基金の方で1億6,600万程度、その他、今回の補正までに財政調整基金を取り崩してました約6,000万の繰入金の方を減して、戻しております。そのほかの、大体2,600万ぐらいの金額におきましては、今回の3号補正に一般財源として溶け込んでいるという状況です。

○5番（柳谷昌臣君） はい、そうですね。財政調整基金に関しましては、この目標額が達成しているということですので、今後、また新たに、いろんな事業に対して、この財源の方も必要になってくると思えますので、しっかりと今後もこれを中心に運営していただきたいと思えます。

それでは、その次の公共施設維持管理基金等が1億6,600万程度上がっておりますが、こちらは目標に対してまだ足りないと思えますが、目標に達成するために、どのような取組をしていくのか、お聞きします。

○総務課財政補佐（茂野清彦君） 公共施設維持管理基金、現在、今回の補正で4億4,000万ほどありますけれども、目標としては10億を目標としております。近年、公共施設等が、やはり老朽化が著

しい状況ですので、とても重要な基金というふうに考えております。そういった意味では、補助事業の活用を推進、交付金等の活用を推進、財源確保っていうのに力を入れつつ、一般財源を確保して、年度末の決算等において、この基金を確実に増やしていくというふうに考えております。

**○5番（柳谷昌臣君）** そうですね。10億が目標ということですので、少しでも近づけるよう、また、この町の中のこの公共施設に関しましては、老朽化も確かに進んでおります。修繕しなければいけないところもたくさん、今後、出てくると思いますので、そちらの方の、しっかりと調査していただいて、修繕するところは修繕すると。町民の皆さんが使いやすいように、ぜひ、していただきたいと思います。

次に、15ページの一番上の方ですね。補助金、地域提案型、こちらの方が上がっておりますが、そちらの説明をお願いいたします。

**○企画課長（登島敏文君）** これは地域提案型の空き家改修の事業の補正であります。今回は篠川集落と網野子集落の方から申請が上がりましたので、その合計額を計上してあります。

**○5番（柳谷昌臣君）** こちらはこの地域提案型で空き家改修ということですが、これ、当初でも上がっていたと思いますが、年間で何件とか、多分決められたと思いますが、それ以上になっていると思いますが、これはどのような感じで。

**○企画課長（登島敏文君）** 令和2年度までは、その四半期で一旦締め切って、改修を行っていたんですけども、今年度から、この空き家改修に関しては、随時、受付ということで、随時補正で対応していくということにしております。

**○5番（柳谷昌臣君）** ここ最近、この空き家改修というのがですね、この各集落の方でも実施されております。学校存続とか、その留学生を受け入れるに関しまして、その、今、古い家を改修して、そういう体制をつくっていきたいというような集落も増えてきていると思いますので、ぜひ、この活用できるやつはしっかりと集落のことにも耳を傾けて進めていっていただきたいと思います。

次、20ページです。6款1項、一番上の方なんですけれども、地方創生臨時交付金で特産品PR事業の、これ、令和2年度から3年度に関しても行われていると思いますが、この補正をした要因をお願いいたします。

**○農林課長兼農委局長（川畑金徳君）** これは、令和2年度にもこういうストグレセットを計上しております。今回、計上したのは、3年4月以降に学生になられた方への特産品をとということで計上しております。

**○5番（柳谷昌臣君）** これ、確認ですが、これ大学生のみでしたか。それとも、専門学校生、高校生とかも含まれているんですって。

**○農林課長兼農委局長（川畑金徳君）** 前回と一緒にですね、大学生とか専門学校等を考えております。

**○5番（柳谷昌臣君）** これも・・・、前々回の方も言うておりますが、確かに大学生とか専門学生

も苦しんでおると思いますが、高校生の方も本町からも行っている子供たちもいらっしゃいますので、ぜひ、そこまで広げていただけるとありがたいなと思いますので、検討していただきたいと思います。

次に、22ページ、7款1項商工費の中の2目の中の新型コロナの対策の利子補給とありますが、こちらの説明をお願いします。

**○商工交通課長（勇 忠一君）** 説明いたします。この事業は奄振交付金を活用しまして、群島12市町村合同でやる事業であります。2%、利息の2%をです、補給する事業になっております。

**○5番（柳谷昌臣君）** こちらの方は、利息の2%を補給するということですが、こちらは例えば、この商工交通課、若しくは商工会とか、その辺が窓口になっておられるのでしょうか。

**○商工交通課長（勇 忠一君）** 中小企業等の申し込み先は金融機関となっております。金融機関の方で書類を揃えていただきまして、町村の方へ申請を出していただく。町村の方で決定した場合、その利息というのは金融機関の方へ支払います。金融機関の方から、事業所の方へ行くっていう、キャッシュバック方式という形になっております。

**○5番（柳谷昌臣君）** 金融機関の方に事業者さんがそのまま申し込みに行くという形ですね、このコロナに関してですね、事業者さん等も、もう資金繰りとか、そういうので、もう大変苦勞なされていると思います。こういう形で補助をしていただくと大変助かると思いますが、このような感じで、ほかに、例えばその補助とか、そういうことは、現在、また、今後、どのような形で考えておりますでしょうか。

**○商工交通課長（勇 忠一君）** 数年前から、町単独の方で予算100万円をずっと計上しているんですけども、商工会の方へ委託しておりまして、そちらへ企業、事業所の方が申し込みいただきまして、1%以内の利子補給。貸付上限が2,000万円という制度を、従来、現在も並行して行っております。

**○5番（柳谷昌臣君）** 今、町単独でやっている事業もあるということですが、これと、その今回上げているのを同時に申し込みとか、活用できることは可能でしょうか。

**○商工交通課長（勇 忠一君）** 同時に融資を受けるってことはできませんので、どちらか一方を選択していただくという形になると思います。

**○5番（柳谷昌臣君）** はい、分かりました。こういう形で、その事業者さんにもいろいろ手助けすることは、本当に大事になってきますし、今後もっと必要になってくるかと思っておりますので、ぜひ、上手くですね、町内の事業者さんも回していけるようにしていただきたいと思っております。

次に25ページ、25ページの10款1項2目の中の27番、操出金、奨学資金貸付金、こちらの方が1,000万、組まれておりますが、こちらの説明をお願いします。

**○教育委員会総務課長（徳田義孝君）** 奨学金の貸付金1,000万円の繰り出し、積立でありますけれども、今、高校生、大学生等に対して奨学金を支給しているところですけども、その原資の補填ということでもあります。500万程度、毎年貸し付けているところですけども、それが、ここ1・

2年で枯渇してきているということで、この2年間相当で見直しを行いながら、財源の補填もしていただきながら、取り組んでいくということでの計上であります。

**○5番（柳谷昌臣君）** 毎年500万ぐらいですね、どんどん貸し付けているということですが、貸し付けているということは返ってもくると思いますが、そちらのバランスの方はどうなっておりますでしょうか。

**○教育委員会総務課長（徳田義孝君）** 貸付金が約500万程度ですけれども、償還の方は平均で300万に届かない程度になっております。経済的に困窮されている方についてということで、これまで要綱で定める方、それに、支障がない場合はさらに貸し付けてもいいという規定にもなっておりますので、そこ、配慮する形で貸し付けておりましたけれども、残高が200万程度ずつ、毎年、減少してきているということでございます。今後は、その貸付のあり方であるとか、償還してもらうための説明、また、相談、そういったことも重ねながら、改善に努めていきたいと思っております。

**○5番（柳谷昌臣君）** この奨学金ですが、例えばこの借りに当たっての基準とか、そういうのはございますでしょうか。

**○教育委員会総務課長（徳田義孝君）** 貸付におきましては、最近2年間、直近の2年間の成績が通知表でいうところの3.5以上の成績の優秀な方。それから、人物としても相応しい資質を備えた生徒であるということ。あと、生活にも困窮している。そのような条件のある方を対象にしております。

**○5番（柳谷昌臣君）** ぜひ、その困っている方々にお金を貸すという、貸して、勉強していただくということは大事になってくるかと思えます。その中で、先ほど課長も言われていましたが、その返済に関しての相談とかもいろいろ乗っていただきながら、できる範囲でしっかりと返済してもらえような方法も、今後、考えていただきたいと思えます。

また、例えばこういうふうな奨学金で返さなくていい制度の奨学金とかを、今後、つくっていくとか、そういうお考えはございますでしょうか。

**○教育委員会総務課長（徳田義孝君）** 貸付ではなくて給付型の奨学金のことだと思いますが、現在、教育委員会部局だけではなくて、町長部局、総務課であったり、企画課、また、保健福祉課サイドとも協議をしているところですが、例えば資格者ですね、保健医療関係での有資格者、常に募集しているところで、人がなかなか集ま、採用につながらないっていう、Uターン、Iターン者の方も含めて、そういった方々の奨学金の返済を支援できる仕組みがないかっていうようなことを、保健福祉課サイドとも連携しながらですね、制度設計の方を保健福祉課を中心に、今、検討しているところでございます。

**○町長（鎌田愛人君）** 給付型の件でありますけれども、瀬戸内町の名誉町民でありました、もう今は亡くなっておりませんが、瀬田良一さんから、以前、5,000万の町に対して寄附がありまして、それを瀬田良一人材育成基金として、これまで貸付で使っておりましたが、その残金が4,000万ありあるということで、それを半分、約2,000万ずつ分けて、一方は貸付、一方は給付型で、先ほど



教育委員会の総務課長からありましたように、給付型の分を町が必要とする人材、保健福祉部門の方ですね、給付型でやることに対しまして、今、制度設計をしている最中でございますので、このことがはっきりした際には、地元の町内の中学生、高校生たちにPRして、この給付型についても、大いに活用して、その専門的な知識を得た上で、また、町に帰ってきて、その身に付けたものを発揮してもらおう。そういう環境をつくるために、このことも早めの制度設計をしてやっていききたいというふうに考えております。

**○5番（柳谷昌臣君）** 今、教育総務課長、また、町長の方からもありましたが、この町の課題に対して、こういう形で給付型の奨学金というの、今後、重要になってくるかと思えます。それを、どういう形でやるのかっていうの、しっかりと協議していただいて、今、一番困っている看護師さんの育成、そのほかにも町の課題はいろいろとあると思えますので、ぜひ、いい感じで使えるようなことで進めていっていただきたいと思えます。

次、27ページ、こちらの10款1項1目社会教育総務費中の補助金、放課後子ども教室、こちらの50万6,000円補正されておりますが、そちらの要因をお聞きます。

**○社会教育課長（保島弘満君）** 放課後子ども教室の補助金の増についてですが、阿木名子ども教室の週5日開催に伴うもので、主に活動支援員だったり、コーディネーターであったり、そういった方々の謝金となっております。

**○5番（柳谷昌臣君）** もう、これ阿木名校区でのこの放課後子ども教室に対しての補填ということですが、その内容的に、例えばどのようになっていったんでしょうかね。以前と比べて。

**○社会教育課長（保島弘満君）** 週2日から、週5日開催になりました。以上です。

**○5番（柳谷昌臣君）** 阿木名校区のこの保護者の方々も、以前よりそういう話もお聞きしていただいたので、先に進んで、本当にとても喜ばしいことだなと思えますが、こちらの方、例えばほかの校区の方からの御要望とかは、現在はどうでしょうか。

**○社会教育課長（保島弘満君）** ついこの間行われました教育懇談会の方では、放課後における子供の安心・安全な居場所づくりの推進について、2校区から開催できないかという意見、要望がありました。

**○5番（柳谷昌臣君）** そちらの要望に対しましては、現在、どのような形で進めていく予定でしょうか。

**○社会教育課長（保島弘満君）** 2校区のうちの1校区については、今、地域の方々に活動支援員とかコーディネーターとか場所の選定をお願いしているところで、また、学校関係については、そのPTAのアンケートの配布をお願いしたり、また、空き教室が、空き教室の状況であったり、体育館で活動できないか、校庭で活動できないか。そういった形で、今、協議を進めているところです。

**○5番（柳谷昌臣君）** その、今の課長の方からいろいろ調査中ということですが、この放課後子ども教室、これもここ数年も、いろいろと課題となっております事業でございますが、新たに校区でやるとしたときに、どういう問題点とかが上げられますでしょうか。

○**社会教育課長（保島弘満君）** 放課後子ども教室の他の校区から開催できないかっていう要望があれば、教育委員会としましては、要望があれば開催する方向で対応したいと考えております。しかしながら、その地域の教育力の協力も必要ですし、あと、多少課題もあります。その課題というのが、活動、地域で活動支援員を探していただいたり、また、コーディネーターを探していただいたり、そういったことも必要ですので、地域と教育委員会と協力しながら、また、学校も合わせて協力しながら、開催できる方向で取り組んで行きたいと思っております。

○**5番（柳谷昌臣君）** コーディネーター等とか人材確保、また、場所の確保等、いろいろと課題はあるかと思いますが、例えば、シルバー人材とか、そういう方を使うとか、いろいろやり方は出てくるかと思っておりますので、ぜひですね、いろんな方向性を見据えて、しっかりとこの放課後子ども教育に関しましても進めていっていただきたいと思っております。以上です。

○**議長（向野 忍君）** ほかに質疑はありませんか。

○**3番（永井しずの君）** 15ページ、2款14目18節、電子自治体推進業の光ブロードバンド情報整備事業なんですけれども、この事業なんですけれども、説明書によると、現在、押角、勝能、諸数、生間、渡連、安脚場、諸鈍地区の基盤は整備でき、それ以外の地区の整備については、令和3年度末までに完了する予定と書いてありましたが、その進捗状況については、それでよろしいでしょうか。

○**企画課長（登島敏文君）** おっしゃるとおりですね、令和3年度中に、その残りの地域を整備しますけれども、この、今回計上しているのは、これまで唯一、その整備が予定されていなかった阿多地地区ですね、阿多地地区の部分の整備費を、今回、計上してあります。これで、加計呂麻地区が全部、光が通るということになります。

○**3番（永井しずの君）** 皆さん、待ってらっしゃると思っておりますので、よろしく申し上げます。

あと、24ページ、9款4目、防災無線施設費で、防災、個別ですね、防災行政無線戸別受信整備事業についてなんですけど、説明書によると、令和3年度から加計呂麻を先に配備し、令和5年度までにかけて、古仁屋市街地は最後だと伺ったと思っておりますが、以前。それでよろしいでしょうか。確認です。

○**総務課長（福原章仁君）** この防災無線戸別受信機につきましては、令和3年度から令和5年度にかけて、全世帯に整備するという計画に変更はございませんが、ただ、3年度の6月の奄振の申請分につきましては、採択が見送られたという状況でありましたので、また、今回、奄振での補正の要求においてですね、8月の下旬に、また、追加で申請をしたということとなっております。

○**3番（永井しずの君）** まだ大きな台風は来ないんですけども、大体9月、10月、秋頃、台風が来るかもしれないし、いつもの感じでは、だとですね。それで、古仁屋の方とか、いつこのラジオは来るの。防災無線は入るのっていうふうに、何人かから聞かれました。そこで確認をしたんですけども、やっぱり古仁屋市街地だと、役場からのものがあり、聞こえます。やっぱり加計呂麻の方は特に、土砂崩れとか被害が大きくなると思うので、この無線を待っていると思うんですね。一

応、できれば、できるだけ早い時期に配備の方をしていただきたいと思います。

**○総務課長（福原章仁君）** 今の屋外の無線においては、どうしてもですね、台風等、また、豪雨時には各家庭で聞こえにくいというのがありますので、少しでも早く、この個別無線機を整備したいというふうに考えております。また、やはりこの整備にするにしてもですね、ちょっと、まだ、すぐすと、ちょっと時間、かかりますので、我々としては、その間、やはりいろんな情報伝達手段を講じておまして、この、何て言うんですかね、テレビの南日本放送において、データ放送での、また、伝達ができるようになっておりますので、それ、それなども活用して、いろんな手段を講じてですね、町民の皆様にはそういった情報を、できるだけ早く伝達するという手段をですね、いろんな手段を、また、講じていきたいというふうに考えております。

**○3番（永井しずの君）** できるだけ、その町民の不安を解消できるように、ぜひ、進めていただきたいと思います。私の質問は以上です。

**○議長（向野 忍君）** ほかに質疑はありませんか。

**○1番（泰山祐一君）** まず、14ページ、お願いいたします。14ページの2款1項1目12節ですね、メンタルヘルス促進業務、90万円。こちらの方の事業の詳細をお伺いいたします。

**○総務課長（福原章仁君）** このメンタルヘルスの促進業務の委託料の件でございますが、これにつきましてではですね、やはり良好なですね、職場環境整備の一環としてですね、職員のメンタルヘルスケアの強化を図るものでございまして、内容といたしましてはストレスチェックを行って、また、それによる分析、それとメンタルヘルスのアンケート、また、カウンセリング、それと相談窓口ですね、これは365日24時間対応の開設するというところで、専門会社ですね、株式会社こころ機構というのがございますが、ここが県内の各自治体、数多くの、また、自治体がそこに契約されておりますので、そういった専門会社でありますので、そういったところと契約を結んでですね、様々な支援、サポートを組み合わせた、包括的な対応が実施できるということで、こういう、また、ヘルス促進業務の委託を考えておまして、やはり職員のですね、心の健康づくりを、推進を図っていきたいということで、その業務委託を考えているところでございます。

**○1番（泰山祐一君）** はい、了解いたしました。非常に、今、働き方改革もありますし、新型コロナウイルス感染症の対策で、お仕事、従事されている方々で、いろいろ働き方の部分でも、非常にストレスがかかっているのではないのかなと思いますので、ぜひ、こういった部分でケアの方をお願いできたらなというふうに思います。

次に、同じページになりますが、2款1項12目12節、18節ですね、11目の18節、防犯灯設置事業75万円ですけれども、こちらの事業の詳細をお伺いいたします。

**○総務課長（福原章仁君）** この防犯灯設置事業に関しましてはですね、各集落がこの新しく、何て言うんですか、街路灯、防犯灯を設置する部分と、また、今の蛍光灯の電気、蛍光灯からですね、LEDへ、また、変更するということに対しての補助でございまして、当初の予算、非常にまた、各集落からですね、設置への要望が来ていますので、その部分に関しての、今回の予算計上という

ことでございます。

**○1番（泰山祐一君）** はい、了解しました。以前、私の方が6月の議会でも一般質問させていただいたんですけれども、こちら、集落の街灯ですね、そういった部分で、ソーラーパネル付きの部分とかも、ぜひ、今後、今回はないと思いますけれども、検討の方もしていただけたらなというふうに思います。

では、次に行きます。先ほど、御質問もございましたが、同じ2款の1項12目18節ですね、地域提案型事業の217万6,000円のこちらですが、空き家改修事業で追加の2件というお話がございました。こちらなんですけれども、先日5月に囑託委員会が行われて、こちらの事業の御案内もしていただいているというふうに伺っております。これまで、この2件も含めてですね、いままで何件、この空き家改修事業ですね、採択をされたのかっていうの、改めてお伺いできますか。

**○企画課長（登島敏文君）** 平成30年度からの実績ですが、令和2年度までで8件ですね、実績あります。令和3年度は、今のところ4件申請がありまして、そのうちの2件が終了しておりまして、2件が今回の補正になります。

**○1番（泰山祐一君）** 僕自身もこの事業はすごい期待しております。地域の方も、今までですね、この2件合わせると12件ですかね、活用していただいているということではございますが、しかしですね、人口減少を食い止めるに当たって、まだまだこの件数の伸びだと、正直、現実、厳しい課題もあるのかなというふうに感じます。地域の方と話している中で、この空き家改修事業の予算が上限130万円の支援額というようなことですが、今、ある限界集落の地域からは、集落の財政も、この新型コロナウイルスの最中ということもあり、非常に厳しい中ということで、申請したくても申請できないんだというようなお話もございました。今後、新型コロナウイルスの影響で催事も、また、今年度、中止にする地域も多いかと思えます。そういった部分も含めて、新型コロナウイルスの支援も含めてですね、この130万円の支援金額から、さらに補助金額を上乗せするというようなことも、ぜひ、今後ですね、検討していただければ、地域の方の支えにもなるのかなと思いますので、ぜひ、その辺も御検討お願いいたします。

続きまして、15ページに移ります。2款14目18節、先ほど光ブロードバンド情報基盤整備事業、1,200万円のお話、ございました。阿多地地区ということでしたが、こちらなんですけれども、僕も地域、回らせていただいて、阿多地の方、一旦この光ブロードバンド、引かないよというようなお話をされたということで、今回、再度、申請し直したいということでお話を要望したというふうに伺っておりますが、それは間違いないでしょうか。

**○企画課長（登島敏文君）** おっしゃるとおりですね、阿多地地区の方から光ケーブルを開通させてほしいという、そういった要望書が上がってまいりましたので、それを受けましてですね、今回のこの計上となっております。

**○1番（泰山祐一君）** この要望に応えていただけることは、非常に私自身もありがたいなと思っております。しかしですね、今回、光ブロードバンド、元々の計画の中で国庫支出金を計上して、補

助の対応をしていると思いますが、今回、地方債で1,200万円の計上ということになっていますが、これはもう、町の町単独の予算で1,200万ということによろしいでしょうか。

**○企画課長（登島敏文君）** 最初に、その計画をしていたですね、加計呂麻島全体で計画をしていたときでしたら、その国庫事業、乗せることができました。ですが、その時点では、阿多地地区の方は、私の集落は必要ありませんということでございましたので、一旦、その阿多地地区は外してですね、整備を進めていたところでした。今の時期になってですね、やっぱり国庫補助事業っていうのは、確認もしましたけれども、それはできないということでございますので、これは起債事業で行うということで、起債を充当するということになっております。

**○1番（泰山祐一君）** 了解いたしました。こちら、阿多地の区長にですね、話を聞かせていただいたところですね、以前、こちら、行政側からではなく、この光ブロードバンドを運営するNTTさんですかね、から御連絡をいただいたと、関係会社から御連絡をいただいたということで、その説明の方法がですね、あまりにもちょっと分からなかったということで、お断りをしたというふうに伺っております。元々、当初、説明をする際にですね、役場職員の方も含めて、もし説明、しっかりと加計呂麻地域でこういうような事業をやると。その上で、集落の負担というものも今回はないんだよというようなことも含めてお話をしていれば、多分このような、町の単独予算、1,200万をかけずに済んだんではないかなと思いますので、ぜひ、今後、こういった部分がありましたら、丁寧に地域の方にしっかりと分かるような説明も、お願いできたらなと思いますので、よろしく願います。

**○企画課長（登島敏文君）** 最初にですね、そのNTTの方が説明をされたということですね。その後ですね、NTTの方から瀬戸内町の方に、阿多地地区はおっしゃっているけど、よろしいのかと、よろしいんですかという質問があったそうです。そのときにですね、町の方から、再度、阿多地地区に電話をしてですね、詳細な説明をしていると聞いておりますので、それはまた、事実をですね、確認されたらいいと思います。うちの方は阿多地地区に電話をして説明をしているということでございます。

**○1番（泰山祐一君）** はい、了解しました。説明の、何ですかね、最初の入りの方法が、多分、阿多地の受けた方がですね、なかなか素直に受け入れられなかったのかなと。その上で、役場の方の御説明もあとであったということで、お話でしたが、その部分でも、もうやらないよということでお答えしてしまったのかなと思います。だからこそ、今回、意見が変わったというようなことだと思いますので、ちょっとその辺の、感情的な部分も正直あると思いますが、ちょっとその部分も、フォローできる部分があれば、今後、ぜひ、していただきたいなと思って、お話をさせていただきました。

続きまして、18ページに移らせていただきます。すいませんね、15ページですね、ごめんなさい。15ページの2款18目18、13節ですね、企業誘致雇用創出促進費96万円。こちら、減額となっておりますが、こちら、古仁屋、春日にあった瀬戸内ITベースの件だと思いますが、間違いはない

でしょうか。

○企画課長（登島敏文君） おっしゃるとおりであります。

○1番（泰山祐一君） こちら、この予算がゼロになりますと、この瀬戸内ITベースはどのようになる予定なのでしょう。

○企画課長（登島敏文君） ITベースはですね、今、物産館の2階の方で運営しております。

○1番（泰山祐一君） 2018年より地域活性化包括連携協定、提携を結んだターゲットホールディングスさんですかね、運営しているというふうに記憶しております。こちら、間違いはないでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） そのとおりであります。

○1番（泰山祐一君） 実際に、このITベースがですね、外から企業を誘致する企業誘致などの目的があったと思いますが、今まで何社の企業誘致が現時点でできていたのかという実績をお伺いできますか。

○企画課長（登島敏文君） 実際にですね、その支所であるとか、そういったものがですね、数件、登録をされておりますが、実際に本社が移ったとか、そういった実績はありません。

○1番（泰山祐一君） この結果に関して、町としては満足しているのか、もっと課題があるのかというようなお考えをお伺いできますか。

○企画課長（登島敏文君） 最初のその目的からすればですね、町としてはもう少し期待していたところはありますが、町の思ったところまでは、実績は伸びていないなという感触であります。

○1番（泰山祐一君） こちらですけれども、春日にあった瀬戸内ITベースさんですね、オープン前後から換算すると、この年間96万円、家賃の計上だと思いますけれども、2018年の年末、11月、12月頃ですね、から契約されていると思います。その際に、今、今回、2021年ですね、になりました。2年ほどですね、こちらの方、家賃の支援をし続けて、町の取組としてやってきたというような中、課題があったということでしたけれども、実際に、こちらですね、春日にあった事務所ですね、もしかしたら耳に入っていたのかもしれませんが、町民の方から、ここの事務所を使っている職員が不在の日が多かったというふうに伺っておりますが、このことは御存知でしたでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） そうですね。365日、ずっとそこに誰かがいるというわけではなかったと思っております。

○1番（泰山祐一君） その365日ずっといる、いてほしいということでもなく、やはりその事務所をですね、有効活用するべきだと思うんですね。また、町が家賃を負担していた不動産ですから、この部分で事務所をほとんど、もし、使っていなかったりとか、使いの利用頻度が低かったということ、さらには結果も思ったよりも残していないというようなことで、この事業者さんに対してですね、どのように思っているのかというようなことを改めてちょっとお伺いできますか。

○企画課長（登島敏文君） そのITベースに関しては、そのターゲットさんとですね、いろいろと実績を見ながらですね、もっと伸ばすことはできないのかと、そういった協議はしたことがありま

す。ターゲットさんの回答としては、コロナ禍でですね、なかなかそういった誘致が難しいので、もう少し様子を見てほしいというような回答でありました。

**○1番(泰山祐一君)** はい。この一連ですね、質疑をさせていただきましたが、住民の税金で賄っている補助金ですので、この2年ほどと言いますと、約200万ほどですね、負担を町がしているというようなことになっております。やはり、事業者さんに任せっきりに、流石にしすぎてはないと思いますけれども、町の担当の方もですね、ぜひ、今後、こういった取組をする際にですね、アフターフォローも含めて、二人三脚で伴走支援をするなりしていただいて、いただきたいなというふうに思います。また、現在、改修工事をしている健やか福祉センターに設置されているテレワーク施設ハブもですね、同じことにならないように、ぜひ、お願いいたします。

続きまして、質問、移らさせていただきます。15ページ2款18目18節に移りますが、奄美藍染め復活による新商品開発及び市場開拓費2,928万8,000円、こちらの事業の詳細をお伺いいたします。

**○企画課長(登島敏文君)** これは、加計呂麻島ですね、奄美藍染め研究会というところがですね、申請して採択されて、総務省に申請して採択された事業であります。事業名が、奄美藍染め復活による新商品開発及び市場開拓調査事業ということでありまして、藍畑の設置したり、その工房を、藍の工房をつくったりですね、あと、専門人材活用して、専門家との新商品の開発を行う。そして、ICTを活用してオンラインの、オンラインサービスの開発を行う。こういったところを概要になると思います。

**○1番(泰山祐一君)** はい、ありがとうございます。この後、加計呂麻での取組が生まれるということですので、奄美、瀬戸内町全体ですね、広げていただきながら、この事業が成功につながっていくように、また、見守っていただけたらなというふうに思います。

次、17ページに移ります。17ページの4款1項2目12節ですね、こちらのシステム費400万円減額となっておりますが、こちらの詳細をお伺いいたします。

**○保健福祉課長(昇 克己君)** この400万の減であります。当初、6月補正でですね、LINEシステムを入れたいということですね、予約システムのLINEを入れる予定でありましたが、今現在、予約しているものでですね、支障がないということで、コールセンターに3名配置していましたが、それを5名に増やして、5名体制ですることによって、LINEのそのアプリを入れなくて済むんじゃないかということでですね、落としております。

**○1番(泰山祐一君)** 改めて確認なのですが、こちらのシステム費400万円ですね、こちらは国庫支出金で100%の事業だったのでしょうか。それとも、異なるのか、お伺いできますか。

**○保健福祉課長(昇 克己君)** これに関しましては、交付金事業を活用しておりました。

**○1番(泰山祐一君)** 了解です。そうなりますと、個人的にですね、非常にもったいなかったのかなと思っております。前回の6月の定例会で、一般会計補正予算で追加予算化しました。3か月でこの予算の取り下げというようなことで、近くを見渡してみれば、奄美市と龍郷町がインターネットやLINEからの予約も実現しているというようなところでございます。ほかの市町村が実現して

いる中、なぜ、我が町瀬戸内町は取り下げたのかというようなことで、先ほどの御質問をさせていただきます。こちらですね、担当職員の方の中でやりにくいというような意見で、多分、電話の職員を増員したというようなことで対応したと思いますけれども、しかし、実際に、僕もそうですし、インターネット、LINEを使い慣れている世代からしてみると、そういったシステムがあった方が予約の申し込みがしやすかったというふうに思いますけれども、その辺の御意見というようなものは、町民の方に伺ったりした上で、この減額ということになるのでしょうか。

**○保健福祉課長（鼻 克己君）** 今、言われた、町民の方に確認したかということではありますが、町民の方へですね、確認はしなくて、町の判断でやったということでもあります。

**○1番（泰山祐一君）** ぜひですね、非常にいい企画でありいい機会であったと思っています。その中で、短期的な視点で自分たちの中、町、局の中だけで判断抱え込むだけではなく、ぜひ、今後はですね、例えば、各、ほかの課と一緒にこのLINEのシステムをどのように活用していったら、ほかの課としても流用できるのか、応用できるのか、そういった機会にも、もしかしらつなごうかというふうにはないのかなというふうに感じます。そうすることによって、一つの種から多くの実が取れる、そういった取組になったのではないのかなというふうに思います。そうすることに、町の可能性がより広がったのではないかと思いますので、今後、こういったものですね、含めて、町だけで判断する部分もあるとは思いますが、ぜひ、町民の声も踏まえた上で御判断していただけたら幸いかなと思います、はい。

続きまして、18ページ、同じページですね、次のページですね、18ページの4款1項10目12節、加計呂麻島ノラネコ避妊去勢手術業務ですね、こちら、80万円ですが、事業の詳細をお伺いできますでしょうか。

**○町民生活課長（鼻 憲二君）** はい、お答えします。こちらは、今現在、ノラネコ対策として、不妊治療をして戻すっていう事業を奄振で、広域でやっておりますが、本島側、自然遺産登録を見据えて導入しておりましたので、どうしても手薄である加計呂麻から要望が多くてですね、今回、町単独で民間の獣医師さん、定期的に行かれているということがありましたので、そちらの方と相談しまして、民間の力も活用しながら、加計呂麻島のノラネコ対策を町単独で新たにやっという予算であります。

**○1番（泰山祐一君）** こちらは1匹当たり幾らの補助をする予定でございますか。

**○町民生活課長（鼻 憲二君）** この補正予算が通らないとですね、ちょっとやはり契約の方は進められないんですが、事前で一応打診させていただいている時点で、1匹8,000円という形でどうかなというふうなことで、ある程度の感触はいただいております。

**○1番（泰山祐一君）** 加計呂麻の住民の方からも、このノラネコの避妊、去勢の件ですね。要望の方も僕もいただいておりますので、非常に、世界自然遺産にもなりましたので、こういった町、集落のですね、地域の景観の部分も含めていい取組だと思いますので、ぜひ、前向きに進めていただきたいなというふうに思います。また、広報紙などでも、この事業決まったら、ぜひ広く広報し



ていただけたらなというふうに思います。

続きまして、19ページに移ります。3款1項3目ですね、18節になります、農林水産物輸送コスト支援事業244万3,000円ですね。こちらはどの支援をする予定なのか、事業の詳細をお伺いします。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） これはですね、令和2年度まで林産物のチップをですね、の補正を、補助をしていたんですが、今回、原木を出荷するってということで、その増額した分を補正しております。

○1番（泰山祐一君） 実際にその原木ですね、どのような活用をされているのか、伺えますか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） これはですね、発電のバイオ燃料として使われるそうです。

○1番（泰山祐一君） これは、鹿児島県に送ってバイオマスで発電するというのでよかったですでしょうか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） これはですね、谷山の七ツ島にあります発電所で送る予定で、出荷する予定です。

○1番（泰山祐一君） ちなみに、御参考までに、どのぐらいの量を、この予算を通じて送る予定なんでしょうか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 今回はですね、1,965 tでした、を予定しております。

○1番（泰山祐一君） 結構な量になりますね、はい。ぜひ、こういった部分の取組なんかも、支援の方、ぜひ、今後も前向きにしていきたいなというふうに思います。

続きまして、同じページですね、6款1項4目12節、瀬相公社基本設計の32万円の減額ということで、瀬相公社基本設計の部分で、今後のスケジュールですね、分かる範囲で進捗をお伺いいたします。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 入札しまして、2回ほど打ち合わせをしております。それでですね、終わりが3月の中頃に完成する、仕上がる予定としております。

○1番（泰山祐一君） 了解です。あと、設計するに当たって、今、想定している土地の面積はどの程度で、建物ほどの程度で、また、中に入れる設備ですね、どのようなものを入れる予定なのか、既に決まっているものがあれば、お伺いできますか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 今のところですね、協議しているところです。どういう機械がいいのか、どういう面積で耐えられるのかというのを、協議しているところです。

○1番（泰山祐一君） 分かりました。あと、気になるのが残っていた土地の買収、若しくは賃貸契約ですね。こちらの部分は既に完了しているのか、まだ交渉中なのか、お伺いできますか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 8月ですか、交渉に行く予定だったのですが、コロナ禍の中で、行ける状況にありませんので、また、今後、コロナが収まり次第、また、交渉したいと考えております。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。ぜひ、設計して、これから進めるに当たって非常に大事な部分だと思います。また、キビ酢を、奄美せとうち地域公社が作るということですけども、

今のところ、キビ酢自体は、奄美せとうち地域公社から農協さんの方に卸す形になるのか、それとも、地域公社の方で販売を自分たちですするという形になるのか。その辺は、もう、進捗はございましたか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 今現在ですね、農協の方ともですね、協議がまとまりつつあるところです。

○1番（泰山祐一君） また、その辺も開示できる部分がありましたら、今後、お願いいたします。次、20ページに移ります。6款1項8目の18節、子牛運搬用軽減対策事業ですね。こちらの事業の詳細をお伺いいたします。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） これですね、令和3年度1月、3年の1月からですね、笠利の市場の、競り市場の方で競りをする事になっています。請・与路・加計呂麻の方は、離島流通活性化推進費として輸送費が補助されておりました。須手の市場までのね、されておりましたが、須手から、また、笠利市場への流通経費がありません。それで、農家の軽減化、図るために、出荷の流通費を上げているところです。

○1番（泰山祐一君） この換算の仕方、計算の仕方ですが、これは1頭当たり幾らというような計算になりますか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 本町の輸送会社の方に輸送をお願いしているところなんです、1頭当たり5,000円で計算しておりまして、国の事業の方で輸送費の3分の2以内の補助となっておりますので、その計算でやっております。

○1番（泰山祐一君） はい、了解いたしました。非常にこういった部分、笠利までの異動経費ですね、事業者さんにとってはしんどかった部分かなと思いますので、こういった部分で助かるのではないかなと思います、はい。

続きまして、20ページ、同じページ、6款1項9目の10節ですね、こちらの修繕費、198万円ですが、こちらは何の修繕になりますか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 蘇刈と池地、諸鈍、水洗、農業用水の水洗弁、水質ですか、の修理です。

○1番（泰山祐一君） はい、了解いたしました。

続きまして、21ページに移ります。6款3項2目12節、漁港台帳電子化業務150万円ですけれども、こちらの事業の詳細をお伺いします。また、これをすることで、どのような費用対効果を見込んでいるのか、そういった部分もあれば、教えていただけますか。

○水産観光課長（義田公造君） お答えいたします。これはですね、漁港台帳の電子化業務です。場所はですね、西古見漁港、花天漁港、久慈漁港、3漁港となっております。今ですね、台帳自体もペーパー台帳となっております。これを、CADデータを入れた形でですね、電子化をして、これを基に、今後のいろんな計画を立てていくってことになっております。以上です。

○1番（泰山祐一君） はい、了解しました。ペーパーレス、そういった部分でも非常に有効な活用

かなと思います。また、今後ですね、既にされているかもしれませんが、企画課の情報政策係の方の担当も、ぜひ、連携する部分があれば共有などもしていただければというふうに思います。

次に移ります。21ページ、同じページになりますが、6款3項2目12節ですね、こちら、伐採業務の委託料6万円ですけれども、こちら、どの辺の辺りを伐採される予定でしょうか。

**○水産観光課長（義田公造君）** お答えします。伐採の場所なんですけれども、これは古仁屋漁港、緑地公園、また、松江公園を予定しております。

**○1番（泰山祐一君）** はい、分かりました。古仁屋市街地を伐採したり、清掃作業をする際に、一つ、ちょっと町民の方からも疑問があるんですけれども、このように職員が伐採しないで委託する理由ですね、お伺いしたいのですが、例えば職員が行うことができない技術を要するような伐採なのか、そういった部分をお伺いできますか。

**○水産観光課長（義田公造君）** 伐採についてはですね、もう誰でもできる事業だと思います。しかし、草刈りに関しましては資格、草刈りのですね、資格がございます。基準としましてはですね、できる範囲はですね、職員の方でもやっておりますけれども、時期的に、夏場、また、梅雨時期っていうのは結構草も生えますので、その時間を、時間帯っていうか、その調整を図りながらですね、委託を行ったり、自前でできるところはやったりということを行っております。

**○1番（泰山祐一君）** この、近年ですね、世界自然遺産の取組として、古仁屋の市街地の地域をですね、職員の方がごみ拾いなど活動されて、非常にいい取組だなというふうに思っております。しかし、職員がやる場合と委託する場合ですね。こちら、どのような形で取り決めをするのかという、委託をするのか、どのような取り決めで委託するのかというような基準の部分が、少しなんか曖昧なのかなと思ひまして、そういった部分も、今後、整理整頓していったらどうかと思ひましたので、この質疑をさせていただきました。

次に移らせていただきます。次、22ページですね、6款の3項3目の10節ですね。修繕料45万、すいません、6款3項の、6款3項3目の10節の73万7,000円ですが、こちら、どこの部分を修繕される予定でしょうか。

**○商工交通課長（勇 忠一君）** この補修はですね、海の駅の浄化槽ブローアが3台のうち1台がちょっと稼働しておりませんので、そこの修理と、あと、排煙窓が上手く動かないところがありますので、そこの修理を予定しております。

**○1番（泰山祐一君）** はい、分かりました。

続きまして、同じページになります。22ページの7款1項3目の10節、観光費の修繕料45万5,000円ですが、こちらの方の修繕はどこの修繕になりますか。

**○水産観光課長（義田公造君）** お答えいたします。これ、芝集落のですね、ロシア文学者昇 曙夢先生の公園のですね、門扉の設置を予定しております。近年、7月の26日も世界遺産登録になりましたけれども、観光客の方も来られております。それと、また、その公園内にですね、イノシシも入って運動会をしているっていう状況も聞かれています。それと同時に、その要望もあったもんで

すから、その修繕に充てる予定にしています。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。了解です。

続きまして、23ページに移ります。8款2項の3目ですね、ですが、12節の測量設計1,093万5,000円の減額と、16節の減額。公有財産購入費100万円の減額。あと16節、同じですね、道路用地の400万円の減額。また、21節の電柱移転補償費100万円の減額。こちらの方の詳細をお伺いできますか。

○建設課長(西村強志君) 測量委託の減額分につきましては、清水地区の仮称清水線の道路の設計委託を予定していましたが、説明会を行ったあと、ちょっとルートの見直しがあり、今年は実施設計はなく、来年度、実施設計を行う予定としております。それで、減額としております。それに伴いまして、用地費、あと、電柱移転、それも見直しに伴い減額としております。その分を、工事費の方に組替としております。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。この計画、清水運動公園で話が出ている、スポーツ文化村構想の話の一式のものと理解してよろしいでしょうか。

○建設課長(西村強志君) そのとおりです。

○1番(泰山祐一君) 分かりました。今後、また、構想の方、考えていくと思いますが、大体いつ頃から、この道路工事関係ですね、設計の着工に入れそうなのか、用途が分かれば教えていただけますか。

○建設課長(西村強志君) 来年4年度に実施設計を行いまして、用地取得、すいません、用地取得、5年度から工事着工を予定として、今、進めているところです。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。ぜひ、地域住民の方にもですね、こういった計画、構想の部分も含めて、話し合いの方、進めていただきたいなというふうに思います。

続きまして、同じページですね。23ページ8款1目4項18節ですね、海岸堤防など老朽化対策緊急事業373万5,000円の事業の詳細をお伺いできますでしょうか。

○水産観光課長(義田公造君) お答えします。この事業はですね、鹿児島県の事業で、海岸、堤防のですね、改修を行う事業でございます。これは、地区が清水地区になっております。あと、当初がですね、延長200mを予定しておりましたけれども、変更で267mにしております。場所はですね、自衛隊の官舎って言いますか、宿舎ですかね、伴場、その前の護岸をですね、計画しております。以上です。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。了解です。

続きまして、25ページに移ります。25ページの10款1項4目18節の古仁屋高校生生徒通学費などの、こちら、通学費ですね、14万7,000円の事業の詳細をお伺いいたします。

○教育委員会総務課長(徳田義孝君) 古仁屋高校の生徒通学費等の助成であります、補助金ですが、新1年生につきましては、この補正予算で対応するっていうことになっておりまして、新学期、1年生で古仁屋高校入学した方で、例えば蘇刈から古仁屋とか、久根津集落から古仁屋とか、

この2名の方の交通費の助成ということであります。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。

続きまして、下の項目ですね。10款の1項5目の10節ですね、こちらの修繕料40万円ですね、古仁屋高校男子寮ですね、こちらの方ですが、どんな修繕を行うのか、お伺いできますか。

○企画課長(登島敏文君) 男子寮の方に厨房がありまして、そこに食洗器をですね、設置します。

既存の施設のですね、食洗器を修理して、それを設置する。配管も含めて、修理代、修理費をですね、今回、計上しております。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。そういった部分で、いろいろと寮を管理される方の負担というものが軽減されるのかなというふうに思います。

次、26ページですね。10款の2項1目10節の新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を活用した小学費の消耗品費21万8,000円を活用しておりますが、こちらの事業の詳細をお尋ねいたします。

○教育委員会総務課長(徳田義孝君) これ、コロナ交付金を活用しての事業ですが、各学校、クラスごとにこの消毒液ですね、消毒液5 l入りとかのを配置するというので、その学級数分の計上になります。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。そうしますと、次、下の中学校費の同じ消耗品費8万4,000円も同じ考えでよろしいでしょうか、はい。

○教育委員会総務課長(徳田義孝君) 同様でございます。

○1番(泰山祐一君) はい、了解いたしました。

続きまして、次のページ、27ページに移ります。10款5項4目埋蔵文化財調査費63万8,000円ですね、こちらの方の事業の詳細をお伺いできますか。

○社会教育課長(保島弘満君) 国庫補助事業の最終報告年度となっております、今、その報告書を完成されるために、担当者が、今、残業しながら頑張っているところで、その残業増に伴った各種項目の増となっております。

○1番(泰山祐一君) はい、了解しました。ぜひ、この内容ですね、期待しております。また、観光課の部分とも、もし共有できる部分、連携できる部分などもあれば、今後の、来年度以降の部分で事業など検討してもらえたらなというふうに思います。

最後にですね、28ページに移ります。10款の6項4目給食センターの建替え、5,000万ということで計上されていますが、こちら、事業の詳細と経緯があればお伺いいたします。

○教育委員会総務課長(徳田義孝君) 5,000万の増額でございますけれども、当初見込んでいた設計額から比較しまして、いろいろ増額となる要因がございます。一つは、8月に単価の見直しというのが行われるんですが、その新単価の見直しで、単価が上がったということ。それから、施設ごとに、例えば外調機気とかですね、設計額をはじくときに、掛け率、標準で示されている金額に対して掛け率というのを掛けるんですけれども、それが、当初見込んでいたものよりも、離島であるという部分の加味が十分なされていない関係上、かなりそこが上がったということ。それから、

工区分けということで、工区を分けておりますけれども、そのときの経費ですね。工区を分けることによって、諸経費っていうのが、その分、増加してくるっていうことでございまして、それらの要因で、今回、5,000万の増を計上しております。

○1番(泰山祐一君) すいません。こちら、金額も金額で、かなりの上乗せの5,000万なのかなというような感覚で受け止めておりますが、こちらなんですけれども、換気扇等々の部分ですかね、この予算になると思うんですけれども、それは間違いないでしょうか。

○教育委員会総務課長(徳田義孝君) 換気設備が一番大きいですが、それ以外に空調ですね、空調関係で5工区に分けております。それらの金額の合計。全体では11億程度の経費の中で、工事費の中での5,000万ということなんですけれども、換気設備、それから、空調ですね、これらの増によるものです。

○1番(泰山祐一君) すいません。この、元々、当初ですね、見込んでいた金額ですね、その算出の仕方と、今回、その8月でこれだけの5,000万というような差額が出たというようなことで、町側の判断が見誤っていたのか、それとも、事業者さん側の方との、何でしょう、この見積もりのコンタクトというのが、あまりにも見積もりを出される側の方が見誤っていたのか。何か、その辺、現場の担当としての所感をちょっとお伺いできますか。

○教育委員会総務課長(徳田義孝君) 当初、この予算計上したときにはですね、11億というのが、1年以上、2年近く前の単価に基づいて計上している額だと思いますけれども、その後の毎年の単価の見直し等の中で、見直しが、今回、反映されたということ。それから、設計につきましては、この離島で整備するという部分につきまして、町が十分な単価っていうのを持っていなかったこともあるかと思いますが、県内の大手の業者に発注する際の掛け率、そういったものを活用していた関係上、実際、ここの離島で造るっていう、なった場合に、掛け率がかなり、それではできない。機械そのものも外気を取り入れて正常化して使うっていうような、特殊な設備であった関係もありまして、その部分が設計、担当者もそこまで十分見積もれなかったということですね。あと、先ほど申し上げましたように、工区を分けたことによりまして、諸経費につきまして、1社に発注するよりも5社、5工区に分けることによりまして、その分の諸経費の増というものがございましたので、そこら辺のことで増額となったということでございます。

○1番(泰山祐一君) ちなみに、その5工区に分けたというお話でしたが、5工区に分けた理由ですね、そちらをお伺いできますか。

○教育委員会総務課長(徳田義孝君) 金額面からいきますと、分けずに発注する方が、当然、経費節減にはつながると思いますけれども、公共事業等につきまして、地元業者への配慮という部分もございまして、工区分けできる場合は工区分けをするっていうふうなことになっているかと思えます。そのような中で、このように決定されたと認識しております。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。今回、その11億円の元々の計画が、この5,000万をプラスして11億5,000万もですね、金額になりましたと。やはり、瀬戸内町がかなり豊かな財政に恵

まれている地域であれば、このようなことがあっても何とかフォローできると思うんですけども、非常にやはりこの5,000万という規模感ですね、すごい大事な財政の部分だと思います。今後、こういった事業ですね、やる際に、ぜひ、ほかの課にもですね、こういった事態が起きないような形で、その2年前のものをそのままやるのではなく、日々アップロード、アップロードしていくというような形で、各事業者との連携も含めてですね、ぜひ、今後に活かしていただきたいなどというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上で、質疑、終わります。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第70号、令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開は11時15分とします。

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時15分

○議長（向野 忍君） 再開します。

#### △ 日程第4 議案第71号 令和3年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第2号）について

○議長（向野 忍君） 日程第4、議案第71号、令和3年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第71号、令和3年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第1号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとす

るものですが、その主な内容は次のとおりであります。

先ず、歳出について申し上げます。へき地診療所事業費の施設管理費に717万3,000円等を追加したことです。

次に、歳入について申し上げます。諸収入の雑入に719万円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（泰山祐一君） 8ページ、お願いいたします。こちらの1款1項1目の11節医師紹介費ですね、手数料で660万円というふうに計上されていますが、こちらの詳細をお伺いできますか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） この手数料に関してなんですけれども、医師紹介後ですね、成功報酬として年収の3割から4割の手数料が必要ということで、補正に上げております。

○1番（泰山祐一君） こちらの医師は、どのような活用を、今後、考えていらっしゃるのか、お伺いできますか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） 基本的に、内科、総合内診療ができる方という形で考えております。

○1番（泰山祐一君） 先日にちょっと遡るんですが、へき地診療所の入院が、今、休止になっているということで、こちらの医師が増えることによって、今後、そういった入院の復活というようなことも見込んで、この660万ということよろしいですか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） まず、医師の確保ができないことにはですね、病床復活というものはないと思われるので、まず、医師の確保を目指していきたいというように考えております。

○1番（泰山祐一君） 分かりました。ぜひ、へき地診療所の入院ですね、再開してくれることを待ち望んでいる方々、多くいらっしゃいますので、そちらも含めて、まずこちらの第一歩ということで、医師の方を確保できるように、頑張ってもらえればというふうに思います。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（柳谷昌臣君） 今も質問がありました、この医師の紹介ですが、こちらの財源は、どこから、どのようになっていますでしょうか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） 今、この手数料の財源は一般財源となります。

○5番（柳谷昌臣君） この予算書を見ますと、その他で780万上げて、そちらの方が活用されると思いますが、一般財源でよろしかったのでしょうか。

○総務課財政補佐（茂野清彦君） この巡回診療の財源についてですけれども、最終的には決算、年度末に、決算前に清算をして、一般財源っていう形になります。今回の予算としましては、雑入の方で、その他雑入という形で予算の調整をしていることになります。

○5番（柳谷昌臣君） 了解しました。

その中で、この医師を紹介していただくということですが、紹介していただいた先のことです



が、例えば瀬戸内町に来ていただいて、そこからまた、その医師の方がどのようにするかとか、それが大事になってくるかと思いますが、例えばその判断基準とか、その辺はどのようになっていますでしょうか。

**○保健福祉課長（昇 克己君）** 医師の判断材料としては、その医師の職歴とか、経験年数、また、地域医療に貢献できる方というのを見定めて判断していきたいと考えております。

**○町長（鎌田愛人君）** 今回、660万計上しておりますが、それ以外に、町がしている募集として、全国自治体病院協議会、この場合は紹介手数料が75万。そのほか、総合メディカルという機関がありますが、その手数料が年収の2割から3割。今回、計上しているものが年収の4割ということで、660万ですが、いずれ、この各方面に募集している中で、もし医師が、そういう希望があった場合ですね、やはり、先ほど課長がありましたように見定める必要があります。その際には、これは最終的には私の判断になると思いますので、直接お会いしたりしながら、また、その方の仕事の状況など見定めた上で、判断したいというふうに思います。できれば手数料が安い方がいいかもしれませんが、その後ですね、契約したあとに、いろんな問題が起きることも無きにしも非ずですので、その際、見定め、見極めが大変重要でありますので、このことについては慎重に見定めたいというふうに思っています。また、医師が確保できて、契約してから、へき地診療所に着任してもですね、すぐすぐ病床を復活するというものではありません。ここに来て、さらに数か月、6か月、使用期間という契約の下で募集していますが、数か月、また、そこで見極めて、本当にやっていけるのか。そういう、病床復活してやれるのか。そういうことも慎重に判断した上でですね、病床の復活につながるというふうに思います。その際には、見極めた中で、病床が確実にやっていけるとなった場合には、当然、看護師の募集もしなければなりませんので、そこら付近も考えると、この大きな、最大約660万という予算を投じるわけですから、やはり職責に、その医師がこのへき地診療所で常駐医師としてやっていけるような人材を確保するというのは重要なことですので、ここは慎重に見極めながらやっていきたいというふうに考えております。

**○5番（柳谷昌臣君）** 今回、この医師の紹介料ということで660万を組んでおりますが、これ、看護師さんの確保ということで、こういう事業とか、そういうのに持っていくとか、そういうお考えはありますか。

**○保健福祉課長（昇 克己君）** 今現在、看護師に関しましては、今の現状でありますと、看護師は、今、足りている状況でありますので、今後、まだ、その状況になりましたら、考えていきたいと考えております。

**○5番（柳谷昌臣君）** 分かりました。先ほど町長がおっしゃられたとおりですね、紹介されたとしても、この見極めというのがとても重要になってくるかと思いますが、ですので、確かにこの医師確保、看護師確保というのは、本当に本町でも課題になっておりますので、ただ紹介してもすぐすぐ採用するわけじゃなく、しっかりと本町に合った、本町のためにしてくれる方々を、ぜひですね、勤務していただけるように見極めながら、進めていっていただきたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第71号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第71号、令和3年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第5 議案第72号 令和3年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（向野 忍君） 日程第5、議案第72号、令和3年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第72号、令和3年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第1号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

先ず、歳出について申し上げます。保健給付費の療養諸費に2,000万円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。繰越金に3,331万円を追加したこと。

次に、直営診療施設勘定について申し上げます。

歳入の繰越金に64万2,000円を追加し、診療収入から64万2,000円を減額したこと。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第72号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第72号、令和3年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

### △ 日程第6 議案第73号 令和3年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（向野 忍君） 日程第6、議案第73号、令和3年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第73号、令和3年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、当初予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。基金積立金に、3,999万1,000円を追加したこと。諸支出金の償還金及び還付加算金に540万4,000円を追加したこと。諸支出金の他会計操出金に616万2,000円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。繰越金に5,155万7,000円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第73号、令和3年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

**△ 日程第7 議案第74号 令和3年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について**

○議長（向野 忍君） 日程第7、議案第74号、令和3年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第74号、令和3年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、当初予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

先ず、歳出について申し上げます。後期高齢者医療広域連合納付金に127万8,000円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。繰越金に127万8,000円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第74号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第74号、令和3年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第75号 令和3年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（向野 忍君） 日程第8，議案第75号，令和3年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第75号，令和3年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第2号）について，提案理由の説明を申し上げます。

本議案は，第1号補正予算成立後，新たに生じた事態に対処するため，所要の措置を行おうとするものですが，その主な内容は次のとおりであります。

先ず，歳出について申し上げます。船舶交通費の総務管理費に38万6,000円を追加したこと。船舶交通費のせとなみ費に885万5,000円を追加したこと。船舶交通費のフェリーボート費に768万円を追加したこと。公債費の公債費に8,000円を追加したこと。

次に，歳入について申し上げます。諸収入の雑入に1,692万9,000円を追加したこと。

御審議の上，議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから，質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（泰山祐一君） 8ページ，お願いいたします。1款2項1目13節の，10節ですね，10節，燃料費，732万円ですね。下のフェリーボート費も同様に燃料費768万円と上がっておりますが，こちらの方の詳細をお伺いできますか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 説明いたします。これは，燃料単価が上がったがために，その分の補正であります。せとなみの方がですね，月で大体2万0余り，フェリーの方が2万6,000円，かなりの量を使いますので，単価改定が30円ほど上がってきていますので，それに伴う増であります。

○1番（泰山祐一君） すいません。一般的な金額で30円リッターが上がっていますかね。業者価格はそのようになったという解釈でよろしいのでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） この8月から，8月1日からですね，13円上がって，105円と，今，なっております。その前の方で，20円増となっております。今年，2回改訂されているということでですね。

○1番（泰山祐一君） 了解いたしました。はい，以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから，討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第75号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第75号、令和3年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

### △ 日程第9 議案第76号 令和3年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（向野 忍君） 日程第9、議案第76号、令和3年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第76号、令和3年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、当初予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

今回の補正は、歳出のみの調整であります。総務費の需要費と旅費、5万1,000円を調整しました。機能強化事業費の工事費と委託料13万2,000円を調整しました。公債費の地方債利子償還金と地方債元金償還金1,000円を調整しました。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第76号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第76号、令和3年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

は、原案のとおり可決されました。

**△ 日程第10 議案第77号 令和3年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について**

○議長（向野 忍君） 日程第10、議案第77号、令和3年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第77号、令和3年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第1号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

先ず、歳出について申し上げます。簡易水道総務費に37万8,000円を追加しました。

次に、歳入について申し上げます。簡易水道使用料及び手数料から34万8,000円を減額し、諸収入に72万6,000円を追加しました。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第77号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第77号、令和3年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

**△ 日程第11 議案第78号 令和3年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第1号）について**

○議長（向野 忍君） 日程第11、議案第78号、令和3年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第78号、令和3年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第1号）について、

提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、当初予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

先ず、支出について申し上げます。収益的支出の営業費用に13万6,000円、営業外費用に500万円、特別損失に50万円をそれぞれ追加しました。また、資本的支出の建設改良費に1,000万円を追加しました。

次に、収入について申し上げます。収益的収支の営業外収益に339万3,000円を追加しました。また、資本的収入の工事負担金に210万円を追加しました。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第78号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第78号、令和3年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第12 議案第80号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第12、議案第80号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第80号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正するものです。国の制度には無い不妊治療休暇を新設するものです。主な理由としては、不妊治療と仕事の両立を目指す中で、離島ならではの移動時間の増大に伴う欠勤の心配が問題となるため、不妊治療休暇を創設することで、職員の身分を保証するものです。主な改正点は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例に、不妊治



療休暇を追加するとともに、瀬戸内町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例も、所要の改正を加えるものです。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第80号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第80号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第13 議案第81号 寄り合い処せとうち設置及び管理に関する条例の廃止について

○議長（向野 忍君） 日程第13、議案第81号、寄り合い処せとうち設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第81号、寄り合い処せとうち設置及び管理に関する条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、平成24年度から運用しておりました「寄り合い処せとうち」について、令和2年度末をもって当施設の運用を終了しましたので、「寄り合い処せとうち設置及び管理に関する条例」を廃止するものであります。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第81号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第81号、寄り合い処せとうち設置及び管理に関する条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開は午後1時30分とします。

休憩 午前 11時55分

---

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍君） 再開します。

#### △ 日程第14 議案第82号 瀬戸内町過疎地域産業開発促進事業条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第14、議案第82号、瀬戸内町過疎地域産業開発促進事業条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第82号、瀬戸内町過疎地域産業開発促進条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための法律である過疎地域自立促進特別措置法の廃止に伴い、新たに制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、対象業種の変更及び追加等について、条例を一部改正するものであります。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第82号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第82号、瀬戸内町過疎地域産業開発促進事業条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第15 議案第83号 瀬戸内町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第15、議案第83号、瀬戸内町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第83号、瀬戸内町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法施行規則に基づき、瀬戸内町保育の必要性の認定に関する条例の一部を施行規則との条項ずれを整えるために、所要の改正をするものであります。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第83号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第83号、瀬戸内町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第16 議案第84号 瀬戸内町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（向野 忍君） 日程第16、議案第84号、瀬戸内町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第84号，瀬戸内町過疎地域持続的発展計画の策定について，提案理由の説明を申し上げます。

本議案は，過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において，過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために，当該市町村の議会の議決を経て，過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができるとされております。

御審議の上，議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから，質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（泰山祐一君） まず，質疑の前にですね，この5年の計画，非常に大事なものだと思っております。瀬戸内町の未来を語る上で，この5年間で極めて重要であるということで，町民目線で質疑の方，させていただきたいと思っております。

まず，7ページ目に，見ていただきたいと思っております。下の部分にあります，人口に関する目標をご覧くださいと思っておりますが，令和7年度の目標数値，8,766名となっております。こちら，令和3年7月末時点ですね，先々月ですね，時点で8,642名というような数値に，今，なっております。今，居住可能な空き家も決して多くはない本町でございますけれども，約，この5年間，令和7年度までに100名以上増やす計画となっております。この箇所については，令和7年度までに瀬戸内町として人口増加を目標として目指すということで，皆様合意されたという認識でよろしいでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） そうですね。これは，まち・ひと・しごとの計画の中にですね，国が推計した人口推計等々があるんですけども，そこからの引用でですね，この数値を乗せております。ほかにもいろんな長期振興であるとか，まち・ひと・しごとであるとか，計画はありますけれども，そのこのですね，整合性をとるように，この数値を，そのこのまち・ひと・しごととですね，ほか，もちろんほかの計画と整合性をとるために，この数値をこちらに計上してあります。明記してあります。

○1番（泰山祐一君） 了解しました。その整合性を合わせるということで，この計画に関しては人口増加をするというような形での計画ということで，質疑の方，続けさせていただきます。

こちら，あと，パブリックコメント，先日，募集して，この計画に反映，反映させるということになっていたと思っておりますけれども，そちら，非常にパブリックコメントするというような取組自身は誠実ですばらしいなと思っております。しかし，1点，確認したいんですが，先日，そのパブリックコメント，8月4日から8月17日までの期間，パブリックコメントを町民の意見で募集しておりました。こちらに関しては，ホームページ上，書いていたんですけども，間違いはないでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） はい，パブリックコメントを募集しておりました。そのとおりであります。

○1番(泰山祐一君) その上でですね、お尋ねしたいことがございます。この9月議会の議案の締め切りですね。こちらの締め切りが、私が見た期日で8月17日の午前中となっております。そうなった場合に、全て8月17日までのパブリックコメントの募集となっていた場合に、この町民の方々の声というのが反映できない計画なのではないのかなと思ったんですけれども。実際にこちらの方は、この締め日を管轄している担当の課の職員に伺いたいんですけれども、このパブリックコメントの8月17日までという期間の認識というものは共有されていたのでしょうか。

○企画課長(登島敏文君) 8月17日、議案の締め切りがそうであったということで、です、そうなんですけれども、これはですね、一旦こっちで、今回の議案としてあげますけれども、今後ですね、県の方でいろいろ訂正もあり、審査も行われます。見直しがあれば、また、少し修正を加えるという計画になっておりますので、その17日の分の、もし仮にその分が17日にあったとすればですね、それは今後の見直しの段階で反映されていくものと思われま。

○1番(泰山祐一君) 分かりました。了解です。

あとですね、お伺いしたいことが幾つかございます。こちら、この計画ですね、検討する協議会というようなものなのか、検討会というようなものなども設置などはされていたのか、お伺いできますか。

○企画課長(登島敏文君) そういった協議会等は設置しておりません。

○1番(泰山祐一君) そうなりますと、実際にどのような流れを踏んでですね、この議場に最終的に上程されたのかというような流れをちょっと、改めて教えていただけますか。

○企画課長(登島敏文君) これはですね、鹿児島県もこの計画を、この法律に合わせて改正して、新たにつくっております。それに合わせて、その鹿児島県の方がですね、これに準拠してつくるよというようなマニュアルを作成しておりますので、それに沿ってですね、各市町村は作成、策定しているということでございます。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。

あと、この計画自体ですね、今、先ほどマニュアル等々が国・県の方から出されていたというようなことでしたが、実際に瀬戸内町にとってですね、この計画がどのような存在であるのかというような意識を確認させていただきたいと思います。私自身、冒頭にもお伝えさせていただきましたが、この5年間がとても重要だと感じております。だからこそ、私自身も、昨年末、この町議会議員選挙に出させていただきました。また、将来を担う子供たちのためにも、とても大切な計画だと思っております。そこで、御質問ですが、単に県・国に提出するための形式的な書類なのでしょう。若しくは、それともこの5年間のまちの命運を担うための計画であるのか。この計画に対しての当局の熱意を教えてください。

○企画課長(登島敏文君) 町としては、一番重きを置いているのがですね、長期振興計画とまち・ひと・しごと総合戦略であります。それとほぼ同じような計画の内容になっております。この計画の一番大事なところは、その今後の過疎対策事業債等ですね、充当については、この計画を定め

ないと充当できないことになっておりますので、一番重きを置いているのはそういったところでございます。

**○1番(泰山祐一君)** はい、分かりました。お気持ちをお伺いできました。

改めてですけれども、この計画の中身について、再度、確認を、より深堀したいんですけれども、鎌田町長が町政に、町長に就任されたのが平成27年だったと思います。この過疎地域持続的発展計画ですね。前回の平成28年から令和の2年ですね、5年計画で過疎地域自立促進計画という5年計画があったと思いますが、こちら、同じ位置付けに近いような計画書でよろしかったでしょうか。

**○企画課長(登島敏文君)** すいません、もう一度、お願いいたします。

**○1番(泰山祐一君)** 前回、平成28年から平成32年ですかね、計画で、過疎地域自立促進計画という5か年の計画があったと思いますが、その名前が変わって、今回の計画に至るということでしょうか。

**○企画課長(登島敏文君)** 法律の名前が変わったということです。新しく、その内容も少し変わっていますけれどもね、そういうことです。

**○1番(泰山祐一君)** はい、了解いたしました。

あと、ほかの自治体さんの計画等々も読ませていただいて、勉強させていただいたんですけれども、その上で、この瀬戸内町の計画についてお伺いしたいのが、この中身にある現況と問題点、あと、その対策という箇所になります。こちら、本計画の後半でその部分が書かれておりますが、現況の問題点の分析や対策の立案は計画をつくる上で非常に大切なことだと思っております。当然のことながら、先ほどの話を、なりますが、前回の計画の5か年の計画を振り返って、既に実施してきたことや、踏まえているものだと思いますので、この前回の策定時よりも進化していることが通常であるべきだと思います。前回の同様の内容ばかり書かれていることなど、決してあってはならないことだと、僕自身は思うんですけれども、これについては、担当の方、当局も同じ考えということではよろしいでしょうか。

**○企画課長(登島敏文君)** もちろん、継続の事業、継続していく必要がある事業というのは、全体のですね、7割、8割を占めると思います。その中に、随時ですね、そのときに合わせた政策というのが必要となってまいりますので、そういったものを織り込んでいくということになると思います。

**○1番(泰山祐一君)** 担当課によつての部分にはなるんですけれども、この計画書ですね、しっかりとPDCA、効果検証している部分があるところもございます。大変すばらしいと思います。しかし、前回の5年計画とですね、ほぼ内容を同じ、コピーして、少し加筆修正しているような場所も見受けられます。実際にこの事実をですね、つまり、前回のコピーが多いという現状の計画を、担当者の方々、さらにはですね、この計画を確認した上層部の方々が承諾したからこそ、この議場に上程されているということになるかと思えます。この計画を製作した担当、担当者並びに決済の

ハンコを押して確認した管理職，副町長，町長も確認されているのか分かりませんが，本当にこのような形で実際にあげられてよろしいのかということ，ちょっと確認させていただきたいと思います。

**○企画課長（登島敏文君）** 先ほども申し上げましたけれども，町が重きを置いているのは長期振興であったり，まち・ひと・しごと総合戦略であるわけですね。この計画っていうのは，主にその過疎対策事業債を充当するための，推進するための計画ですから，そういうことは確認した上でですね，決済をしているところであります。

**○1番（泰山祐一君）** そうなりますと，同じ内容があっても別にいいかなというような捉え方ということですね，分かりました。了解です。はい。以上で，質疑終わります。

**○議長（向野 忍君）** ほかに質疑はありませんか。

**○10番（岡田弘通君）** この計画につきましては，これまでのその法律が改正をされて，持続的という文言がよく使われていると。そういうことで，この過疎計画も計画に至ったものだと思うんですが，これまでの自立促進計画と，今回，策定された持続開発計画との違いですね。我々，この過疎地域にとって，さらなる充実した法律などが改正がされて，それに基づいて，この計画がされたのか。その相違点と，充実された点があったら，ちょっと説明をお願いします。

**○企画課長（登島敏文君）** 今回，主に継続のところが多いんですけども，新規のところですね，その10年ごとで，いろんなその時勢に合わせて，その事業のメニューっていうのは変わってくるんですけども，今回は新たに再生可能エネルギーの利用促進であるとか，自然環境の保全，再生であるとかですね，そういったところが，新たに事業のメニューとして追加されております。ということは，そういうメニューに対しても，過疎対策事業債が充当されるということになります。

**○10番（岡田弘通君）** はい，分かりました。やはりこの計画がなければ，我が町の様々な事業について過疎債が充当されないということが一番の目的だと思うんですが，この計画については，やはり，先ほど当局が説明されたように，長期振興計画，あるいは，まちづくり計画と。あらゆる計画があるわけですので，それとの整合性は，こう，ちゃんと図られているものだと思うんですけどもね。その点はどうですか。

**○企画課長（登島敏文君）** その計画を，この計画を策定するに当たってですね，一番強く意識するところですので，その整合性は失わないように，常に気を付けております。

**○10番（岡田弘通君）** 我々，この地方過疎地域にとっては，一番この過疎債，辺地債という起債の事業が一番重要でありますので，今後はさらにそのような制度，起債をですね，適用されて，今後のまちづくりに，この計画に沿ってやってもらいたいと。この計画は変更はできないものではないと思うんです，その新たなのが出てきた場合は，さらに追加とか，あるいは必要がなくなった分は削除するとか，そういう計画はいつでも見直されるものでしょうか。

**○企画課長（登島敏文君）** 毎年，追加，変更，削除という作業は，毎年ですね，行ってまいります。

○10番（岡田弘通君） はい。そのように、やはり、その時代に即した、その事業を、皆さんで考えて、この計画に乗せてやってもらいたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第84号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第84号、瀬戸内町過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決されました。

#### △ 程第17 議案第85号 瀬戸内町固定資産評価員の選任について

○議長（向野 忍君） 日程第17、議案第85号、瀬戸内町固定資産評価員の選任についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第85号、瀬戸内町固定資産評価員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方税法404条第2項の規定に基づく議会の同意議案であります。従来慣例により、税務課長が固定資産評価員となっておりますので、「町田孝明」氏を選任するものであります。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第85号を採決します。



採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第85号、瀬戸内町固定資産評価員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

#### △ 日程第18 議案第86号 町道路線認定について（町道久慈大浜線）

○議長（向野 忍君） 日程第18、議案第86号、町道路線認定について（町道久慈大浜線）を議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第86号、町道路線認定について（町道久慈大浜線）の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、道路法第8条第2項の規定による町道路線認定に係る議案であります。町道久慈大浜線は県道曾津高崎線の道路整備事業の供用開始に伴い、廃道となる旧道区域を町道に認定し、維持管理を図るものであります。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第86号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第86号、町道路線認定について（町道久慈大浜線）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

△ 日程第20 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（向野 忍君） 日程第19，諮問第1号及び日程第20，諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題として，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 諮問第1号，諮問第2号，人権擁護委員の推薦につき，意見を求めることについて，提案理由の説明を申し上げます。

本件は，人権擁護委員元井直志氏並びに永井しずの氏が令和3年12月31日で任期満了することに伴い，引き続き人権擁護委員候補者として法務大臣宛推薦することについて，人権擁護委員法第6条第3項により，議会の意見を求めるものであります。

御審議の上，同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（向野 忍君） 休憩します。

休憩 午後 2時00分

---

再開 午後 2時02分

○議長（向野 忍君） 再開します。

お諮りします。

本諮問2件は，お手元に配付の意見のとおり，適任であると答申したいと思えます。

これに，御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって，諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては，適任であると答申することに決定しました。

休憩します。

休憩 午後 2時03分

---

再開 午後 2時04分

○議長（向野 忍君） 再開します。

- △ 日程第21 議案第59号 令和2年度瀬戸内町一般会計決算の認定について
- △ 日程第22 議案第60号 令和2年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計決算の認定について
- △ 日程第23 議案第61号 令和2年度瀬戸内町国民健康保険特別会計決算の認定について
- △ 日程第24 議案第62号 令和2年度瀬戸内町介護保険特別会計決算の認定について
- △ 日程第25 議案第63号 令和2年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について
- △ 日程第26 議案第64号 令和2年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計決算の認定について
- △ 日程第27 議案第65号 令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計決算の認定について

△ 日程第28 議案第66号 令和2年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計決算の認定について

△ 日程第29 議案第67号 令和2年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計決算の認定について

△ 日程第30 議案第68号 令和2年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計決算の認定について

△ 日程第31 議案第69号 令和2年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定について

○議長（向野 忍君） 日程第21，議案第59号，令和2年度瀬戸内町一般会計決算の認定についてから，日程第31，議案第69号，令和2年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定についてまでの議案11件についてを一括議題として，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 令和2年度各会計決算の概要。令和2年度の各会計決算総額，水道事業を除くは，歳入総額151億6,450万2,000円に対し，歳出総額143億4,206万円で，差し引き8億2,244万2,000円の黒字となりました。また，翌年度に繰り越すべき財源2億2,979万9,000円を減じた実質収支は5億9,264万3,000円となっています。

以下，各会計の決算内容について説明いたします。

議案第59号，一般会計の歳入歳出決算額は，歳入歳出予算額130億1,028万4,000円に対し，歳入決算額で113億9,871万8,000円，歳出決算額で106億6,457万5,000円となり，前年度に対し，歳入決算額で12億3,548万5,000円，12.2%の増。歳出決算額で10億4,223万5,000円，10.8%の増となっています。決算収支の状況は，歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支で7億3,414万3,000円の黒字となり，翌年度へ繰り越すべき財源2億2,829万2,000円を差し引いた実質収支も5億585万1,000円の黒字となっています。また，本年度の実質収支額から昨年度の実質収支額4億4,646万2,000円を差し引いた単年度収支額も5,938万9,000円の黒字となっています。この単年度収支額に財政調整基金の積立金2億2,323万2,000円を加え，取り崩し額2億2,323万2,000円を差し引いた実質単年度収支額も5,938万9,000円の黒字となっています。

議案第60号，巡回診療施設特別会計の歳入歳出決算額は，歳入歳出予算額3億7,657万1,000円に対し，歳入決算額で3億644万1,000円，歳出決算額で3億493万4,000円となり，前年度に対し，歳入決算額で3,793万9,000円，14.1%の増，歳出決算額で3,643万2,000円，13.6%の増となっています。決算収支の状況は，歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支で150万7,000円の黒字となり，翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支及び単年度収支は，それぞれ0円となっています。

議案第61号，国民健康保険特別会計事業勘定の歳入歳出決算額は，歳入歳出予算額13億2,509万8,000円に対し，歳入決算額で12億8,789万円。歳出決算額で12億5,457万8,000円となり，前年度に対し，歳入決算額でも683万3,000円，0.5%の増，歳出決算額で1,884万3,000円，1.5%の減となっています。決算収支の状況は，歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支で3,331万2,000円の黒字，翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支も同額の黒字となっています。単年度収

支についても、2,567万6,000円の黒字となっています。

次に、国民健康保険特別会計直営診療勘定の歳入歳出決算額は、歳入歳出予算額1,715万2,000円に対し、歳入決算額で1,693万6,000円、歳出決算額で1,629万3,000円となり、前年度に対し、歳入決算額で92万4,000円、5.2%の減、歳出決算額で47万9,000円、2.9%の減となっています。決算収支の状況は、歳入決算額から歳出決算額を減じた形式収支で64万3,000円の黒字、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支も同額の黒字となっています。単年度収支については、44万5,000円の赤字となっています。

議案第62号、介護保険特別会計事業勘定の歳入歳出決算額は、歳入歳出予算額14億1,590万円に対し、歳入決算額で14億617万円、歳出決算額で13億5,461万2,000円となり、前年度に対し、歳入決算額で3,225万5,000円、2.2%の減、歳出決算額で1,395万3,000円、1.0%の減となっています。決算収支の状況は歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支で5,155万8,000円の黒字。翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支も同額の黒字となっています。単年度収支については、1,830万2,000円の赤字となっています。

議案第63号、後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算額は、歳入歳出予算額1億2,900万円に対し、歳入決算額で1億2,823万7,000円、歳出決算額で1億2,695万8,000円となり、前年度に対し、歳入決算額で1,716万7,000円、15.5%の増、歳出決算額で1,783万5,000円、16.3%の増となっています。決算収支の状況は歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支で127万9,000円の黒字、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支も同額の黒字となっています。単年度収支については、66万8,000円の赤字となっています。

議案第64号、と畜場事業特別会計の歳入歳出決算額は、歳入歳出予算額218万4,000円に対し、歳入決算額及び歳出決算額は同額の190万6,000円となり、前年度に対し、歳入歳出決算額で8万1,000円、4.1%の減となっています。主な要因は、営業費の減によるものです。決算収支の状況は、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支及び単年度収支は、それぞれ0円となっています。

議案第69号、水道事業会計の収益的収支の決算額は、収入予算額2億。

[「飛ばしてます」と呼ぶ者あり]

**○町長（鎌田愛人君）** 議案第65号、船舶交通事業特別会計の歳入歳出決算額は、歳入歳出予算額、それぞれ3億8,985万6,000円に対し、歳入決算額及び歳出決算額は同額の3億6,286万9,000円となり、前年度に対し、歳入決算額で831万3,000円、2.3%の増、歳出決算額で3,399万2,000円、10.3%の増となっています。主な要因は、補修費、公債費等にかかる費用の増によるものです。決算収支の状況は歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支で0円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支も同額の0円となっています。単年度収支については、2,567万9,000円の赤字となっています。

議案第66号、古仁屋港上屋事業特別会計の歳入歳出決算額は、歳入歳出予算額487万9,000円に対

し、歳入決算額及び歳出決算額は同額の382万8,000円となり、前年度に対し、歳入歳出決算額で1,750万8,000円、82.1%の減となっています。主な要因は、前年度に実施した船津上屋解体工事費の減によるものです。決算収支の状況は歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支及び単年度収支はそれぞれ0円となっています。

議案第67号、農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算額は、歳入歳出予算額4,695万5,000円に対し、歳入決算額及び歳出決算額は同額の4,477万8,000円となり、前年度に対し、歳入歳出決算額で2,395万円、115.0%の増となっています。主な要因は、機能強化事業工事費の増によるものです。決算収支の状況は歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支及び単年度収支はそれぞれ0円となっています。

議案第68号、簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算額は、歳入歳出予算額2億858万5,000円に対し、歳入決算額及び歳出決算額は同額の2億672万9,000円となり、前年度に対し、歳入歳出決算額で2億6,938万9,000円、56.6%の減となっています。主な要因は、本島側簡易水道事業を上水道事業へ統合したものによるものです。決算収支の状況は歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支及び単年度収支はそれぞれ0円となっています。

議案第69号、水道事業会計の収益的収支の決算額は、収入予算額2億8,231万6,000円に対し、決算額2億9,737万7,000円、支出予算額2億7,688万3,000円に対し、決算額2億7,371万5,000円となり、差し引き2,366万2,000円の単年度純利益となっています。次に、資本的収支の決算額は、収入予算額600万2,000円に対し、予算額496万8,000円、支出予算額8,020万円に対し、決算額7,423万6,000円となり、差し引き6,926万8,000円の収入不足となっています。この不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額102万1,000円及び単年度分損益勘定留保資金6,824万7,000円で補填しています。なお、損益計算書におきましては、令和2年4月1日から本島側簡易水道事業を統合したことにより、1億4,390万1,000円の欠損金を生じたため、当該欠損金から当年度純利益2,282万1,000円及び地方公営企業法第32条の2の規定により、前年度繰越利益剰余金2,680万3,000円を差し引いた9,427万7,000円が、当年度未処理欠損金となっております。この当年度未処理欠損金につきましては、利益剰余金の利益積立金から7,240万円、減債積立金から2,187万7,000円を、それぞれ取り崩しまして、補填いたしました。

以上で、令和2年度一般会計及び各特別会計の決算説明を終わります。

御審議の上、認定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長（向野 忍君）** 町長の提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は終了しました。

明日、9月2日木曜日は、午前9時30分から本会議を開きます。

日程は、令和2年度各会計決算に関する総括質疑等であります。

本日は、これで散会します。

散会 午後 2時25分

# 令和3年第3回瀬戸内町定例会

第 2 日

令和3年9月2日

## 令和3年第3回瀬戸内町議会定例会

令和3年9月2日（木曜日）午前9時30分開議

### 1. 議事日程（第2号）

○開議の宣告

○日程第 1 令和2年度瀬戸内町各会計決算総括質疑

○日程第 2 令和2年度瀬戸内町各会計決算審査特別委員会設置，付託及び委員の選任

○日程第 3 一般質問（通告順）

1 柳谷 昌臣 君

2 安 和弘 君

※ 散 会

### 1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり



令和3年第3回瀬戸内町議会定例会 9月2日（木）

○出席議員は、次のとおりである。（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	泰山祐一君	2番	福田鶴代君
3番	永井しずの君	5番	柳谷昌臣君
6番	元井直志君	7番	池田啓一君
8番	向野忍君	9番	中村義隆君
10番	岡田弘通君	11番	安和弘君

○欠席議員は、次のとおりである。（0名）

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	長 順一君	事務局 次長	福山浩也君
庶務 議事係	法永由美君		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌田愛人君	農林課長兼農委局長	川畑金徳君
副 町 長	奥田耕三君	建設課長	西村強志君
教 育 長	中村洋康君	財産管理課長	真地浩明君
総務課長	福原章仁君	水道課長	田中秀幸君
企画課長	登島敏文君	会計管理者兼 会計課長	信島輝久君
税務課長	町田孝明君	教育委員会 総務課長	徳田義孝君
町民生活課長	鼻 憲二君	社会教育課長	保島弘満君
保健福祉課長	鼻 克己君	総務課財政補佐	茂野清彦君
商工交通課長	勇 忠一君	総務課人事補佐	義永将晃君
水産観光課長	義田公造君		

△ 開 会 午前9時30分

○議長（向野 忍君） これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

△ 日程第1 議案第59号 令和2年度瀬戸内町一般会計決算の認定についてから、議案第69号 令和2年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定について

○議長（向野 忍君） 日程第1、議案59号、令和2年度瀬戸内町一般会計決算の認定についてから、議案第69号、令和2年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定についてまでの議案11件に対する総括質疑を行います。

なお、総括質疑におきましては、政策的なものに絞って質疑を行い、質疑時間は1問1答方式の当局答弁を含めて1人60分以内とします。

質疑はありませんか。

○3番（永井しずの君） この一般会計決算説明書を読んだときに、自主財源が19%、依存財源が81%とありました。非常に驚きます。やはり、この自主財源を増やすのには、納税率を上げるのが必須かと思います。最近では、税務課の窓口が夕方5時から7時まで、納入をしていただくためにですね、工夫しています。コンビニでも払えると伺っております。それでもなお、この滞納者に対して、どういう対策を、それでも払わない方ですね、されているのかを伺いたいんですが。

○税務課長（町田孝明君） 税務課では、滞納者対策と言いますか、現在、5人の担当者の方で行っております。まず、税の納付書につきまして、納付していないと督促状を出して、そのあと、それでもしない人は、まず催告をします。段階によって、段々厳しくしていくという方法をとっております。軽自動車に関しては、ミラーズロックとか。あと、ちょっと悪質だなんていう滞納者に関しては、差し押さえでありますとか、給与の照会でありますとか、その辺をやりまして、納税してもらうように。なるべく話し合いで、コミュニケーションをとって行うように行っております。徴収率の方は、年々、少しずつではありますが、上がってきております。以上です。

○3番（永井しずの君） そうですね、光熱費に関しては、例えば、電気、ガス、水道、止めることはできますが、税金に関してはそういうわけにもいかないもので、いろいろな工夫を重ねて収納する必要があります。このコロナ禍において、相当の国の税金が投入されていますので、このあと、何年かしたら、いろんな国の補助金とか、そういうのも減ってくる可能性もあると思いますので、ぜひ、その税金の収納の方を工夫されて、今、言われたとおり、やっていただきたいと思います。

○町長（鎌田愛人君） その町税の徴収の件ですけれども、徴収率が93.4%、令和2年度決算においてですね。前年度に対し、1.7%の増となっています。鹿児島県が、毎年度、徴収対策を強化する必要がありますと認められる団体を徴収確保対策団体として指定していますが、この令和2年度の徴収率が、対前年度1.7%上がったということで、令和3年度は徴収確保対策団体に指定しないとの通知

がありました。しかしながら、先ほどありましたように、まだ町税の徴収率が93.7%、県内の市町村の中でですね、もう下から数えた方が早いぐらいの徴収率でございます。そのことを踏まえて、さらなる徴収率アップに向けてですね、全庁体制で取り組んでいきたいというふうに思っています。さらには、自主財源確保のためにですね、町税、使用料、また、その他の負担金、分担金につきましても、適正に徴収していきたいというふうに考えております。

**○3番（永井しずの君）** はい、了解しました。このことは前々からの問題であって、昨今の問題ではないと思っております。徴収率も上がっているということで、このまま努力させていただきたいと思えます。私の質問は以上です。

**○議長（向野 忍君）** ほかに質疑ありませんか。

**○5番（柳谷昌臣君）** 昨日、町長の方から一般会計、また、その他の総括の説明はございました。実質単年度収支額におきましても、5,900万ほどの黒字であるということです。ほかの会計にいたしましても、数字的にもとてもよろしいんじゃないかなと思えますが、その中で、何点かお聞きしていきたいと思えます。財政面でございますが、昨日、補正の方で基金の方はお聞きしましたので、この起債の借入額、償還額並びに残高等はどのようになっていますでしょうか。

**○総務課財政補佐（茂野清彦君）** 令和2年度の決算としまして、起債の現在高、地方債の現在高は約84億円となっております。近年におきましては、一番低い現在高、目標としています80億にも、80億台という形での目標は達成している状況です。また、令和2年度の元金償還金に関しましては、13億9,000万、約14億という金額になっています。さらに、それに対しまして、令和2年度の借入額、起債の借入額の方が9億2,000万円、約9億という形で、目標としていたのが、元金償還金よりも低い借入額という目標だったので、ここも、今、クリアはしている状況ですけれども、この状況の中は、実際、今回、コロナの影響を色濃く反映しております。本来、借入額、今、低い状況で9億という状況なんですけれども、本来借り入れるべき金額として、一般廃棄物処理事業が6億円。あと、電子自治体推進費、加計呂麻のW i - F i 等の事業が1億円、この約7億2,000万円ほどが、令和3年度に繰り越されたというのも一因としてあります。ですので、実際、まだ、令和3年度の決済が、決算が出てからになるかと思えますけれども、今回の2年度の決算におきましては、やはり3年度との関係性。特に、コロナの影響というのが大きく出ている状況にあるかと思えます。以上です。

**○5番（柳谷昌臣君）** このコロナの影響等もございまして、それでも着実に、この起債の方も、残高の方は目標に向かって進んでいるということでございますが、先ほど、その各、その大型事業を令和3年度に持ち越すということでしたが、ということは、令和3年度は、この償還額より借入額の方が増える可能性があるということでございますか。

**○総務課財政補佐（茂野清彦君）** 現在の試算としましては、元金償還額よりも借入額の方が増える状況が見えています。実際は、今回、先ほど言いました一般廃棄物、電子自治体推進費に加えて、今年度におきまして、起債が増えている状況というのも、実際、一因としてあります。ただ、国の

方が期間限定で起債を、設けている起債がありまして、それは災害の予防に対する起債です。例えば、緊急自然災害防止事業とか、緊急浚渫推進事業といった、期間限定、5年間限定の起債なんですけれども、こういった交付税措置の高い起債を、この時期にしっかり防災対策としてやっていくようにという流れで出ているものに対して、起債を充てていたりしている部分がありますので、令和3年度に関しましては、借入額としては増えている状況にあります。将来推計としましても、今のところ令和3年度が一番高い見込みにはなっていますけれども、今後は補助金の獲得、また、さらには基金の確保という、総合的な持続可能性を持った財政運営をしていきたいと考えております。以上です。

**○5番（柳谷昌臣君）** 了解しました。この借入に関しましても、もう必要なやつは借り入れないといけないと思いますし、それが、先ほど申し上げた、その国の交付税とか補助金とか、その何年間使えるとか、有効なやつはしっかりとですね、調査していただいて、借り入れるときに借りて、また、返せるときに返す。その中で、目標の80億に向けて、しっかりと財政運営をしていただきたいと思います。

次にですが、一般会計より各会計への繰出金、赤字補填ですが、これは、元年度、30年度と比べて、どのような感じになっておりますでしょうか。

**○総務課財政補佐（茂野清彦君）** 繰出金という形で、考え方としましては、一般会計から特別会計への基準繰出、ルール分の繰出というのと、あと、もう純粋な赤字に対して補填するという繰出と、あと、ルール分ではないんですけれども、一般会計から繰り出すべき財源として繰り出しているものがあります。そういった中で、ルール分、基準内っていう形の、国が定めた基準内の部分としては、実際は減ってしまっていて、先ほどの赤字分、基準外繰出という部分が上がっているという状況にあります。これは、起債の方で交付税措置があるものが増えている。例えば、今回、船舶交通とか上がっている部分に関しましては、フェリー建造の元金償還分が据え置いていたものが今回から始まって、2年度から始まって、その増分とかが、実際は基準外繰出という形で増えている状況があります。あと、巡回診療の部分におきましては、赤字補填という形で、前年度より若干減ってきているっていう状況も出てきております。全体としましては、ちょっと微増という形で、赤字補填、基準外繰出という形のもののは上がっている状況にあります。以上です。

**○5番（柳谷昌臣君）** 今の説明ですと、基準内は下がって、基準外の方が上がって、この基準外に関しましては、その起債と、この交付金とか補助金に反映してくるものだというのですが、この繰出金、赤字補填というのは、多分少ない方がと、よろしいかと思いますが、今後、その、それを減らしていくことに対して、どのような対策等を考えていらっしゃいますでしょうか。

**○総務課財政補佐（茂野清彦君）** 実際、事業の平準化というか、施設のリニューアルとか、あと、機器の再更新というものが出てきたときに、特別会計等は大きく資金を充用、資金を必要とする状況にありますので、事業の平準化と、あと、基本的には、再度、事業を、今のコロナ禍の中で見直しの時期にも来ている部分とかもあるかと思っておりますので、再度、そういう再点検を、この時期だけ

らこそしっかりやって、財源の確保、財源の永続性を保ちたいと思っております。以上です。

**○5番（柳谷昌臣君）** そうですね。やらなければいけないというのには、対しては、ぜひ、しっかりと対応していただきたいと思いますが、抑えるところはしっかりと抑えて、本町のこの財源面でも運営していただけるように、令和3年度、今年度以降も頑張ってくださいと思います。

最後に、町長にお聞きしたいのですが、昨日、町長から総括で説明がありました。それも踏まえて、令和2年度、この金額面でも、財政面としても、また、町が行っている施策面としても、どのように感じておられるか。また、今年度を踏まえ、今後、どのように活用していくかのお考えをお聞きしたいと思います。

**○町長（鎌田愛人君）** 先ほどありましたように、自主財源が乏しく、依存財源が多い中で、メリハリの利いた財政運営をしなければならぬ。そういう中で、やらなければならない事業もある。そういう中で、今後、事業の実施に当たっては、その事業の必要性、緊急性、経済性、効率性、有効性などを検証しながら、優先順位を付けて進めていきたいというふうに考えております。そういう中で、人口減少に伴い、基幹となる町税の減収や、収入の大部分を占める普通交付税の減額が、今後、想定される中で、地方創生のための新たな施策、公共施設の建て替え経費や老朽化に伴う維持管理の増大、高齢化に伴う福祉費の自然増など、財政需要の拡大が予想されており、持続可能な財政運営に努めることが求められております。さらには、現下のコロナ禍の中においてですね、地域経済も疲弊している中で、財政運営、町政運営にも大きな影響を与えているのは確かであります。そのためにも、先ほど来言っているように、メリハリの利いた事業の中で、最少化、平準化を意識した予算編成の中で、可能な限り町民の期待に応えるような財政運営、町政運営に努めていきたいというふうに考えております。

**○5番（柳谷昌臣君）** 分かりました。しっかりとした考えをお持ちであると思えます。また、町長もより強固なチームせとうちということで、その中で強固な財政というのも挙げられております。先ほど言われましたが、このコロナ禍で、いろいろですね、思いどおりにいかないこともたくさんあるかと思いますが、その時代、その時代にですね、しっかりと合ったですね、政策を立てていただき、この令和2年度を振り返って、今年度、またその次の予算編成等にもしっかりと生かしていただきたいと思えます。以上です。

**○議長（向野 忍君）** ほかに質疑はありませんか。

**○7番（池田啓一君）** ここ数年来、予算、決算ベースで言いますと黒字が続いております。この、先ほどもありましたけれども、町税もこの3年、4年、増えてきております。徴収率が増えたから、増えたこともあるかと思いますが、ただ、人口が少なくなっていく中で、町税も増える、増えてきている。そして、町の人たちの声も、仕事がないという声より、人はいないか、誰か、そういう人を使う側の方の声の方が、よく聞かれてきます。そうした中で、私たち加計呂麻、そして、離島で、離島の中の離島、与路、請阿室、西方の、東方、集落、それぞれが寂しくなっています。それも、スピードを上げて。そして、町の人口の割合を見ますと、高齢者、方々が増え、パーセン

ト的にですね、増えてきております。この町の中に帰ってきた若い人たち、古仁屋市街地、サービ  
ス業を営む方々が増えてきています。公共事業、そういった1次産業、そういった方々はほとんど  
少なくなっているか、見えていませんっていうのは失礼ですけども、本当に少なくなってきました。  
今後の私たちの未来を考えると、この町の未来を考えると、どうでしょう。近年、予  
算額、決算額見ますと、予算オーバー、私に言わせればオーバーです。財政的にはすごくよくなっ  
てきています。改めて、コミュニティ職員を發揮して、もう一度、各集落を見直していただきた  
い。そういうためにも、黒字になった部分、黒字とは言いませんけれども、この部分からもう少し  
町民に、この町に生きている人たちに、こういうことをしますから、こういうこととしてくださ  
いっていうものに素直に答えて、もう少しこの町に生きている人たちに希望と光を与えてほしい。  
以前は行政改革、財政改革、機構改革とよく叫ばれておりました。当時は、確かに財政、少なかった。  
私が議員になってすぐの頃は、3,000億ですか、行財政、財政のための、3,000億ぐらいしかありま  
せん、なかったです。3,000億じゃない、3,000万。だけど、あの当時の方が、まだ町は明るか  
った。希望があった。今の町民は、見てて何も言わなくなりました。コロナだからしょうがない。  
だけど、みんな細々、本当、小さくなって生きています。確かに、人口が少なくなっている分、  
投資的経費は少なくなってきましたけれども、もう少し町民、そして、町民が住んでいるその町  
をよく見つめてほしい。この大湊栈橋のこともですけども、暗い。造った当時は、もう何10年も  
前です。あの当時の船は、まだ小型だった。今の貸切船も、ちょっと大きくなっています。栈橋も  
低い、高潮も上がる。そして、ほかの栈橋には明かりがあるんだけど、あの栈橋だけ、昔、造  
っているから明かりもない。町民の生活も変わってきています。そういうのを重々見て、この町を  
明るくして、やっていただきたい。どうでしょうか、町長。コミュニティ職員は、今、動いていま  
すか。私には見えませんが。

**○企画課長（登島敏文君）** 今年度からですね、コミュニティ職員、まずその4月の嘱託委員会のと  
きに同席させて、その集落の懸案事項、お困り事、いろんな事を聞き取って調査するよという  
指示を出しておまして、そのときに各集落のいろいろな、今年度ですね、その時点の懸案事項  
っていうのは収集できたものだと思っております。そういったコミュニティ職員の活動と並行し  
て、その嘱託委員会でも説明しましたけれども、各集落の要望書の出し方であるとか、そういった  
ことも説明しておまして、何かお困り事がありましたら、いつでも要望書を提出してくださいと  
いうふうに案内もしております。その後も要望書のやり取りとかで、いろいろと嘱託員、コミュニ  
ティ職員と区長さんと、いろいろやり取りも増えてきております。今後においても、定期的  
に、そのコミュニティ職員が各集落に何うなり、電話をするなりですね、まめに、これまでより  
一層まめに、こまめに情報を収集するというふうに努めていくというつもりでございます。

**○7番（池田啓一君）** 各集落で、このコロナ禍で加速されたと思うんですけどもね、加速、な  
ったと思うんですけども、各集落、今まで、この近年、今まで、十五夜してもそんなに寄附金も集  
まらない。去年、できませんでした。今年もできません。もちろん、皆さんも御存じかと思いま

けれども、十五夜自体が、あの寄附金自体が各集落の維持費、運営費です。大きな集落、もちろん、それなりに金を持っている集落もありますけれども、ほとんどが持っていません。そういった部分でね、集落の中の伐採作業、側溝の土砂上げ、いろんなことやろうにも区長としてものを言えないんですよ、集落にね、みんなやろうって言っても。なぜかっていうと、伐採する燃料費、刃、それから、もちろん日当出せませんから、お茶代、せめて弁当代、そして、少しの打ち上げ代。そういうのも四苦八苦しています。もうちょっとコミュニティ職員がその集落に入って、区長だけの言葉じゃなくて、真摯にそこに住んでいる住民の声を聞きながら、そして、企画課長が言いましたけれども、要望書を上げなくても、できるところはやりましょうよ。小さいことです。10万、20万あれば、こんな伐採できる、ここ、こういうできるっていうものもあります。ぜひ、そういうものに耳を傾けてですね、余った予算を使い、町民と役場職員がもうちょっと仲良くなってほしい。ぜひ、黒字、結構です。でも、困っている部分は町民にも、町民もいます。集落もあります。ぜひ、分けて与え、分けていただきたいと思います。以上です。

**○町長（鎌田愛人君）** 集落と役場をつなぐ役割をコミュニティ職員がしていますが、地域によっては、コミュニティ職員も、その他の職員も、自主的にやっている地域もあります。特に市街地の清掃作業などですね、この間も瀬久井の西ですかね、西の役場職員は川の中に入って、伐採してやっておりました。地域によっては、そこまでやっていない地域もあることは確かであります。しかし、役場職員もですね、自分の職務と、そしてまた、地域コミュニティ職員という立場も兼ね備えながら一生懸命やっています。これからもやっていきますので、ぜひ、議員さんもですね、その、それをつなぐ役割があると思いますので、議員さんと役場職員と、そしてまた、集落がコミュニケーションをとって、様々な課題について、解決に向けて取り組んでいきますが、やはり要望書というのは大事でありますので、要望には我々、可能な限り応えております。小さなことでもですね、小さな集落においては、河川の作業ができない。そういうときには、要望書において、町で直営でしたり、委託したりしながらやっておりますので、今後もそういう要望には、可能な限り応えていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ、議員さんの皆様方も、そういう声を聞いた上で、行政にも、これまで同様、届けていただければと思っております。

**○7番（池田啓一君）** そうですね、私は役場職員、本当、頑張っておられると思っております。本当に、最近によく現場に行ってくれて頼むと、本当、すぐ動いて行ってもくれます。現場の人の話も聞いてくれています。自分たちが見えない部分の仕事をするって大変だと思います。気が付いた私たち議員が声を掛けて、そして、こうこうだよ、だから現場に行ってくれて、見て、この現場の人と話してくれ。よく動いてくれています。毎日の仕事もある中で、現場にも行く、そして、決められた予算、それを使いこなさなければならぬ、使わなければならぬ、やらなければならぬ。大変だとも思っています。ですが、あなたたちがこの町を明るく照らしてやらなければ。そのための公僕になったんだと私は信じています。ただ、予算がこれだけ余った、余っているって言ったら失礼ですけども、これだけの予算があるなら、もう少し町民に目を向けて、この町に目を向

けて、何が足りないな、こういうことしたら、町民にとって明るくなるんじゃないのかなっていうのも、そういうのも、私たち、私たちもそうですけれども、あなたたちもそういう目を見てほしい。今まで予算がないっていう言葉も結構ありましたけれども。私は町長の言っていることは納得していますし、理解しています。そして、そうであってほしいとも思っています。確かに、市街地の中では、役場職員が結構目に付いて、ごみも拾っています。頑張っていると思います。それを、ぜひ、遠い離島、西方、東方にも広げてほしいなとも思っています。財政改革も、もう本当に進んできています。これも頑張った証拠だとも思っています。ぜひ、町民に、今、もう口が重い町民に、明るい光を、希望をあげていただくような、そういう予算、そういう使い方をやっていただきたいと思います。今は本当に口を閉ざして、何も言わない町民がたくさんいます。また、要望書を書こうにも書けない、代表者を誰にするっていうこともあります。そういう部分もありますので、ぜひ、中に入って、要望書を書く前に中に入ってですね、そういうときがあったら、入って、その話し合いの中で、こういう要望書っていうものも出せるような仕組みまで教えていただければと思います。

**○企画課長（登島敏文君）** 先ほども申し上げましたけれども、その4月の嘱託委員会のときに、要望書の書き方も案内しておりますし、実際に電話をして、書き方が分からないとか、そういうことであれば、実際にその立ち会って指導すると、そういったことも実際行っております。

**○7番（池田啓一君）** その集落だけじゃなくて、例えば、加計呂麻のこっち側が困っている。例えば、加計呂麻の西方が困っている。住民、そういう区長じゃなくてね、そこに住んでいる人たちが、多い人たちが、多くの人たちが困っているんだけど、そこにそういう組合も何もない中で、代表者をあげて陳情出す、要望書を出すってことが、結構難しいことが多々あるんですよ。そうしたときに、あんた、代表者になって要望書出してねとか、言えないんですよ。そういうこともあるってことです。そういう声もありますよってことです。

**○企画課長（登島敏文君）** そういったものは、そのケースに応じてですね、ケースバイケースで、そのときに十分対応できることであると思っております。コミュニティ職員の方ですね。以上です。

**○議長（向野 忍君）** ほかに質疑ありませんか。

**○1番（泰山祐一君）** 財政の方で御質問をさせていただきたいと思います。

まず、歳入の自主財源のお話、先ほどもありました。また、依存財源の方も、昨日、お話ございました。まず、歳入の自主財源額が前年度比で1億4,075万円、昨年比で6.1%の減額ということになっておりますが、こちらの考察をお伺いできますか。

**○総務課財政補佐（茂野清彦君）** はい、自主財源、前年比、落ちている状況ですけれども、基本的に大きく割合として落ちているのが、寄附金、繰入金の部分になります。実際、ふるさと納税等の減が大きかったっていうのが、割合としては出ているかと思えます。やはり、コロナ禍の中での減額っていうのが、こういう部分で出ているかと思えます。以上です。



○1番(泰山祐一君) ぜひ、令和3年度に関しては、また、今、減額になった分もですね、取り返せるように頑張っていたきたいなと思います。また、歳入のですね、依存財源額の方ですね。こちらも前年度比が13億7,922万6,000円、こちら、逆に17.5%増額となっておりますが、こちらの考察を伺えますか。

○総務課財政補佐(茂野清彦君) 依存財源におきましては、増えているっていう状況の中で、特に増えていますのが国庫支出金になります。これは、やはりコロナの関係の地方創生交付金等が出てきたことと、あと、給付金等の財源が国庫支出金として入ってきているものが大きな原因かと思っています。

○1番(泰山祐一君) 了解です。分かりました。やはり、新型コロナのあの臨時交付金ですね。そういう部分が大きいのかなと思いました。

続きまして、地方債の方ですね。こちらの残高と、あと、昨年度からの推移をちょっと伺いたいと思いますが、地方債の令和元年度並びに令和2年度ですね、それぞれどのぐらい地方債の残高の推移があったのかということ伺います。

○総務課財政補佐(茂野清彦君) まず、令和元年の地方債現在高ですけれども、約89億円、80億円台を目標とする中での高い水準でした。令和2年度になりまして、84億円という形で、現在高としては落ちている状況です。以上です。

○1番(泰山祐一君) 落ちているということはよくなっているというようなことだと思います。

続きまして、それなりまして、積立金の残高についても、同様に、令和元年度、令和2年度の残高の推移をですね、伺えますでしょうか。

○総務課財政補佐(茂野清彦君) はい。積立金としましては、令和2年度の決算ベースとしましては22億円台。令和元年度が20億台という形で、2億円の増えた形での決算となっております。特に、やはり財政調整基金におきましては、目標の15億円というのを令和元年度からクリアしている状況にはなっています。その他、増えた要因としましては、公共施設維持管理基金の方に、やはり、施設の維持ということで、老朽化対策の意味合いで基金を増やしているという結果です。

○1番(泰山祐一君) 了解です。積立金に関しても、順調に、こういう方向に向かっているということでした。

続きまして、財政調整基金ですね、こちらも同様に、令和元年度並びに令和2年度の方ですね、残高の推移がどのようになっているのか、お伺いで来ますか。

○総務課財政補佐(茂野清彦君) 財政調整基金、先ほども言いましたが、令和元年度の決算として15億円。令和2年度の決算15億円という形で、目標の15億円をキープをしている状況です。その中で、やはり年度途中に必要な財源として使いまして、また、年度末に財源として確保するという形の運営を、令和元年からは続けている状況です。特に、コロナの関係で、いつ緊急に必要となる財源がというふうに考えておりますので、ここはとても重要な基金というふうに捉えております。

○1番(泰山祐一君) 了解いたしました。今、一連のお話、質疑、させていただきました。非常に

この財政の面でもいい方向に向かっているというのが、令和元年から令和2年度の推移ということでした。一方ですね、町の財政はこのような状況だということの方が分かりましたが、では、瀬戸内町内、周りを見渡してみると、事業者さん、住民の方、どうなっていたのかというようなことを認識する必要があったのではないのかなというふうに思います。大変苦しんでいる事業者さん、町民の方もいらっしゃったというふうに、皆様も周知しているのではないかと思います。この中で、町の財政だけ良くなって、ほかの事業者さんたち、町民の方たちに対してのサポート、支援というものがしっかり行きわたっていたのか、令和2年度はどうだったのかというようなことも振り返るべきかなと。特に、奄美市で、例えば新型コロナウイルスの感染者が出たというようなことも、昨年度とか、今年もございました。そうなった際に、瀬戸内町は影響がなかったのかというようなことを振り返ってみると、やはりいろいろな、市街地の方々、観光の事業者の方々、町民の方々、非常に、ほかの市町村だけれども、奄美大島という括りの中で苦しんでいたんだろうなというふうに、僕自身、声も聞きましたし、町政の方にも伝えさせていただきました。しかし、私もそういった立場になりましたけれども、やはり公務員、そして、公人というものに関しましては、そういった事業者さんとは別で、日々ですね、毎月、一定の報酬などを貰っているというような中で働かせていただいている、おります。もっとですね、この部分で、この令和2年度、振り返ってみてですね、やれることがあったのかどうか。もう、令和2年度としては、瀬戸内町としては、やれるべきことはやりつくしたというようなお考えだったのかというようなことを、ちょっと振り返ってお伺いできたらなと思いますが、その見解をお伺いできますでしょうか。

**○企画課長（登島敏文君）** 毎年、予算計上、90億円余りですね、計上しておりますが、その予算執行というものは確実に行われたものと思っております。それ以外で、そのコロナの関係がありましたけれども、コロナに関しても、令和2年度で約4億2,000万ぐらいですかね、投資を行ってですね、いろんな方々、困っているところの事業者さんであるとか、そういったところに、いろんな商工会、各観光業会ですかね、そこら辺の方々の聞き取り調査を確実に行って、必要なところに、できる限りの投資をしてきたと思っております。

**○1番（泰山祐一君）** 令和2年度、振り返ってみると、町としてはできる限りやったというようにお話でございました。まだ、しかし、やはり届いていない場所も、僕自身、あったのかなと思いますし、まだ、やれることが、この予算を使わず、ここに使うべきであったんじゃないかなというのものも、正直、振り返ってみるとあったのかなというふうに思いますので、その辺、また、令和3年度にですね、そういったものも、ぜひ、反映していつてもらえたらなというふうに思います。

最後に、御質問です。財政力指数ですね。こちら、毎年0.16ですかね、程度、推移しております。こちら、やはり町がこれから強固に、強くなっていくためにも、すごい大事な数値の基本の指数かと思っておりますけれども、これを高めていくためには、やはり歳入の部分を増やしていく。若しくは、歳出を減らしていく。そういった様々な取り組む工夫が必要だと思います。ここで、やはり指

針として、今後、必要だなと思うのが、財政の御担当の見解としてですね、これから、この財政力指数を高めていくに当たって、各課の職員の方々にどういったことを希望するのか、要望するのかというようなことがあれば、見解をお伺い出来ますでしょうか。

○**総務課財政補佐（茂野清彦君）** 財政として、今、目標としている考え方としましては、やはり強固な財政という意味合いで、強固っていう部分には、持続可能性、さらには、過去、現在、未来を見据えた財政運営ってというのがとても重要だと思っています。そういった中で、現在においては、やはり事業の取捨選択、優先順位って部分をきちんと見据えた上で、地方創生に資した持続可能な行政運営、財政運営をしていきたいというふうに考えております。各課に望むという部分におきましては、やはり財政の確保、財源の確保という意味合いでは補助金、有益な交付金等の確保という部分が一番強いかと思えます。そういった中で、町民におきまして、とても優先順位が高い、でも、補助金がないってようなものに関しましては、やはり基金を使った形での速やかな事業の執行を進めていきたいというふうに思っておりますので、やはり前提として、しましては、やはり財源の確保というのを、きちんと基本の考えとしては持っていきたいというふうに思っております。

○**1番（泰山祐一君）** 見解の方、お聞かせいただきました。今、お話ございました補助金等々の、上手く活用できるものはしていく。また、そういったもので対応できないものに関しては、町の方で基金などを取り崩しながら対応していくということでもございました。私自身が、見解ですけれども、やはりこれからの自主財源を増やしていくための取組として、一番はやはり人の数をどれだけ増やしていくのか。そして、人が増える、増やしていけるためにですね、住居の確保等々、どのように図っていくのか。さらにはですね、企業誘致という部分も非常に大事な点かと思えます。こういった部分を早急にですね、準備、整えていくということが、これから5年、10年、20年というところで、非常に明るい未来が見えてくるのかなと思っておりますので、そういった部分も含めて、令和3年度に取り組んでいただければというふうに思います。以上となります。

○**議長（向野 忍君）** ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（向野 忍君）** 質疑なしと認めます。

これで、令和2年度瀬戸内町各会計の決算に対する総括質疑を終わります。

## △ 日程第2 令和2年度瀬戸内町各会計決算審査特別委員会設置、付託及び委員の選任について

○**議長（向野 忍君）** 日程第2、令和2年度瀬戸内町各会計決算審査特別委員会設置、付託及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

議案第59号から議案第69号までの議案11件については、委員会条例第7条第4項の規定により、議

長及び議員選出監査委員を除く8名を指名し、令和2年度瀬戸内町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第69号までの議案11件は、令和2年度瀬戸内町各会計決算審査特別委員会に付託して、審査することに決定しました。

休憩します。

休憩 午前10時17分

---

再開 午前10時20分

○議長（向野 忍君） 再開します。

先ほど設置されました、決算審査特別委員会の正副委員長については、互選によって、委員長に元井直志君、副委員長に柳谷昌臣君が選任されたことを報告いたします。

休憩します。

再開は、午後1時30分とします。

休憩 午前10時21分

---

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍君） 再開します。

### △ 日程第3 一般質問

○議長（向野 忍君） 日程第3、一般質問を行います。

通告に従って、質問者は順次、一般質問席において発言を許可します。

通告1番、柳谷昌臣君に発言を許可します。

○5番（柳谷昌臣君） こんにちは。一般質問を始める前に、まずは新型コロナウイルス感染に関しましてですが、本町においても、数名、感染が確認されており、県内では各地でクラスター等が発生し、感染拡大の傾向にあります。改めて、一人一人がしっかりと感染対策に努めてまいりましょう。また、全国各地で線状降水帯の影響による豪雨災害が発生されました。お亡くなりになられた方々に心より御冥福をお祈りし、被災された方々に一刻も早い復旧をお祈りいたします。

うれしい話題もありました。7月には念願でもあります世界自然遺産登録になることが決定となりました。関係各位の御尽力に対し、心より感謝申し上げます。この登録後こそが大事になってきますので、官民一体となって、世界自然遺産に相応しい島づくり、まちづくりをしていきましょ

う。また、7月23日から57年振りに東京オリンピックが開催され、各競技において日本代表の選手は史上最多のメダル獲得というすばらしい成績でした。現在、開催されていますパラリンピックにおいても、体のハンデを感じさせない活躍で、連日感動させていただいております。また、本町関連のスポーツと言え、やはり大相撲の明生関でございます。7月場所では新小結として臨み、8勝7敗の好成績を収め、見事新関脇に昇進いたしました。大変嬉しく思います。今月12日から始まる9月場所におきましても、体調をしっかり整えて、勝ち越しに向けて1番1番頑張っていたきたいと思います。町民の皆さんと一緒に応援していきましょう。また、今議会よりこの本議場におきましては、映像システム、音響システムが新しくなりました。歯切れのよい、活舌のよい発言を、今まで以上に心掛けていきたいと思っております。

それでは、通告に従い、令和3年第3回定例会、一般質問を行います。

まず、災害に強いまちづくり及び台風等による影響についてでございます。

まず、本町の防災対策の強化について伺います。

次に、台風時における定期船、鹿児島航路欠航の際の農林水産物の輸送対策について伺います。

2番目に、世界自然遺産登録に伴うまちづくりについてです。

世界自然遺産センター（仮称）について。

1、概要について伺います。

2、オープン時期について伺います。

3、運営体制について伺います。

次に、希少動植物の保護対策について伺います。

次に、観光客、交流人口増が期待されますが、受入態勢の強化について伺います。

次に、本町の観光拠点でもある海の駅の活性化について伺います。

3番目に、瀬戸内町ゼロカーボンシティ宣言について。先日の臨時議会におきまして、ゼロカーボンシティ宣言をされましたが、今後の取組について伺います。

最後に、教育行政についてでございます。先日、町内の11か所で行われた教育懇談会において、どのような意見があり、また、それに対してどのように取り組むのか、伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○町長（鎌田愛人君）** 柳谷議員の質問に答える前に、今、各地において猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症につきましては、本町において8月になりまして8名の方が新型コロナウイルスに感染し、そのことが確認されました。感染された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、重症化しないことを願うものであります。また、町民の皆様や来訪者の皆様方におかれましては、御自身が感染しない、感染させないという実践的な感染防止対策を徹底していただきますよう、お願いいたします。

それでは、柳谷昌臣議員の一般質問にお答えします。

1点目の災害に強いまちづくり及び台風等による影響についての、本町の防災対策の強化につい

てであります。近年、全国各地において異常気象による自然災害が頻発している状況であります。また、先月は全国各地で記録的大雨による降水害、浸水害、土砂災害などが発生しております。本町におきましても、あらゆる災害を想定し、ソフト、ハード両面から減災に対する取組を推進する必要があると考えております。本町では公助の取組としまして、今回、冊子版の防災ハードマップを作成し、町内全世帯へ配布しました。最新の見地に基づいた防災情報や自主防災組織の役割、土砂災害警戒区域図、津波、浸水想定区域図などを掲載しております。今後、防災対策などに有効に活用していただきたいと考えております。さらに、公助の機能強化としまして、住民への防災意識の普及啓発活動の取組や、自主防災組織の機能充実に向けた体制づくりのため、防災専門官、地域防災マネージャーの人材確保に努めていきたいと考えております。

次に、離島地域における農林水産物の島外出荷については、定期船による海上輸送が主であり、台風接近時の欠航や抜港が長期化すれば、農林水産業に従事する生産者をはじめ、流通業者や小売店事業者などへの影響は極めて大きいものと考えております。先般、台風6号の接近により、鹿児島航路の定期船が8日間欠航し、生鮮食料品の不足や農産物の出荷が滞るなど、住民生活に支障をきたしました。特に農産物においては、出荷最盛期であるマンゴーの出荷が停滞したことで、価格の暴落や廃棄などの影響が発生しました。さらに、加計呂麻島におきましては、鹿児島航路の欠航に加え、町営船の欠航も重なったことで、販路が絶たれるなど大変厳しい状況となりました。このような状況を踏まえ、今後の対策として、自然災害などにより農産物の売上が減少した場合に、その減少分の一部を補償する収入保険制度の加入促進を強化するとともに、緊急時に農産物の冷蔵貯蔵が可能な施設整備を検討中であります。

2点目の世界自然遺産登録に伴うまちづくりについての、世界遺産センター（仮称）の概要についてであります。IUCN勧告を踏まえた適切な保護管理及び利用者対応のための普及啓発体制を整えるとともに、登録地の観光利用に当たって、少人数利用を基本とする遺産地域利用の事前レクチャーの実施。大人数の観光客も資産価値を感受できるVRなどを活用した感性に訴える展示施設など、ゾーンに応じた適切な利用を推進するため、整備されます。施設規模の計画については、木造平屋建てで、床面積は本館約582㎡、倉庫約28㎡となっております。内容については、展示室約318㎡、エントランスホール、販売店舗、事務室、倉庫などとなっております。総事業費や約7億5,000万円であります。オープン時期については、令和4年8月頃を予定しています。運営体制についてであります。現在、環境省、関係市町村首長で構成する世界遺産センター運営体制検討会で協議し、環境省、地元自治体による協議会方式を予定しており、整備は国で担い、管理運営費、主に人件費については、地元5市町村で負担し、それぞれの負担内容については、環境省、沖縄・奄美事務所長と地元5市町村長が協定締結する予定であります。

次に、希少動植物の保護対策についてであります。瀬戸内町に生息する野生動植物が世界的に見ても貴重な財産であるとともに、生態系の重要な構成要素であることから、町内に生息し、または、生育する希少な野生動植物の保護を図り、後世に継承していくことを目的に、瀬戸内町希少野

生動植物の保護に関する条例を定め、保護管理に努めています。また、希少野生動植物保護推進員3名を配置し、夜間のパトロール、啓発、調査や希少野生動植物の保護のために、町が行う施策に必要な協力をいただいております。さらに、奄美大島5市町村で組織する奄美大島自然保護協議会の事業により、希少野生動植物保護パトロール、監視センサーカメラの設置、環境省や瀬戸内警察署、町文化財保護審議会などと連携して、本島側や加計呂麻島で夜間の合同パトロールを実施し、積極的に保護対策を行い、併せて、クロウサギなどのロードキル対策にも取り組んでおります。

次に、観光客、交流人口増による受入態勢の強化についてであります。世界自然遺産登録により、観光客の増加が見込まれる中、ハード面では令和2年度に芝、ゆるっとハウス（トイレ、シャワー）の整備。令和3年度に清水トイレ、シャワー施設の整備。令和4年度以降については、高知山トイレ、スリ浜、嘉徳、白浜などのトイレ、シャワー施設を年次的に整備する計画であります。ソフト面では、奄美せとうち観光協会、瀬戸内町商工会、奄美大島観光物産連盟、県観光連盟などの関係機関、団体及び国や県、関係市町村と連携、協力し、多言語によるパンフレットの整備、外国人観光客ターゲット情報発信事業、インバウンド向けSNS、外国人受入態勢推進講習会、コミュニケーションシートの配布、奄美群島エコツアーガイドの養成、奄美トレイルの整備、奄美大島魅力発信業務による国立公園利用ルール、マナー、野生動植物保護に関するお願い、ホエールスイム、ウォッチングマナー、野生生物観察ナイトツアーマナーなど、英語、中国語、韓国語による、韓国語による解説DVDを作成し、マナー啓発を行っております。また、世界自然遺産瀬戸内町対策委員会では、インバウンドによるごみ問題、定期船せとなみ、フェリーかけろま、加計呂麻バス等の交通対策、観光地や関連集落における車両の駐車、スピード、治安問題など、観光客等向けのマナー、ルールの周知啓発対策。観光受入に伴う宿泊施設、ガイドなどの研修会の実施。瀬戸内町島案内人協議会の育成、助長など、関係機関団体と連携、協力し、受入態勢の強化に努めてまいりたいと思います。

次に、海の駅の活性化についてであります。鹿児島県のまん延防止等重点措置実施前の8月中旬までは観光客も多く訪れ、にぎわっていました。お客様が少ないことには活性化できませんので、町内外から海の駅へ訪れていただくよう、今後、設置されるラジオ局による海の駅関係の情報発信により誘客を図り、関係課で連携し、活性化に向け取り組んでまいります。

3点目の瀬戸内町ゼロカーボンシティ宣言についての、今後の取組についてであります。本町は現在、町の施設の二酸化炭素排出量を2013年度と比較し、2030年度に40%削減を目標とした瀬戸内町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を達成するため取り組んでいますが、ゼロカーボンシティ宣言はこの計画の延長線上にあると考えております。今後、町施設の再生可能エネルギー導入を検討し、二酸化炭素排出量の削減に努め、瀬戸内町地球温暖化対策実行計画の達成に向けて、取り組んで参ります。

教育行政については、教育長が答弁いたします。私からは以上です。

**○教育長（中村洋康君）** 柳谷昌臣議員の一般質問にお答えをいたします。教育行政について。教育

懇談会における意見及び今後の対応についてということではありますが、教育委員会では去る6月から7月にかけて、町内11校区において教育懇談会を実施し、児童、生徒の保護者や集落住民と、本町における教育行政について意見交換を行いました。その中で、「にほんの里加計呂麻留学制度」を推進するに当たっては、住居の確保が重要であり、定住促進や空き家対策との連携が大切であることや、通学路の安全確保、子ども教室や学童保育の拡充、教職員の確保や校区内居住を求める意見や要望等がありました。教育委員会といたしましても、学校存続のための重要施策である「にほんの里加計呂麻留学制度」の推進において、住居の確保は最大の課題であると認識し、町当局に要望書を提出したところでもあります。今後も、加計呂麻留学制度の推進については、住宅政策や定住促進、空き家対策担当部局とも連携を図りながら、住まいの確保に努めるとともに、その他の課題解決に向けても、子育て支援担当課や県教育委員会など関係機関との連携を図りながら、教育行政の諸施策推進に努めてまいります。以上です。

**○5番（柳谷昌臣君）** それでは、2回目の質問に入っていきたいと思います。

先ず、この災害に強いまちづくりで本町の防災対策の点で、町長の1回目の答弁にありました、この防災専門官、地域防災マネージャーの人材確保ということでございますが、この防災専門官という方の役割と言いますか、どのようなことをしていただくのか、お伺いします。

**○総務課長（福原章仁君）** この防災専門官の役割と申しますか、これにつきましては、やはり、今、本町においてはですね、台風や豪雨、そういった自然災害が多い地域であります。やはり、町民の大切な命を守るためにも、町民の防災意識を高める必要があるというふうに考えておられて、また、それが最も重要であるというふうに考えておられます。そして、そのためにもですね、この学校関係者、また、集落、全町民を対象とした教育や指導、訓練等、危機対策に必要な、やはり人材を確保してですね、そういった対策、住民への危機意識を高める対策を役割として求めていきたいというふうに考えておられます。

**○5番（柳谷昌臣君）** この防災専門官、地域防災マネージャー、あんまり聞き慣れない言葉でありまして、全国にどれぐらいこういう方がいらっしゃるか、ちょっと分かんないですが、これを募集したところ、すぐすぐ見つかるものなのかが難しいと思いますが、その辺はどうなのでしょう。

**○町長（鎌田愛人君）** 全国のその数値は知りませんが、鹿児島県内ですね、県内の自治体において、これは令和2年5月1日現在ですけれども、県内の市町村、44市町村のうち13の自治体がこの防災官を配置しております。また、先ほど総務課長からも役割等、説明がありましたが、この地域防災マネージャーの制度の概要についてはですね、近年、全国各地で頻発する豪雨、地震などの自然災害に対応するため、地方公共団体が防災の専門性を有する外部人材を防災官や危機管理官等として採用、配置するに当たり、内閣府から地域マネージャーとして、地域防災マネージャーとして証明された者を常勤職員として採用、配置した場合は、その人件費の一部が特別交付税の交付対象となります。自衛隊を退職する幹部自衛官は、この地域防災マネージャーとして証明を受けるための要件を満たしているのが多数おりますので、ぜひですね、今後、時期が来ましたら公募する中で、



防災、自衛官ですね、自衛隊の自衛官、退職者など含め、公募する中で、この防災官、地域防災マネージャーを配置して、瀬戸内町の防災体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

**○5番（柳谷昌臣君）** この地域防災マネージャーの方が、こっち、配置されるということで、とても、今後ですね、この防災に向けては重要になってくるかと思えます。この防災、本町における防災体制の強化、非常にこの学校に、等において、そこでも、子供たちに対してもそういう教育もしていただけるということですので、ぜひですね、本町にあった、しっかりとしたマネージャーの方を公募して受け入れていただきたいと思えます。

この防災に関しましては、陸上自衛隊の方も協力的だと思えますが、そちらの方との協力体制はどのようなようになっておりますでしょうか。

**○総務課長（福原章仁君）** この陸上自衛隊の方に関しましてはですね、やはり、町役場としてもこの台風等が接近するときには、対策本部を設置します。そのときには、もうずっと、夜間も泊まり込みですが、そのときには、対策本部を設置した時点で、陸上自衛隊の方も役場の方に待機して、自らですね、待機して、一緒に情報を共有するというこでの対応をしていただいております。

**○町長（鎌田愛人君）** この自衛隊の協力につきましては、陸上自衛隊のみならず、海上自衛隊の方においてもですね、先般の、今年の防災訓練におきましても、海上自衛隊奄美基地分遣隊において、その災害箇所を映像でリアルに見られるシステムを、奄美基地分遣隊には配置しておりますので、そのことも含めて、自衛隊とは、今後も、町民の安全・安心のためにも、協力、連携していきたいというふうに考えております。

**○5番（柳谷昌臣君）** その海上自衛隊もちろんそうですが、この陸上自衛隊が配置されたことにより、また、本町といたしましても、この、例え災害、水害、災害が起きましても、最小限に抑えられることは可能になってきていると思えますので、ぜひ、そちらの方との連携というの、さらに強化して進めていただきたいと思えます。

次に、台風時における、この鹿児島航路欠航際、欠航の際の農林水産物の輸送対策ですが、1回目の答弁では、収入保険制度、確かにこの保険に加入してもらうことももちろん大事ですが、せっかく農家の方々が作ったこの農作物等を破棄するののもったいないと思えます。多分、作られた方も待っていらっしゃるお客さんに、多分、送りたいというのもありまして、その中で、この緊急時の冷蔵貯蔵が可能な施設整備が検討中とありますが、こちらの方、町内どちらに何か所ぐらい作るとか、もうその辺は検討されておりますでしょうか。

**○農林課長兼農委局長（川畑金徳君）** 今現在、加計呂麻に2か所、本島に1か所を予定しているところでは。

**○5番（柳谷昌臣君）** 今の検討段階でよろしいですが、加計呂麻の2か所と本町の1か所は、いまのところ、どちらの方に予定しておりますでしょうか。

**○農林課長兼農委局長（川畑金徳君）** 加計呂麻は、諸鈍地区の体験交流館と、あと、この瀬相地区

にできますターミナルビルの中にを考慮しております。本島側の方は、物産館、もしくは農協、JAの冷蔵庫等ができればとは考えております。

**○5番（柳谷昌臣君）** ということは、加計呂麻の鎮西地区に1か所、実久地区に1か所、本島側に1か所の3か所で考えていると。非常にありがたい、農家に対してもありがたいことだと思います。その中で、先ほど1回目の答弁にもありましたが、農作物もちろんそうですけれども、この欠航した際には、この生鮮食品、こちらの不足等もかなり懸念されております。こちら、例えば農作物、この特産品の農作物がない時期に、こういうふうに長期に欠航した場合は、生鮮食料品も入れるとか、そういうことは可能でしょうか、今のところ。

**○農林課長兼農委局長（川畑金徳君）** 農産物の収穫時期と重ならない場合には、可能だと考えております。

**○5番（柳谷昌臣君）** そうですね。本町の推進しているそのパッション、また、そのマンゴー、若しくは、台風時期じゃなくても、そのタンカン、ポンカン等もあるかと思えます。その時期じゃないときに、この災害が来た場合に、もし使えるのであれば、よくこの船が欠航した際には食料品がなくて困っている等、新聞、また、テレビ等でも言うておりますので、ぜひ、そちらの方にも対応できるような、この冷蔵施設等が設置できるように検討していただきたいと思えます。

**○町長（鎌田愛人君）** 柳谷議員の提案、すばらしい提案だと思いますので、今後、役場内で検討する中で、また、加計呂麻側の人々との協議をする中で、どのような管理体制をやっていくのか等も含め、様々、詰めなければなりませんので、その生鮮食料品の場合ですね、それは詰めていきたいというふうに思っています。また、農産物につきましては、主にマンゴーがですね、その出荷の時期を逃すと、先ほど、上でも、最初の答弁でも申し上げましたが、価値が下がりますので、それを貯蔵する、冷蔵、貯蔵する場所をですね、先ほど農林課長がありましたように、諸鈍と瀬相の方に、その設置するよう準備を進めます。ターミナルビルについては、建設はまだ先でありますので、その間は仮の設置場所となると思いますが、このターミナルビルの中に、その貯蔵施設が設置できないか。そのことも、今後の加計呂麻ターミナルの協議の中で検討していきたいというふうに考えております。

**○5番（柳谷昌臣君）** そういう施設を設置してもらうことによって、農家はもとより、町民皆さん、今後、災害が来て船が欠航した際にも、今まで以上に対応するのに、ちょっと安心できると思えますので、ぜひ、そちらの方は前向きに進めて行っていただきたいと思えます。

それでは次に、世界自然遺産センター、仮称ですが、についてでございますが、この令和4年8月頃をオープン予定ということが、本町から職員派遣等はどうようになっておりますでしょうか。

**○町長（鎌田愛人君）** この運営体制は、まだ、ほぼ決定事項でありますけれども、環境省から職員が2名から4名。市町村から2名ですね、5市町村から2名。その中で、1名は奄美市の職員が、そのセンターが奄美市住用町にあるということも含めて、奄美市は常に1名は職員を派遣します。残り1名を、4町村、瀬戸内町、龍郷町、宇検村、大和村がローテーションでこう回していくということ

で、2年おきのローテーションで回すことが決定しました。その際、来年の8月オープンで、来年の4月からはもうその準備にかかりますが、最初の2年間でですね、瀬戸内町、手を挙げまして、その手を挙げたのも、今、環境省に、環境省の奄美・沖縄事務所に瀬戸内町の職員を派遣しておりますので、その職員を想定しておりますが、その2年間で、最初に2年間を瀬戸内町が派遣して、そのあと、また、ローテーションで、次の町や村がローテーションで回していくということを計画しております。そのことにより、その自然環境に対するスキルのアップ、つながるといふことで、これを5市町村ですね、同じような体制の中で、そういうレベルを上げていくためにも、ローテーションで回すことは重要なことだといふふうに考えて、そういう体制をつくることを、ほぼ決定しております。

**○5番（柳谷昌臣君）** 今、そのセンターの運営については、その5市町村から派遣するということ、最初の2年間は本町の方から派遣するということ、その、今、沖縄の方に出向している職員をそのまま持って行く予定ということ、ございますが、この、例えばこの世界自然遺産センターだけじゃなくて、奄美パーク、また、広域事務組合等、いろいろ、本町からも職員を派遣しておりますが、そうすることによって、この本町の庁舎内にいる職員の人員減に対しては、どのような対策をとっているのでしょうか。

**○総務課長（福原章仁君）** 今、議員がおっしゃる、各機関への派遣ということでございますが、やはり、今、年次的にですね、先ほど町長からもありましたが、この施設によっては、2年ないし1年から2年、また3年というローテーションであります。よって、従いまして、私、こちらとしても、年次的に何年度は何名行く予定ということ、やっぱり把握しなければなりませんので、それに応じてですね、取り敢えず、今、3年度は、今、3名派遣しています。4年度においても、一応3名を予定しておりますので、そういった年、なんですかね、令和何年度には何名行くというのを把握しながらですね、やはり、その分に対する人員、配置も考えなければなりません、なりませんので、そういったものは、また、人員の配置については、上司とも協議しながら、不足の生じないように、職員の負担が増えないように、もっていきたいといふふうには考えております。

**○5番（柳谷昌臣君）** 今、総務課長、言われたとおり、職員の負担が増えて、ちょっと業務がおろそかになるのも怖いので、ぜひ、その配置、または、等はしっかりと考えて、この世界自然遺産センターの方、せっかくできるのですから、上手く利用、活用できるような施設に向けて、5市町村も、また、足並み揃えて進めていっていただきたいと思います。

次に、この希少動植物の保護対策でございます。現在ですね、このいろんな団体と連携して、合同パトロール、また、このアマミノクロウサギ等のロードキル対策というのに取り組んでいるということ、ございますが、今後、新たな取組等は何かございますでしょうか。

**○水産観光課長（義田公造君）** お答えいたします。今、社会教育課の方では、毎週日曜日ですかね、いろんな作業等、行っております。また、青少年ふるさと美化活動等も行っております。それに併せた形でですね、年間2回ほど、ボランティア活動で希少動植物の保護ではありませんけれど

も、外来種の、すいません、外来種の駆除等ですね、こういうのを行っていきたいと考えております。それと、7月26日が世界遺産登録になりました。今、この日を記念日として、条例の方を上程する予定にしております。追加議案で出す予定にしております。この日の前後を、26日を記念日として、この日の前後の休みの日ですね、日曜日と、その日をですね、いろんなイベント関係をしたり、ボランティア作業をするっていう形の日に持って行きたいと考えております。

**○5番（柳谷昌臣君）** その外来種駆除等の作業に関しましては、以前より、例えば行政職員、または、各団体の方から出向いていただいて、作業をしています。私達は議会の方も、それに参加して駆除もしましたが、冒頭でもおっしゃったとおり、やっぱり官民一体となつてつくっていかねばいけないと思いますので、この町民の方々、一般の方々のボランティア等も入れながら、この外来種駆除をしていくことも大事になっていくかと思ひます。先ほど、課長もおっしゃられていましたが、毎月第3日曜日は青少年の清掃作業にもなっております。そのうち、年に1回ないし2回、3回ぐらいは、そういう外来種駆除に、の方にもくっつけてもいいんじゃないかなと思ひますので、その辺、ぜひですね、社会教育課の方とも協議して、そういうふうな活動ができるようにしていただきたいと思ひます。また、この、先日、新聞紙上等でクロウサギ等の保護について、新たな取組があるというのを聞きましたが、こちらはどのようになっていますでしょうか。

**○水産観光課長（義田公造君）** お答えいたします。先日ですね、ふるさと納税活用のガバメントクラウドファンディングによるふるさと納税総合サイトふるさとチョイスにより、資金集めっていうか、行っております。その中で、瀬戸内町もですね、目標を300万という形で行っております。その中で、ロードキル問題ですね、これによる、あと、看板とかその辺の設置を行っていきたいと考えております。

**○5番（柳谷昌臣君）** ぜひですね、そういうふるさと納税等も活用しながら、この希少な動物の保護というのにも、しっかりと対応して、この世界自然遺産の島を盛り上げていっていただきたいと思ひます。

それでは次に、瀬戸内町のゼロカーボンシティ宣言についてでございますが、先日の臨時議会の方で、こちらの方が町長より宣言されました。その取組ということで、庁舎内ではいろいろしておりますとも、しているとは思ひます。これは提案でございますが、例えばこの、やっぱり二酸化炭素排出量を抑えないといけないということは、やはり車等も排気ガス等がやっぱり多くなってくるかと思ひます。そこで、まずは役場の職員の方から、市街地に住んでいる職員の方から、車で来ていらっしゃる方、天気がいい日には自転車、または、徒歩で来られるとか、そういうのにつなげていけたら、また、町民の方にも広がるんじゃないかなと思ひますが、そちらの方はどうお考えですか。

**○総務課長（福原章仁君）** そうですね。常々、市街地の職員の方には、自動車での通勤はしないようにというふうに指示をしているところではありますので、やはりゼロカーボンシティ宣言もしましたので、なるべくそういった自転車なり徒歩でですね、自分の力で通勤するように、協力を求め

ていきたいというふうに考えております。

**○町長（鎌田愛人君）** 瀬戸内町の地球温暖化対策の計画の、計画の中にも、職員の自主的な取組の推進ということで、通勤に当たっては徒歩や自転車を利用するエコ通勤に努めますという、謳ってあります。私は清水ですので、清水から歩いたり自転車でいくと大変ですので車で来ておりますが、古仁屋市街地を回るときは、私、自転車を役場に置いておりますので、極力自転車を使って回っております。ぜひ、議員も瀬久井からここまで車で来ておりますので、徒歩か自転車で来たら、議員もそのエコ活動に取り組む姿勢が見られていいのではないかと思います。

**○5番（柳谷昌臣君）** 2回目の質問で、こういうのを言おうと思っていたので、ぜひ、この議会終了後にも、自転車の方、段どりして、極力、僕も自転車でこの市街地は活動していきたいと思えます。それを、そういうことをすることによってですね、また、市街地の皆さん、また、ほかの町民の皆さんも、いろいろやっぱりちゃんとシティ宣言したからにはやっているじゃないかというふうにも思えてきて、自分なんかも一緒になって頑張ろうじゃないかと思うと思えますので、ぜひですね、町長、流石に清水から自転車で来いとは言えませんが、できる範囲で、どんどんどんどんやっていくようにしていきましょう。はい、さっそく頑張りたいと思えます。

最後に、教育行政について、教育懇談会において、1回目の答弁で大体、僕が言いたいことに関しての答えはいただいたんですが、この関係課局と協議をしていくというふうに回答もらえましたが、もうこの6月、7月に開催されて、今、もう9月の今日が2日になります。1回でも、この協議は行われておりますでしょうか。

**○教育委員会総務課長（徳田義孝君）** この教育懇談会が終了したあとですね、どのような意見、要望等があったかということにつきまして、町長部局と協議をしたところです。町長、副長、総務課長、企画課長と交えて、どのような要望があったかをお伝えし、また、教育委員会としても、この答弁の内容にありましたように、住居の確保であるとか、公共施設等の教員住宅への転用等についても配慮いただきたいというような要望書を提出したところでもあります。企画課から、各担当部局に対しまして、その要望等に対する各担当の意見をまとめていただいているところ、それを、今、いただいたところではありますが、それを区長さんとか校長先生に、また、送付する予定としております。また、昨日はですね、通学路の合同点検の会議というようなのがありまして、県の瀬戸内事務所の建設課、それから、警察、それから、町内の建設課、総務課の防災関係、また、町民生活課と教育委員会も交えて、通学路の合同点検をするというような会議も行いまして、来週、一緒に点検をする予定となっております。そのような形で、連携をとって、今後も深めていきたいと考えております。

**○5番（柳谷昌臣君）** この教育懇談会において、そういう課題も出まして、例えば教育委員会と企画課、教育委員会と町民生活課とか、非常に連携をしなければ進まない事業がたくさん出たと思えます。それについては、もう今、動きだしているところということですので、安心はします。僕も、以前よりこういう問題に対してはいろんな課が交わることについて、課同士の連携、横のつな

がりの強化というふうには申し上げておりますが、以前に比べると格段にその連携、また、横のつながりができているかと思いますが、今後、さらに強化をしなければいけないと思います。そちらについては、どのようにお考えでしょうか。

**○副町長（奥田耕三君）** 議員御指摘の各課連携、横の連携、横断的な対応という御指摘でございますけれども、まだ、私どもも十分に対応しているというふうには感じておりません。さらなる強化というのは、連携強化が必要であるということは、我々も十分認識しております。ただ、それ以前に、まだ、まずは住み分けを、各担当、担当が、課局があるわけですので、そこが責任を持って対応していただける体制と、その部分と、各課連携をとって横断的に対応していかなければならない事案の住み分けを、まず、きちとした上で、議員御指摘のように横の連携が必要な部分については、さらなる強化を図っていききたいというふうにご考えております。

**○5番（柳谷昌臣君）** はい、今、副町長、申し上げたとおり、横の連携以前に、その問題に対してどのように進めていくかとか、そこ、担当課、担当係によって、しっかりと整理した上での、この横の連携となると思いますので、ぜひですね、その順番と言いますか、そこはしっかりと、これまで以上に構築されていくような職員の方の資質の方も上げていっていただきたいと思います。以上です。

**○議長（向野 忍君）** これで、柳谷昌臣君の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は2時45分とします。

休憩 午後 2時27分

---

再開 午後 2時45分

**○議長（向野 忍君）** 再開します。

通告2番、安 和弘君に発言を許可します。

**○11番（安 和弘君）** こんにちは。令和3年9月議会における一般質問をいたします。昨年12月以来、久しぶりに一般質問をいたしますが、若い優秀な議員が誕生していますので、その人たちをも含め、若い皆さんに、これからはお任せしたいと思いながら、年寄りの冷や水と言われることのないよう、分相応に折に触れ発言いたしたいと思っております。御容赦くださいますように。

さて、コロナが収まりません。我々は、なかに、年が明ければそのうちにと少々コロナを甘く見ていたのかもしれませんが。最近、町の中でわナンバー、れナンバーの車を見かけるのが、少々数多く見受けられますが、その都度、どきりとするのは歳のせいでしょうか。何はともあれ、世界自然遺産登録となった今、そのことをしっかりと自覚しつつ、コロナの早い終息を願うものであります。私も関西、福岡、鹿児島と子供たちが行っていますが、関西、関東では、我々さえ、今、ここでコロナについて非常にピリピリしていますが、関西、関東の同郷の人たちは、どのような思いで毎日過ごされているのか、思いを馳せながら、本当に負けずに頑張っていたいただきたいなと思ってお

ります。

それでは、令和3年9月議会における一般質問をいたします。今回の質問は、政治の原点とは何ぞやというものですが、申すまでもなく、瀬戸内町民はどのような立場にあらうとも、政治の光は平等でなければならないということでもあります。今回は、この政治の原点とはをテーマに、我が町の過去の議会や出来事を拾い出しながら、当局の考えを伺っていきたいと思います。忖度という言葉があります。本来の意味は、他人の気持ちを推し量ること、慮ることで、相手の気持ちを忖度するなどと使われ、決して悪い言葉ではありません。しかし、例の森友、加計学園問題で、いつの間にかそのイメージが悪くなってしまいました。そして、臭い物には蓋、醜いこと、嫌なことが外に漏れないように一時しのぎの方法で隠す。また、長い物には巻かれろという言葉もあります。権力、勢力のある人間には、反抗するより言いなりになって服従する方がよいということでもあります。政治家というには程遠い、小さな町の1議員であります。こうはありたくない、思うのが、この3点の言葉であります。言わずと知れた、我々議員は町民の思いや言葉を当局に届け、当局の言葉を、答えを町民に届ける。それが仕事である。また、それが一般質問のこの場であると信ずるものであります。その観点から質問をいたしてまいります。

1、きゅら島交流館のコーヒーショップについて。どういう経緯でコーヒー販売するに至ったのか、伺います。また、現在の市街地、阿木名、清水、手安を含みます、のコーヒーを販売している店舗、いわゆる喫茶店、何件あるのか伺います。

2、敬老祝い金の改正があつて、しばらく経ちますが、改正前と改正後の比較を伺います。

3、出産祝い金の現状を伺います。支給方法も含めてです。

4、地権者と当局の間で、境界線の問題でたまにトラブルがありますが、この問題はいたずらに長引かせず、双方で解決に向け取り組んでもらいたいもの。おぐらの瀬戸内鉄工所裏のこの問題が、数十年経った現在もくすぶっていると聞きます。経緯を伺います。この問題では我々の同僚議員何名かも、多分、苦勞されていると思います。この問題をです、ほっとくということは、結局、我々のところに足を運んできて、何と言っているかと。むんならんぎいんにゆんかって。ものにならない議員たちだねと言っていますね。ですから、これはさけては通れないと。誰かが一度はこの場所で、この問題を取り上げて、当局の答えを出して、引き出してみようという思いから、この問題を取り上げました。

5点目、西古見へのクルーズ船誘致の件で、町がある忖度をしたのではと囁かれました。町としての認識がいかがなものか伺います。

以上、1回目の質問とします。

**○町長（鎌田愛人君）** 安 和弘議員の一般質問にお答えします。

1点目のきゅら島交流館のコーヒーショップについては、教育長が答弁いたします。

2点目の敬老祝い金の改正前と改正後の比較についてであります。改正前の平成28年度は対象者462人の総額1,241万円の実績であり、改正後、経過措置を行った平成29年度は対象者495人の総

額916万5,000円、完全適応後の平成30年度は対象者523人の総額731万円、令和元年度は対象者546人の総額769万円、令和2年度は対象者564人の総額810万円の実績であります。

3点目の出産祝い金については、瀬戸内町地域活性化定住促進条例に基づき、本町の活性化と福祉の向上に資することを目的として支給しており、出産されたお子さん1人当たり5万円を、瀬戸内町商工会の商品券で支給しております。

4点目の地権者と当局の間で境界線の問題につきましては、公共事業については、地籍測量事業により境界及び地権者の確定を行い、事業を進めているところです。御質問のおぐらの瀬戸内鉄工所裏の問題の経緯については、令和2年3月に地権者から平成6年度、7年度頃に町が施工したコンクリート壁が車両の通行に支障をきたしているため、撤去できないかと問い合わせがあり、現地立ち合いを行い、当時の工事台帳の調査、建設課に所属していた関係者及び墓地所有者への聞き取りを行った結果、工事台帳は確認できず、また、関係者は覚えていないことから、町で発注した工事とは断定できず、町で撤去することはできない旨を地権者へ説明しております。

5点目の西古見へのクルーズ船誘致については、この件に関しましては、平成30年第2回定例会における安議員のクルーズ船問題についての一般質問に対し、私は国土交通省が公表した島嶼部における大型クルーズ船寄港地開発に関する調査の結果において、薩川湾一帯、瀬戸崎、西古見の池堂地区の3か所が候補地として挙げられており、公表後に資料を分析した結果、国が示した3か所のうち、自然環境や用地等の課題、また、過疎化が著しい西方地区の振興策を熟考した結果、本町において池堂地区が最良であると判断したところであります、と答弁しております。付度については、巷で囁かれているということについては承知しておりません。以上です。

**○教育長（中村洋康君）** 安 和弘議員の一般質問にお答えをいたします。

政策についてということで、きゅら島交流館内のコーヒーショップ開店の経緯及び市街地におけるコーヒーを販売している店舗、喫茶店の件数についてであります。まず、コーヒー販売するに至った経緯についてであります。きゅら島交流館施設の一部管理業務の委託契約を平成30年6月に瀬戸内町地域女性団体連絡協議会と締結しました。その契約締結には、館の一部業務の管理委託だけではなく、町長のマニフェストに掲げています、女性活躍社会の実現に向けての活動拠点施設としての意義もあります。きゅら島交流館が町民の方々から親しまれ、気軽に利用できる施設とするため、また、地域女性団体の新しい取り組みとして、きゅら島カフェをオープンしたということでもあります。

次に、古仁屋市街地、阿木名、清水、手安のコーヒーを販売している店舗、喫茶店数ですが、古仁屋市街地に、古仁屋市街地には8件、阿木名には1件、清水と手安にはないものというふうに承知をしております。以上です。

**○11番（安 和弘君）** 答弁をいただきました。2回目の質問は、追ってやりますけれども、ここですね、過去の議会での先人たちのことに、少し触れてみたいと。私が、今回のテーマにしております、政治の原点にかかわることですので、駄弁と言わずに聞いています。今から半世紀以上も



前、いわゆる50年以上前ですね、昭和42年の6月議会の出来事でありました。当時の町長は企業誘致に果敢に取り組んでいました。竹岸ハム、パイン工場、拓南製糖と誘致しましたが、いずれも原料不足で悉く失敗しました。このことに関しての一般質問で、西方出身のN議員、町長を問いたしましたが、何と質問と答弁で、7月13日の午後から7月15日の午前中まで、足掛け3日かかったと言います。やる方も立派、答える方も立派ですね。そこには、議員の町長に対する忖度など微塵の欠片もなかったと言えます。まさに、本音でぶつかり合う、そういう時代であったのが分かります。もう1件、それから10年後、昭和52年の9月定例会で、国策に沿った企業の誘致ということが議決されました。いわゆる、当年、原子力船むつの問題であります。条件付きで誘致も可というもので、議会では13対7で可決されました。鹿児島県の企画部の調査の結果は、伊子茂湾が最適であると発表されました。これに対する伊子茂湾岸地区住民の反応は早く、花富出身の議員が音頭をとり、反対運動が展開されました。賛否、町を2分する激しいものでありましたが、当時の町長は住民の意見を重視するという慎重論でありました。昭和53年の3月議会での出来事でありました。またまた西方出身のN議員。同じ議員ではありません。同じNさんです。議会制民主主義を表に立てている以上、住民の意志は議会に集約されているとした上で、我々より知識のある国や県の指導に従うべきではないか。これまでの町長の姿勢は誠に遺憾で残念であると発言したものです。それに対する、当時の町長の答弁。あなたが国を愛する人であれば、私は島を愛する人であります。どちらも立派じゃないですか。町長の長い物には巻かれないの姿勢が見てとれます。どちらがいい、悪いの問題ではなく、こういう問答を本音で言えるのが羨ましい。時代が平成に入り、しばらく経った頃、平成10年頃から、町内から建築業者、A級業者、B級業者が消えてなくなりました。次々と消えていったんです。何があったのか。忖度政治の落とし子と言われました。誰が誰に忖度したのか。詳しいことは申し上げません。ただ、言えることは、当時、土建業者は土建業者、建築は建築、しっかり色分けされていました。建築の分野に土建業者が入り込むことはなかったんです。それが、このときからありました。そして、今では公民館まで土建業者がやる時代になりました。時代といえばそれまでですけれども。昨日、今朝ですか、昨日ですか、ある議員の質疑に対して、当局からの答えが、公共事業の平等性を図るために分離発注したって言いました。ところは、その当時は逆ですね。分離発注、なくなりました。水道も電気も、みんな箱に組み込まれ、どちらがいい時代か、私には言えません。何とも言えません。しかし、その頃から、ある利口な業者が言っていましたね。そのうち、瀬戸内町は土建も建築も淘汰されますよ。まさに、それから話を聞いた5年頃、5年後頃から始まりました。ですから、いい世の中になったのか、悪くなったのかは、それぞれの立場によりましょう。何とも言えません。昔の議会と当局、あるおおらかさがありました。我々の1年生議員の時代ですね、12月の議会終了後には当局と合同で忘年会をしたものです。そのときには、議員諸侯は戦々恐々としていました。20人、いましたけれども。日頃の恨みとばかりに、当局の課長さんにいじめられるんですね、議員が。いい光景でしたよ、本当に。そういうおおらかさが、今、なくなってしまいました。その頃、20名の頃は、加計呂麻・請・与路、西方、山

郷、東方と、議員が平等に地区から選出されていて、地区住民からいろんな相談事があったときにはすっ飛んで行ったものです。分からないときには、土日の暇などときには当局の係を呼んだり、そうして、現場まで一緒に足を運んでもらいました。そうすると、地区の人たちは正直なもので、役場から来てくれたと、ほっと安心した顔をするんですね。ここでも、議員なんきゃむんならんですよ。役場から来てくれたら、安心するんです。でも、それも今回、できなくなりましたね。我々議会の、議会運営委員会へ、当局から、それは止めてくれという申し入れがあったと言います。ちょっと寂しい気もしますが、それも時代のなせる業でしょう。いろいろ申し上げましたが、それでは、答弁書に沿って2回目の質問いたします。

最初のきゅら島交流館の問題です。教育長の答弁で、いわゆる地女連ですよ、その方たちの活動の場ということであります。ところが、答弁の中に、古仁屋市街地に8件のコーヒーを売っている店があると。清水はなしと、今、清水にはこんぶちと、コーヒーだけ売っている店があります。喫茶店が。ですから、そういう人たちからの、やはり、苦情が、当時、出たものです。何もコーヒーまで売らなくてもねと。コーヒーで生計を立てている店もあるんですね。そうしたときに、何らかの影響は出ないものかと、そういうことをお考えになったこと、なかったのかなと思うのは、私だけではないはずなんです。対した額にはならないでしょうが、それが人の心というもので、気持ちというもので、何も町がそこまでせずともとは、ちょっと耳にしたものですから、このことを取り上げてみました。

次に、敬老祝い金の改正前と改正後の比較について。確かに、これを見てみますと、一目瞭然ですね。町が改正した後と前と比較しますと、300万、400万、500万の差がでてきました。ここで、ふと思い出すのは、午前中の、我々議員の中から町に対してですね、潤って、潤っているとまではいわないけれどもと断りながら、財政状況はすこぶる良くなっていると。この当時は、確かに財政への逼迫というものがありましたが、それでは、今、これを元に返すことはできないことでしょうか。この敬老者という方にとって、祝い金はやはり嬉しいものなんですね。それが、その当時は削らざるを得ないという状況にあったとしても、今、それほどなのかなという気がしますが、この点についてはいかがでしょうか。

**○保健福祉課長（昇 克己君）** 安議員からの、元に戻せないかという話なんですけれども、私個人の意見としてはですね、5年ほど前に改正しまして、今、800万余りの支出をしているところなんですけれども、これがまだずっと続く、800万前後でですね、今後はちょっと見通しを立てているところであります。これを元に返すというと、倍のお金をずっと出さなければいけないということがありますので、今、私の中では、元に戻すという考えは、今、ございません。

**○11番（安 和弘君）** 平成28年度には、対象者462名で1,241万。令和、令和2年度には810万。400万ですか。今、それだけのことを、町が思い切ってこれを実行したときに、元に戻したときに、このお年寄りの方々がどれほど喜ぶかですね。そのことも少しお考えの中に入れてはいかがでしょうかと思うのが、私の思いであります。課長は、その気はないということですので、これは、

これを聞いている人にお任せしましょう。

**○町長（鎌田愛人君）** 平成29年度に見直しを行いました。その見直しをした理由を、今一度、申し上げたいと思います。敬老祝い金支給事業は祝い金であることから、祝いの年齢を迎える節目に支給することが本来の趣旨であり、多くの自治体で見直しが図られている。高齢化の進行に伴い、支給総額は年々増大しているため、事業継続するためにも、支給内容の見直しの時期が来ている。高齢者福祉事業を安定的に継続して実施するとともに、祝い金支給事業を持続可能な事業とするために、見直しは必要であるということで、平成29年度には見直しをして、議会の反対などもありましたが、最終的に、平成30年度以降に、現在の支給の金額となりました。今後については、高齢者への敬意と感謝の気持ちを持ちながら、高齢者が真に必要なサービス、健康寿命を延ばすための介護予防事業や疾病予防事業の充実。高齢者が健康で生き甲斐を持ちながら安心して暮らせるまちづくりを進めていきたいと考えております。以上です。

**○11番（安 和弘君）** はい、分かりました。

それでは、出産祝い金に移りますが、出産されたお子さん1人当たり5万円、それも、瀬戸内町商工会の商品券で支給しております。いわゆる商品券ということは、その商品券で地元で買い物をして、言葉はいいか悪いか、一石二鳥を図ったように聞こえますね。ただ、祝い金というのであれば、お子さんが生まれておめでとうございましたと、何かに使ってくださいというのであればですね、キャッシュで、現金であれば、まだ分かるんですよ。これは、この商品券というのは、これ、期限があるんですか。いつまでに使わないといけませんよという期限はあるんですか。

**○町民生活課長（昇 憲二君）** 期限があるというふうに聞いております。

**○11番（安 和弘君）** どれぐらい。

**○町民生活課長（昇 憲二君）** すいません、ちょっと詳しい話は、ちょっと僕の方はちょっと把握できていないんですが。

**○11番（安 和弘君）** 確かに、これ期限があると私も聞いた気がいたします。祝い金というのは、大事なことは、受ける側の気持ちですね。受ける方が。本当にありがたいと。こんなこと言って、また、地元の商店街から、私は、また、あとから叩かれます、多分。しかし、貰う方の立場からですね、その使い方が、何か記念になるものを買いたいとか、それが、どうも地元では調達、調達できそうにないとなると、おのずと地元で買うのは決まって来ますね。それも、期限があるとなると、あとは面倒くさい、何でも買えということになってしまう、しまわないかと。もっと使い勝手のいいですね、そういうことはできないものかと。この件に関して、以前も私は申し上げたような気がします。大和村の例をとってみました。大和村では、1子20万、2子30万、3子以降は50万。それも、キャッシュと。そのキャッシュであるが故に、いただいたお母さんがですね、この使い方は、将来子供のために蓄えておきますという話も出ております。ですから、何とか商品券ではなく、現金支給をしてですね、その当人たちが本当に何か買いたいというものを買っていただくことが、本当はいいじゃないかなと思ったりしますが、町長、いかがですか。

**○町長（鎌田愛人君）** この出産祝い金はですね、元々は、元々っていうか、これ、元にあるのは、瀬戸内町地域活性化定住促進条例の中の、その中にですね、空き家利用推進助成金、住宅リフォーム等助成金、出産祝い金等ということで、地域活性化、定住促進条例の、これが目的の中で、出産祝い金を支給、商品券により支給しておりますが、私の考えというよりもですね、まずはその、平成30年に議会の決算委員会で一部を現金にということが、意見が出ました。そのことを踏まえて、当時の商工会から町に対して要望書がきました。それ、紹介したいと思います。これに私の気持ちは一緒であります。この出産祝い金は町民からも大変好評をいただいている制度であり、鎌田町長がかねてより掲げている人を育て、心を育む思い遣りのある町の理念に沿うものであり、子育て世代の経済的支援として大きな役目を担っているものと拝察いたしております。また、本制度は地域振興商品券にて支給していただくことにより、地域商工業者の利用を促し、原材料費の高騰における原価率上昇、人口減、少子高齢化による売上高の提言、後継者不足など多くの問題を抱え、疲弊している地域経済の浮揚にもつながっております。しかしながら、今回、出産祝い金を一部現金支給への意見が決算審査特別委員会にて出された件に関しましては、地域の経済団体として、地域内経済循環も促す本制度との一部現金支給につきましては、出産祝い金の町外流出や地域商工業の衰退など、懸念される事項が多く、疑問を呈している次第でございます。つきましては、これからも子育て世代の経済的支援と確実な町内での経済循環を促進するため、下記の事項に関しまして、引き続き格別の御高配を賜りますようお願い申し上げますということで、出産祝い金の支給に関しましては、引き続き地域商品券にて支給をいただきたいという要望がありました。まさしく、私は商工会からの言うとおりでと思っています。地域商工業のことも考えながら、町の政策を進めて、この祝い金ですね、進めていくという考えから、私自身はこの出産祝い金を現金に変えるということとは全く考えておりません。

**○11番（安 和弘君）** そして、全く反対ですね。全く反対です。これ、商工会から町長に対する言葉でしょう、今のは。出産祝い金を受け取る側の気持ちは、少し、これっぽっちも入っていないということですよ、これっぽっちも。全て、商工会の言うとおりで、町長がそのとおりで、物事を運んだということにしか聞こえません。私は、やはり、当事者、子供を抱える親の気持ちになって物事を考えてみるのも、町長の一つの仕事じゃないかと思うんですよ。全く考えてないとおっしゃったので、私もここまで言いますが、やはり商工業の発展を図りながら、祝い金を支給する。このことには、私は少しばかり違和感があります。ましてや、一部現金化ということも蹴ったわけですよ。もう、それはそれで、町長はそこまで声を大きくおっしゃるんでしたら、もう仕方ないことです。ただ、この大和村の例ですね、第1子20万、第2子30万、第3子から50万、以降はみんな50万と。子供のための、ために、母親が蓄えを考えているとまでいうこの気持ちというものは、私はやっぱり尊重すべきじゃないかなと思ったりしております。

**○町長（鎌田愛人君）** 大和村は、大和村と比較してもどうかと思います。大和村にはそれだけの商品、店が少ないということもありますので、比較しても仕方がないと思いますが。その出産祝い

金、元々は先ほど来言っているように、地域活性化の、定住促進条例が基にあります。そういう中で、出産祝い金を支給する中で地域活性化も図りたいということが、この条例の目的であります。そういう中で、その出産祝い金をその商品券、商品券で子供のものに使わなくてもいいんです。その他に使ってもいいんです。そういうことも含めて、子供のためには、自分のお金で買ったり、そして、中には商品券で買うこともあるでしょう。そういうことは、それぞれの家庭の考えであると思いますので、私の考えとしては、この地域活性化、定住促進の目的を達成するためにも、商品券による出産祝い金ということは、変える必要がないというふうに考えております。

**○町民生活課長（昇 憲二君）** 先ほどの出産祝い金、商品券の期限でございますが、6か月ということになっております。それとですね、やはり利用者、祝い金を受けておられる方の使い勝手っていうのもございますが、やはりそこは、先ほど来、町長がおっしゃっているように、地元の商店で使うことで、自分たちも地元の商店街に一役担っているんだっていうことをですね、ぜひ、利用者の方にも御理解いただきたいと思います。

**○11番（安 和弘君）** この件は、もう終わります。

それでは、最後にですね、クルーズ船の件で少しばかり。この件に関しまして、私は議会に身を置きながら、この発端となりましたことについて、非常に大きな責任を感じております。我々議員諸侯、みんなそうだと思うんですよ。みんな責任があると思っております。ただ、ここで時系列で少し振り返ってみます。平成29年8月14日、国交省の発表で、薩川湾と瀬戸崎と池堂。それ、あくる日の15日、瀬戸内町から西古見で説明会が開かれました。翌日ですね。9月26日、また西古見で説明会、開かれました。12月19日、西古見集落、漁協、商工会、観光協会、建設業協会から要望書が提出されまして、この一連の動きは町の主導だと言われております。2か月後の30年の2月16日、漁協の総会で紛糾しました。そして、要望書を取り下げに至りました。観光協会、商工会が取り下げました。建設協会は分かりません。奄美の自然を守る会と加計呂麻区長会が反対署名活動を展開しました。30年の10月に検討協議会が設立されまして、この協議会でのある委員が、言葉を発しましたね。候補地は3か所あるんだけど、池堂だけに絞っていいのかと。そしたら、事務局が、はい、池堂だけに絞ってください。この一連の動きをみて、普通の人なら西古見ありきで町が動いているとしか見えないんです、見えないんです。30年、2月26日の地元紙をちょっと読んでみます。町に要望書を提出した4団体のうち、瀬戸内漁協では16日、観光協会では22日、総会の場、町による説明会が開かれ紛糾。大荒れとなった議場で署名の撤回を決定。町側が西古見住民や経済団体に対し、要望書提出を求めた強引な手法も露呈し、町側の進め方に関しての疑念も深まるばかり。不安を掻き立て、インターネット上で様々な憶測が駆け巡る。これが地元の2大新聞の一つの大きな記事でした。この一連の流れからですね、疑念も深まるばかりと。平成29年の8月から終息まで、随分時間が経ちました。自然を守る会や加計呂麻の区長会が署名活動起こしたり、何よりも終息するまでの時間。そして、漁港、漁協、商工会、観光協会の会員相互の関係がぎくしゃくしたこと。人間関係の修復がやっかいでありました。このことに対してですね、町として何か思いはあり

ませんか。

**○町長（鎌田愛人君）** この問題につきましては、進め方などにおいては、少々、町においてもですね、不手際があったということは、私も十分認めて、申し訳なかったというふうに思っております。以上です。

**○11番（安 和弘君）** そうですね。物事を進めるときに、町が私たち議会に諮ってくれることは非常に嬉しいことで、ただ、そのときに私たちがうかつにもですね、深くものを考えずに、西古見からの要望であれば、単純に賛成してしまった。ところが、あとで蓋を開けてみたときに、しまったと臍を嚙んだときには、もう遅かったということでした。これで、騒ぎはここまで大きくなった。このことは、議会に身をおく者の一人としてですね、本当にもう申し訳なかったと反省もしております。ですから、なぜ今頃この問題を取り上げたかと。やはり、時間と、そして、お互いの気持ちですね、もうぎくしゃくしてしまったこの町の姿を見たり聞いたりしたときに、こういうことが二度とあってはいけないと思います、確かに。ですから、取り上げてみました。町長が、今、進めていらっしゃる奄美せとうち地域公社、これは、私もこの場で何度も言いますが、もろ手を挙げて賛成しているものです。ですから、このことは慎重に慎重に、今、町長は腰を落として取り組んでいらっしゃる。その姿勢をですね、大事にしていきたい。何かあの、あのクルーズ船のときが、もうみんな浮足立っていましたよね、確かに。だから、どなたかに、どこかに付度があったんじゃないかと勘繰られもしましたが、そういうことを町長がないとおっしゃるんでしたら、そうだと思います。

最後にですね、前の議会でも、私、町長にお話したと思いますが、篠川の老人クラブの方の言葉ですね。町と議会は車の両輪の如く、しっかりと手を取り合って、この町の発展のために尽くしていただきたいと、頑張っていたきたいと。しかしながらが付きましました。なんでもかんでも賛成というのはいかがなものかと。まさしく、私は身をつまされる思いがしたものです。ですから、これからは、我々議会もですね、しっかりと物事を深く考えて、深く読んで、そして、これからも取り組んでいきたいというふうに思っております。

**○町長（鎌田愛人君）** クルーズ船誘致の問題につきましては、当時は国・県・町が連携して進めて行こうという中での話でした。そのときには、全く付度などあり得ません。あると言ったら、いい意味で言ったらですね、その安議員がおっしゃった、付度のいい意味。その他人のことを推し量って、推し量るですね。敢えて言うのであれば、私は西古見集落の方々のことを推し量って、その当時はおりました。結果、断念しましたが、その当時の西古見区長の言葉ですね。集落として要望書を取り下げるつもりはないと。私たち70代前後の集落の中心となっている今、何もしなければ、10年後はどうなるのか。このまま朽ち果てていくより、前向きに動きたいと思いますという西古見、当時の区長の言葉です。各方面からいろんな圧力もあったでしょう。そういう中で、そういう思いを述べていました。そういう私の思いを推し量って、このことはある程度、県・国と連携しながら進めてきたつもりでありました。今後におきましても、このことに、反省を踏まえた中で、町政運

営する中でですね，こういう大きな事業をする場合は，様々な人の気持ちを押し量った上で，忖度なしで政治を進めていきたいと思っております。政治の，私の政治の原点は私の祖父の言葉であります。どうーのことよりちゅんためすれよと。祖父の言葉です。自分のことより，人のためしなさいよ。そういう思いで，私も議員になる前，議員になってからも，そういうつもり，気持ちで，政治の原点としてやってきました。今後もその原点，自分のことより人のこと。自分のことより町のため。町長として職責を果たしていきたいというふうに考えています。以上です。

**○11番（安 和弘君）** はい，その言葉をしっかりと承りました。終わります。

**○議長（向野 忍君）** これで，安 和弘君の一般質問を終わります。

以上で，本日の日程は終了いたしました。

明日，9月3日金曜日は午前9時30分から本会議を開きます。

日程は，一般質問であります。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3時39分

# 令和3年第3回瀬戸内町定例会

第 3 日

令和3年9月3日



令和3年第3回瀬戸内町議会定例会  
令和3年9月3日（金曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第3号）

○開議の宣告

○日程第 1 一般質問（通告順）

3 永井 しずの 君

4 泰山 祐一 君

5 福田 鶴代 君

6 元井 直志 君

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

令和3年第3回瀬戸内町議会定例会 9月3日（金）

○出席議員は、次のとおりである。（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	泰山祐一君	2番	福田鶴代君
3番	永井しずの君	5番	柳谷昌臣君
6番	元井直志君	7番	池田啓一君
8番	向野忍君	9番	中村義隆君（早退）
10番	岡田弘通君	11番	安和弘君

○欠席議員は、次のとおりである。（0名）

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	長 順一君	事務局 次長	福山浩也君
庶務 議事係	法永由美君		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌田愛人君	農林課長兼農委局長	川畑金徳君
副町長	奥田耕三君	建設課長	西村強志君
教育長	中村洋康君	財産管理課長	真地浩明君
総務課長	福原章仁君	水道課長	田中秀幸君
企画課長	登島敏文君	会計管理者兼 会計課長	信島輝久君
税務課長	町田孝明君	教育委員会 総務課長	徳田義孝君
町民生活課長	鼻 憲二君	社会教育課長	保島弘満君
保健福祉課長	鼻 克己君	総務課財政補佐	茂野清彦君
商工交通課長	勇 忠一君	総務課人事補佐	義永将晃君
水産観光課長	義田公造君		

△ 開 会 午前9時30分

○議長（向野 忍君） これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第3号のとおりであります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（向野 忍君） 日程第1，一般質問を行います。

通告に従って、質問者は順次、一般質問席において発言を許可します。

通告3番、永井しずの君に発言を許可します。

○3番（永井しずの君） おはようございます。

先ず、一般質問の前に、町内においてコロナ感染者が少しずつ出ていますが、1日も早く全ての町民がワクチンを接種し、安心して普段の生活に戻れるよう、心から祈っています。また、医療従事者や休日も返上してワクチン接種にかかわっている全ての方に心から感謝いたします。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず1点目、観光スポットなどのトイレについて。世界遺産登録が決定し、ますます観光客が訪れることは確実だと思いますが、住用を過ぎると古仁屋に入るまでにトイレがないので、観光スポットはもちろんのこと、ほかにトイレを増やす計画はないのかを伺いたい。

2点目、飲食店を応援するクーポン券について。今年度も7月いっぱいまで利用可能であったクーポン券が町民全員に配布され、助かった飲食店も多くあったと思いますが、加計呂麻・請・与路、または、集落に飲食をする店がない集落については、どのような利用方法をとったのかを伺いたい。

3点目、瀬戸内ラジオ放送の開始について。3月から途絶えているラジオ放送がいつから再開可能かを伺いたい。

4点目、妊婦や乳幼児のいるお母さんたちが集うサロンについて。3月の議会でも少し触れたと思いますが、不安を抱える妊婦さんや乳幼児がいて、近くに身内もいなくて、少しの間子守をしてくれる場所がほしいお母さんたちが気楽に集まれる場所はつくれないかを伺いたい。

最後に、にほんの里加計呂麻留学制度について。瀬戸内町でのこの制度に応募してきた方々たちの選考方法や面接方法など、伺いたい。

以上です。

○町長（鎌田愛人君） おはようございます。それでは、永井しずの議員の一般質問にお答えします。

1点目の観光スポットについての、トイレ整備の計画についてであります。現在のところ、住用から古仁屋間のトイレ施設の整備について、計画はございませんが、国道58号沿線であり、管理者である県及び関係機関と協議を行い、検討してまいりたいと考えております。本町の整備につきましては、世界自然遺産登録後を見据え、令和2年度に芝ゆるっとハウスの（トイレ、シャワー）

を整備し、令和3年度には清水トイレ、シャワー施設。令和4年度には高知山トイレ施設の整備を計画しています。令和5年以降については、スリ浜、嘉徳、白浜など、年次的に補助事業を活用し、整備してまいりたいと考えております。

2点目の第2弾瀬戸内町支え合いクーポン事業、飲食店応援につきましては、町内81事業所が参加し、7月末までの利用期限で実施いたしました。発行額は（8,862人×5,000円）の4,331万円で、8月23日時点で4,053万5,000円の換金がされています。地域別に見ますと、加計呂麻島で1.3%、請・与路島で0%、本島側で98.7%使用されています。加計呂麻島、請島、与路島住民の利用方法については確認していませんが、古仁屋へ来た際に利用したものと考えています。今回のクーポン事業につきましては、外出自粛の影響を強く受けている飲食店支援のための事業でしたので、御理解をいただきたいと思っております。

3点目の瀬戸内ラジオの放送開始時期については、9月上旬中に試験放送が開始される予定です。

4点目の妊婦や乳幼児のいるお母さんたちが気軽に集まれる場所はないのかについてであります。子育て支援事業として妊婦さんと先輩ママとの交流会である「ママのホットサロン」を月1回開催し、妊婦さん同士の情報交換や先輩ママから参考になることを教えてもらう場を提供しております。また、乳幼児とママたちの交流の場である「ぼっかぼかクラブ」では、保育士による遊びの紹介や健康相談、体重測定を週3回実施しております。さらに、育児に困難を感じる保護者の方や、発達において気がかりなお子さんの育児支援のための親子教室を月1回実施しております。その他、お子さんの全身をマッサージしながら、親子で体の触れ合いを行う「ベビーマッサージ」や、全ての赤ちゃんとお母さんを対象に、助産師と保健師による新生児産婦訪問を行う産後ケア事業を実施しております。

5点目のにはほんの里加計呂麻留学制度については、教育長が答弁いたします。私からは以上です。

**○教育長（中村洋康君）** 永井しずの議員の一般質問にお答えをいたします。

にはほんの里加計呂麻留学制度の選考方法や面接方法についてであります。 「にはほんの里加計呂麻留学制度」は児童・生徒が本町の小中学校に留学し、自然豊かな南国の島で地域の人々との触れ合いを通して、子供たちの豊かな人間性を育成し、学校及び地域の活性化を図ることで、学校教育の振興と充実を目指す本町独自の制度であり、小規模校における学校存続の重要施策として実施しています。留学を希望される方は、本制度の趣旨に賛同した上で申請していただきますが、留学前には体験留学を行っていただき、学校の教育方針を理解し、地域と強調して生活していけるかなどを事前に確認していただくよう勧めています。また、選考に当たっては、受入先の学校長や区長、教育委員会を交えて申請者と面談し、留学希望の理由等の確認や本制度の趣旨説明を行い、協議の上、留学の可否を決定することとしております。以上です。

**○3番（永井しずの君）** はい、先ず1点目の観光スポットのトイレなどについてですが、資料にもその整備に、各施設の整備については伺いました。整備というのは、いままであるものをきれいに

するということですね。先ほども少しずつ増やしていくということであったんですけども、特にこの嘉鉄のマネン崎公園ですね。結構、レンタカーが止まっていたり、たまにはバスが止まっていたり、やっぱりそこを見ると、そこにトイレがないものかと思う、いつも感じていました。そのほかにも、この間の笠利から、ちょっと高齢者の方がお客さん、見えたんですけども、もう瀬戸内には来ないよっておっしゃいました。どうしてかなって聞くと、やはりトイレが少ないと。年をとればとるほどトイレが近くなるんですよ。ましては、男性の方だと、万が一のときにはその方法もございますが、女性だとかなり難しいと思います。ですので、せっかくあの網野子トンネルなど立派なトンネルが開通したんですけども、例えばその出口に、大きくなくていいんですよ、一人用でもいいですので、小さくてもいいんです、1か所でもできればなと思いますが、そこはいかがですかね。

**○町長（鎌田愛人君）** 先ほど、永井議員が触れられたマネン崎の件については、あの公園を整備する際に、トイレのことも検討しましたが、水の問題ですね、水の問題がありまして、嘉鉄集落からその水道を引っ張ると、相当な予算がかかるということで、もうトイレ設置は断念した経緯があります。それと、国道58号線につきましては、私も必要性を感じております。住用超えてから、住用を過ぎてからの間ですね、私も我慢しながら峠を越えて、勝浦のスタンドで用を足したこともありまして、その必要性は、私以外にも多くの方々が感じていると思いますので、今後ですね、県、国道ですので、管理は県ですが、県と連携しながら、その検討を進めていきたいというふうに思っています。その際、必要なことは、トイレを設置する土地の確保、そしてまた、水の問題ですね。水を流すのか、水洗にするのか、それとも、水を使わないトイレもありますので、そういうことも含めて、今後、県、また、関係機関と協議しながら、進めて行きたいというふうに考えております。

**○3番（永井しずの君）** そうですね。世界遺産、自然遺産登録になると、特にそのトイレのあり方については問題があると思いますので、いい方に、早めに県と協議しながら進めていただきたいと思います。

2点目、飲食店を応援するクーポン券についてですが、先ほどの町長の答弁から、特にこの飲食店を応援するために発行したクーポン券、クーポン券だというのは了解しました。それで、ここにいる方達はそれが分かりはしたが、そのクーポン券を配布するときに、文書で、このクーポン券は特に飲食店のためにするのということ、町民に説明する文書をですね、もし、一緒に出して、封筒、同封していたならば、そういう不満とかもなかったかと思います。加計呂麻とか請島、与路島に、方にとっては、古仁屋に知り合いがいると、それをあげたり、または、買い取ってもらったりとかしているということも聞きました。その配布のときはどうですかね。特に飲食店を応援するという文書は付いていましたか。

**○商工交通課長（勇 忠一君）** クーポン券を郵送した際に添付した文書についてですけども、今、手元に持っておりませんが、事業名がですね、第2弾瀬戸内町支え合いクーポン事業（飲食店応援）、これは当然、付いておりますので、飲食店応援のためのクーポン券だということ

は、町民の皆様も御理解いただけているものと思っています。

**○3番（永井しずの君）** 聞かれた私たちも熟知して、やっぱり十分な説明もしなければいけなかったと思いますが、一つだけ。島に結構、宅配があると思うんですね、給食の。せめて、それでも使えたらよかったのではないかと思うんですが、いかがですか。

**○商工交通課長（勇 忠一君）** この事業を決定するに当たって、当然、そういう声が出てくうという事は想定していたわけです。ですけれども、飲食店を応援したいということで、こういう声が出ることを覚悟の上で発行した事業であります。

**○3番（永井しずの君）** はい、了解しました。特に飲食店を応援するためのクーポン券であったということで、はい、了解しました。

次に、瀬戸内ラジオ放送の開始についてですが、このラジオ放送はコミュニティ放送なので、行政情報や行事のお知らせ、また、災害時の情報提供など、町民にとってすごく貴重な情報源です。民間経営になったとしても、町当局からも民間に丸投げをするのではなく、連携を保ちながら、協力していかなければいけないと思いますが、いかがですか。

**○企画課長（登島敏文君）** 今年度からですね、これまでは補助金はその100%ということで、いろんな国の方も、非常に稀なケースであるというふうに、そういう意見がとても多かったです。今後ですね、瀬戸内町としては行政情報提供料というものを支出するのみになっております。そのNP〇と、放送運営主体としては、自立したですね、サポーターを募るであるとか、そういった自立した運営をしていただきたいということで、今回、こういうことになりました。もちろんですね、その連携に関しては、今後も、これまでどおり続けていくということでございます。

**○3番（永井しずの君）** 昨日も海の駅の活性化についてのことがありましたけれども、このラジオ局が入ることによって、例えば朝市の情報、様子だとか、いろんな生放送もできて、今まで以上に、さらにいいラジオ放送ができると思います。町民の方もすごく期待しているんですね。そこは、やはり先ほども言ったように民間の方と連携をしながら、情報の共有をしながら、ずっとやっていただきたいと思います。

次に、妊婦や乳幼児のいるお母さんたちの集うサロンについてです。私も資料によって、先ほど町長がおっしゃいましたママのホットサロン、毎月第4水曜日に午前中に行っているというのは見ました。すごくありがたいことだなと思っています。新生児とか何か月検診、検診も保健師さんたちが一生懸命になってやっているのも存じております。さらに、少しの間、買い物や幼児を済ませるのに、1時間幾ら時給を払ってではなく、少しの間、子供の面倒を見てほしいとか、先輩お母さん方との会話をしたいとか、それで、不安を解消になればいい、そういう場所がほしいということがあったんですね。それで、町にその場所を、今、いろんなことをされているので、無償でその家を提供してもいいよという方がいらっしゃいます。そこで、いろいろと仲間を集って、昼間、もう仕事をリタイアした方とかですね、昼間、時間が空いている方がそこでお茶を飲みながら、集いながら、ついでにそのお母さんたちの子供を少し見るとか、そういうことができないものかという町民

の方の意見がありました。そこで、町長が常日頃おっしゃっている自助、共助、公助ですね。自分たちでやれることは自分たちでしょうという意見もあるんですね。それで、できる人ができるときにできることをしようということから、この思いが出たんですね。私も同感しました。そこで、その、もし個人的にそのサロンが立ち上がったときにですね、保健師さんが、月1回でもいいですよ、立ち寄って、その様子を見たりですね、もちろん、始まってから何人の方が来るか、それ、分かりません。自分の用事がある、買い物があるときに預けるわけですから、固定的にある、固定ではないですよ。個人的に、そういう思いをしている人がでてきているということは、分かっていたきたいと思います。そこで、やはり横のつながりで、情報交換や妊婦さんたちのいろんな情報を伝えることとして、子育てマップというのを提案したいんですけども、今、そういうのがございますか。

**○保健福祉課長（鼻 克己君）** 今、子育てマップということなんですけれども、今、そういうものは、子育てマップはございません。

**○3番（永井しずの君）** この間、4名の議員が参加した子育ての、保護者との瀬戸内町の子育て環境を語る会っていうのがありました。そこで、お母さんたちから、もちろん、いろんな要望もありましたけれども、逆に瀬戸内町でのいい点を発表していただいた際に、地域の方々が普段から子供たちに声を掛け、ときにははしかってくれたり、いつも見守ってくれるという意見も出ました。産婦人科、小児科の病院がないというのはすぐに解決できることではないと思います。前々から言われていますのでね。すぐにできること、このサロンの立ち上げとかですが、この子育てマップについては、そのお母さんたちから出た、例えば、昨日も出ました出産祝い金の商品券のことですね。若いお母さんたちは、このマツモトキヨシしかその薬店を知らないんですね。おもつを買ったり、子供のベビー用品を買ったりする店が分からなかったと。もし、地元の、フクイ薬局とかキクチ薬局とかですね、地元のお店が分かっていたら使えたのにという意見もありました。それで、その子育てマップの内容は、そういう商品券を使えるお店を紹介したり、こうやって、買い物するときは預けられる、こういう場所がありますよという、紹介をしたり、そういうマップのことなんです。情報提供ですね。そういうのはできないでしょうか。

**○町民生活課長（鼻 憲二君）** 出産祝い金を支給する際に、そういった、初めて島に来たばかりの方もいらっしゃるでしょうから、地元の商店を一目で分かりやすいようなマップを、商工交通課と連携して、今後、検討してまいりたいと思います。

**○3番（永井しずの君）** やっぱりそのお母さんたちの意見です。この瀬戸内町に来てよかった、住んでよかった、この瀬戸内町で子供を産み育てて良かったと言われるような町に、ぜひしていただきたいので、一つの方法として、その子育て、子育てマップですね、その提案をした次第です。よろしく願いいたします。

次に、最後ですね、にほんの里加計呂麻留学制度について。少子化、高齢化が進む中、町としては1人でも人口が増えることは本当に嬉しいことですし、さらに子供が増え、学校の存続の問題を

解決する施策にもなると思います。先日、ある校区の教育懇談会に参加させていただいた際、この制度についての問題点も浮上しました。一応、集落に住み、学校に入る条件等は、先ほど教育長の答弁でもあったとおり、説明していらっしゃるということです。しかし、そのときに一旦入って、その入って見たら、その方、親子たちがですね、集落に対する掃除をしなかったり、協力もしなかったり、また、子供さんも学校にいても規則を守らない、そういう子もいらっしゃるということです。面接のとき、選考のとき、先ほどの説明もありました、気付かないこともあるでしょう。そして、例えば、半年に一遍でもその様子を見たりですね、もちろん、学校側からもいろんな要望、意見があったりもすると思いますけれども、様子を見る、百聞は一見に如かずで、自分たちの目でちゃんと見て、様子を見るということも大事だと思うんですけども、いかがですか。

**○教育委員会総務課長（徳田義孝君）** 議員のおっしゃるようになりますね、答弁の中にもありましたけれども、最初に体験をしていただく中で、学校生活に馴染めるかとか、あと、集落とうまくやっていけるかといったようなことを確認させていただいているところです。先日もあるところで面談をいたしましたけれども、区長さんであったり、それから、その地区の存続委員会の方であったり、また、校長先生、それから、教育委員会が合同で面談をするという形を通しております。区長さんの方からは、集落の年間行事の予定であるとか、掃除等、含めてですね、あと、区費、集落費の内容の紹介であったり、そのようなこともしているところです。校長先生との面談の中で、その留学生につきまして、報告を受けるようにしております。今、いらっしゃるその留学生の方の状況を把握した上で、必要な場合においては面談をすることにしております。1年に1回、半年程度ごとに報告は受けておりますけれども、その中で、それを見ながら、状況に応じて、随時、面談をしているところであります。

**○3番（永井しずの君）** みんながみんな、その留学生で来た方たちが悪いんじゃないですよ。本当に協力的で、すごく島のために一生懸命していらっしゃる方もいらっしゃいます。ほんの一部のことを言っているんですが、やはり、この町の税金を、1人月3万という助成があり、1年間は家賃の2分の1の助成があるというわけですので、そこら辺はちゃんと協議をして、今、おっしゃったように、選考したり、面談も、面接もちゃんとやっっているながら、さらに、そのあとのことも、今おっしゃったようにしていただきたいと思います。やはり、元々いた集落の方が、その来た方がこうい方が強くて小さくなるというのは間違っています。元々そこにいた集落の人が大事です。私はそう思います。いろいろ言いましたけれども、私は皆さんがお年寄りから子供から新しく来たIターン者の方から、全ての人が、この瀬戸内町に生まれてよかった、住んでよかった、そういう思えるような町に、ぜひ、していただきたいと思っの意見でした。私の質問はこれで終わります。

**○議長（向野 忍君）** これで、永井しずの君の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は、10時15分とします。

休憩 午前10時00分



再開 午前10時15分

○議長（向野 忍君） 再開します。

通告4番，泰山祐一君に発言を許可します。

○1番（泰山祐一君） こんにちは。一般質問を始める前に、まず、先日、全国各地で被害が出ている豪雨災害により被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。昨今は台風だけではなく、様々な災害に備える必要性が増してきたと感じております。また、新型コロナウイルスの影響も1年以上続き、さらに、感染者の増加が勢いを増しております。医療従事者並びに関係者の皆様におかれましても、最前線でこの対応に従事され、精神的な付加も大きいかと思えます。そんな状況下でも、地域のために働いて下さり、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。今回の一般質問で4回目となり、1年間の定例会、4回全てにおいて一般質問をさせていただくこととなります。町民の方々から地域などに対しての課題や悩み、ひらめきなどのお話をお聞かせいただきながら、日々勉強し、一般質問などの議会活動や議員活動に取り組んでおります。皆様の声こそ、瀬戸内町の伸びしろであり、瀬戸内町の宝の原石です。この原石をただの石ころと見ぬふりをするのか、それとも、拾い上げ、工夫して磨いて、光り輝く宝としていくのか。それが町の取組であり、やりがいかと思っております。ぜひ、今後とも皆様の声をお聞かせいただければと思います。

そして、町の中でも嬉しい出来事がございました。先日、台風の影響で輸送のインフラが止まり、マンゴーの生産者が出荷が滞るといった困った事態が発生いたしました。そんな中、瀬戸内町の農林課が臨時販売をする場を設けてくださるなど、地域内で支え合いを行う取組を率先して実践してくれました。販売したマンゴーも完売し、出品した生産者も助かったというふうに伺っております。そのほか、地域提案型事業の申請においても、一部、コミュニティ職員がサポートしてくれたということで、お喜びの声を地域住民からも伺っております。この場を借りて、改めて関係職員の皆様に感謝申し上げます。このように職員の誠実で迅速な対応が、地域で困っている方々の感謝を生み、信頼関係を育みます。あなたがいてくれるから助かっていると、町民が役場職員や議員に対して感謝をする。あなたがいてくれたからこそ、今の瀬戸内町があると役場職員や議員が町民に対して感謝をする。きれい事かもしれませんが、このようにお互いで感謝し合える数が増える町になったら、町になったらいいなというふうに思います。

それでは、令和3年度第3回定例会において、通告に従い、一般質問を行います。

まず、世界自然遺産を生かす取組についてです。世界自然遺産登録を通して、瀬戸内町の活性化につなげるための新たな取組の可能性について伺います。

1、来年度、瀬戸内パッションなどの町内特産品を市街地で食べることができる飲食事業者を増やすための新たな施策があるかを伺います。

2、富裕層などを受け入れるための施策として、大島海峡などの強みを生かすためも含め、瀬戸内町内に来島用のヨットハーバーを新設する意向があるか、伺います。

次に、移住定住促進についてです。

1、人口減少が与える町内の影響について、町の見解を伺います。

2、瀬戸内町の移住定住促進を図るに当たっての課題と、新たな移住定住促進の企画があるか、伺います。

次に、防災対策についてです。瀬戸内町防災ハザードマップに掲載されている避難所ですが、避難所により、防災対策の格差を感じますが、今後、平等に同じ水準にしていく意向があるか、伺います。

次に、終わる活動、終活支援についてです。超高齢化社会を2025年に迎えるに当たり、町の終活支援の取組について伺います。

1、1人暮らしの身寄りのない高齢者がお亡くなりになった際の対応について。

2、町が行っている終活支援の取組について。

3、神奈川県横須賀市が取り組むエンディングプランサポート事業という、一人暮らしで身寄りのない高齢者の葬儀や納骨などに関する心配事を早目に解決し、生き生きとした人生を送っていただく事業がありますが、この事業の導入意向があるか。

4、高齢者対策として、集落の共同墓地公園設置や町営霊園公園設立に関する必要性を調べるための住民アンケートを実施する意向があるか。

最後に、職員の採用についてです。人口減少における正職員採用の方針について伺います。

1、民間企業などの職務経験者を幅広く採用するため、正職員の受験資格の年齢制限を引き上げることが検討できないか。

2、受験資格の年齢制限を超えた会計年度任用職員が正職員試験にチャレンジする機会を設けられないか。

以上で、1回目の一般質問を終わります。

**○町長（鎌田愛人君）** 泰山祐一議員の一般質問にお答えします。

1点目の、世界自然遺産を生かす取組についての、「瀬戸内パッション」などの町内特産品を食べることのできる飲食事業者を増やすための新たな対策についてですが、来年度に向けての新たな計画などは特にありません。パッションは夏場だけの果物であり、ほとんどが町外へ出荷されている状況です。町内で提供されているのは、懐石料理などに添えられたり、濃縮エキスを使ったジュース、酎ハイなどで提供されているのが現状だと思われます。今後、観光客へデザートとして提供できる店舗などの増加に向け、取り組んでまいります。

次に、瀬戸内町内におけるヨットハーバーの新設については、「奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産」の登録を受けたことにより、今後、本町を含む奄美大島では、さらなる交流人口の増加に期待し、世界自然遺産登録の効果を生かしながら、様々な地域振興の取組を行い、地域の活性化につなげていくことは重要であると考えております。ヨットを軸とした地域振興の取組については、世界自然遺産登録を契機に、本町への来島受入に有効であり、併せて観光産業

や地域経済などへの波及効果が高く、地域の活性化につながるものと考えております。このようなことを踏まえ、ヨットハーバー新設の必要性について高いものがあると考えていることから、ヨットハーバーに関する情報収集に努め、関係機関と連携し、施設計画の調査、研究に取り組んでまいります。

2点目の移住定住促進についての、人口減少が与える町内の影響については、人口減少は本町のみでなく、日本全国の大きな課題であります。人口減少は地域の消費や生産などの経済活動をはじめ、地域力の低下や担い手不足、既存施設や土地の遊休化など、町民生活に大きな影響を与えます。また、本町の大きな課題としては、進学や就職のための20歳前後の若年層が島外へ流出することによる年齢構造の不均衡が、全国と比較して顕著であり、このままの状態ではますます高齢化が進展すると見込まれます。高齢化の進展は、社会保障費の増加や社会基盤のバリアフリー化、公共交通体系の充実、産業の担い手不足対策など、多くの財政需要が発生します。また、消費するものや提供されるサービスも変化し、所得の減少による消費の減退により、地域の商店街の衰退などにつながっていくと思われまます。

次に、瀬戸内町の移住促進の課題と、新たな移住定住促進の企画については、現在、瀬戸内町では定住促進施策として、空き家利活用推進助成金、住宅リフォーム助成金、出産祝い金、小学校入学祝い金、古仁屋高校入学祝い金、Uターン者への資格取得助成、結婚祝い金食事券給付事業、定住促進住宅、移住体験住宅の設置などを行っております。これらの移住促進を図るに当たっての課題としては、空き家所有者の諸事情による空き家の貸し渋りや賃貸する際の空き家の家財道具処理の問題などが挙げられます。新たな移住定住促進住宅の企画として、これらの問題の一部を解決すべく、空き家の家財道具処理への助成や空き家バンク運営などの民間委託について検討しているところであります。

3点目の、防災対策についての、瀬戸内町防災ハザードマップに掲載されている避難所については、本町が指定避難所及び指定緊急避難所として指定している施設などと、町が協定を締結している福祉避難所を掲載しており、避難所は主に町有施設、各地区の集会所、学校施設などとなっております。避難所の防災対策については、本年2月に停電時における非常用電源の確保対策として、集会所を有する発電機未設置地区を対象に、ガス発電機を配備しました。

次に、避難所における備蓄品についてであります。本町では避難所に避難する際は食料品及び寝具類等を各自、持参の協力をお願いしているところでありますが、災害などの状況により、避難が長期間に及ぶ場合などの備えとして、一定量の食料品と飲料水などを備蓄しております。また、災害時における通信手段として、NTT西日本鹿児島支店との協定に基づき、各集会所に災害時において発信のみ使用が可能となる災害時特設公衆電話の設置を進めているところであります。今後においても、引き続き、避難所における防災対策に取り組んでいきたいと考えております。

4点目の終活支援についての、「終活支援の町の取り組みで、1人暮らしの身寄りのない高齢者がお亡くなりになった際の対応について」であります。1人暮らしの身寄りのない高齢者が入院先

の病院でお亡くなりになった場合は、病院の方から地域包括センターへ死亡の連絡がありますので、その後、葬儀社へ連絡して、遺体の引き取り、安置、火葬場への搬送など、祭祀に係る一連の業務を依頼することになります。この祭祀に係る費用につきましては、町が負担することになります。

次に、「町が行っている終活支援の取り組みについて」であります。厚生労働省においては、人生の最終段階の医療ケア、（看取り）について、考え、話し合い、共有する取り組みを推奨しているところであり、このような取り組みを、「人生会議、（ACP・アドバンスケアプランニング）」と呼ぶこととして、普及に努めていると承知しております。本町の取り組みとしましては、この、「人生会議」についての研修会を鹿児島から講師をお招きして、医療、介護の職員及び一般住民を対象として実施しております。また、過去には町内の診療所での看取り事例を在宅医療介護連携協議会の場で報告し、検討会を実施した取り組みをしております。

次に、「神奈川県横須賀市が取り組む「エンディングプランサポート事業」の導入意向があるかについて」であります。横須賀市の事業について内容などを拝見いたしました。葬祭扶助的な取り組みは、ほぼ、本町が実施している内容と同じような印象を受けました。ただ、本町との相違点は、『横須賀市においては生前の契約に基づいて、葬儀費用の預かり等』を実施することになっている点などが、少し違うように感じております。本町としましては、現在、町が実施している取り組みを充実させながら、本町に適した内容となるようにしてまいりたいと考えております。

次に、墓地、墓地公園等の整備につきましては、現在、民間での霊園などの整備が進んでおりますことと、集落などからの要望も特に上がっていない状況から、今、現在のところ、アンケート調査については喫緊の必要性がないものと考えております。

5点目の職員採用についての、正職員受験資格の年齢制限引き上げについては、専門知識や技能を備えた民間企業などでの経験者の採用も考慮し、平成28年度の採用試験から「一般事務」の年齢上限を30歳から35歳に引き上げております。職員採用については、定員適正化計画や職員の年齢構成などを勘案しておりますが、さらなる受験資格年齢の引き上げについても、今後の定年延長や近隣市町村の動向なども踏まえて、検討してまいります。

次に、年齢制限を超えた会計年度任用職員が正職員試験にチャレンジする機会を設けられないかについてであります。競争試験においては、試験の種類及び試験の区分に応じた受験者として必要な年齢、免許、資格などについて定められており、年齢制限を超えたチャレンジの機会は設けられないと理解しております。以上です。

**○1番（泰山祐一君）** では2回目の質疑に入らせていただきます。先ず、先ほどお話をさせていただきました世界自然遺産、7月26日、無事達成いたしました。これから、その取り組みを生かしていくために、そしてまた、次の未来につなげていくためにどうしていくべきかということ、やはり早急にですね、一つ一つ、実績を残していくべきだと思っております。その中で、まず最初の質問、来年度以降、瀬戸内パッションなどの町内の特産品などをですね、市街地で食べることを、場所

をですね、増やす取組がありますかというお話をさせていただきましたが、今のところ、来年度、そういった計画は特にないというお話でございました。やはり、今年度、昨年も同様なんですけれども、町内見渡してみますと、市街地などですね、瀬戸内パッション、例えば、ほとんどのぼりが掲げてられなかったりとか、そういった場面を見ました。やはり、今後、世界自然遺産になって、今、コロナ禍で自粛する時期ではございますけれども、来年度、もしかするとそういった時期から、さらにこう追い風になっている観光の部分もあるかと思いますが、やはりそういった部分で、市街地でのですね、瀬戸内に来たから、この時期は瀬戸内パッションがあるんだと、そういったブランドがあるんだというようなことを、やっぱり周知してもらいたいなと思うんですね。そういった際に、御提案にはなるんですが、例えば、今、農林課の方ではそういった部分で計画がないということでしたが、例えば、今年度、来年度にかけてですね、新たな販路開拓やブランディングのプロですね、要するために、例えば地域おこし協力隊の企業版である総務省の事業である地域活性化企業人という制度があります。瀬戸内町も、今、1名活用していると思いますが、その制度を活用して、民間のプロに農業分野、また、商工分野ですね、そういった部分の活性化を試みるために活用してみたいかでしょうか。

**○農林課長兼農委局長（川畑金徳君）** 瀬戸内パッションについてはですね、28年ですか、瀬戸内パッションの商標登録を取っております。箱の、化粧箱とかですね、そういうことをして、販路拡大を、今、進めているところです。

**○1番（泰山祐一君）** もう長い年数ですね、今、そういったブランドを育てていく取り組みされているというふうに、私自身は見かけておりますが、これが瀬戸内町を離れてみるとですね、特に奄美大島を離れてみると、この瀬戸内パッションというブランド自体がですね、ほかの市町村の同じ名前のあるところのブランドなのかと勘違いされるぐらいな、今、認知度というのが、正直なところなんです。そういった部分を含めて、やはり、今、少しずつやっていくというのも、それはそれで凡事徹底という部分では大事なんですけれども、やはり、ほかの民間経験のあるお力をですね、お借りできる部分もあるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、そういった部分、前向きにですね、御検討していただきたいなと思って、一つ、御提案です。

また、飲食店にですね、導入していただくに当たって、飲食店事業者の方、町内の事業者さんにですね、お話も聞かせていただきました。何で取り扱い、難しいのかということで、やはり瀬戸内パッション自体がですね、贈答用であれば値段がやはり、飲食で取り扱うには厳しいというような、正直なお話、ございました。しかし、B級の、例えば加工品用のパッションですね、そういった部分であれば、ぜひ活用したいなというお話もありましたので、そういった部分を、ぜひ、例えばパッションの協議会然り、若しくは奄美せとうち地域公社、そういった部分でですね、取りまとめをして、その時期にですね、飲食店さんの方、募った上で、その飲食店さんに商品を卸していくというような開拓というものも含めて、今度はブランド産地協議会の方が、瀬戸内町の飲食店さんの方にのぼりとかポスターとか販促物も展開していくというようなことをしていくと、瀬戸内町が

その時期、賑わうと思うんですね。そういった部分が、瀬戸内町、来てよかったなど、観光客の方も、地元の農業されている方も、遣り甲斐になるかなと思いますので、そういった部分も含めて、ぜひ、御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○農林課長兼農委局長（川畑金徳君）** パッション自体をですね、県外、関東方面に出荷というか、取引があって、出荷している状況であります。加工品、加工用といたしましてもですね、加工業者がおりまして、そこ付近が取り扱っている状況です。今後、また、そういう加工品、加工品っていうか、出荷、規格外とかですね、出ればですね、そういう考えも、町内で安く販売できれば。安くっていうより、やっぱり生産農家が、ちょっと、売上も上げないといけないんで、その農家との話し合いもなると思います。単価的にも協議をしながら、どういう単価で出せるのか、そういうのも協議しながら進めていければと思っています。

**○1番（泰山祐一君）** はい、ぜひ御検討いただきたいと思います。また、マグロ、クロマグロですね、そちらの補助も飲食店に向けて対応しているというのが、年度ごと、やっておりますので、そういった部分を含めてですね、価格的な補助も、もしできるようであれば、そういった部分も活用しながらですね、来年度以降、御検討いただきたいなと思います。

またですね、特産品のお話ですが、ほかにも日本唯一で、マベの天然真珠の養殖などもやっている事業者さんもございます。そのほか、頑張っている事業者さん、たくさんございますので、ぜひ、町の職員の皆様にですね、例えば名刺にですね、そういった特産品の御紹介とか、そういった部分を裏面に載せてみるとか、そういった部分で、営業のIPRとして活動してもらえたら、事業者さんとしても瀬戸内町の職員が支えてくれているんだなというようなお気持ちになると思いますので、そういった取組にも広げていただけたら嬉しいなと思います。

では続きまして、次の質問に移ります。ヨットハーバーのお話、させていただきました。決して誤解してほしくないのは、大きなヨットハーバーを造ってほしいというなお話をしておりません。世界自然遺産に合わせた、環境に配慮した、そういった部分で、新設ができないかなというふうに思っております。またですね、例えば鹿児島県で言えば屋久島、また、奄美大島、そして、徳之島、沖縄ですね。そういった4か所ですかね。そういった部分で、ヨットを横断できるような航路とかコースが出来ると、また、町だけではなく県国そういった部分の事業にも繋げられるのかなと思いますので、そういった部分を含めて、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、そういったことも前向きに検討していただけるでしょうか。

**○町長（鎌田愛人君）** このヨットハーバーについてはですね、瀬戸内町の議会の柳谷議員を通じて沖縄でそういうヨットハーバーを管理運営している方が、本町出身の方がいまして、その方と既に意見交換しております。この、瀬戸内町はですね、大変、この大島海峡含め、自然、景観に恵まれており、静穏な水域で安全、快適に停泊できるという条件が整っているということで、その沖縄のヨットハーバーを管理運営している方もですね、沖縄に来ているヨット乗りの人たちも、沖縄から、次に奄美に行きたいという意見など含めて、柳谷議員と意見交換を、含めてですね、意見交換

をしました。さらには、鹿児島県議会のですね、議員の先生とも意見交換して、このヨットのハーバー含めですね、何とかこの大島海峡などを活用した、そういう受入態勢、できないかということも、既に意見交換しておりますので、今後はですね、そういう具体的にどのような方向で進めていくかということも含め、県管理の漁港が多くありますので、県含め、関係機関などを連携しながら、さらに調査、研究を進めていきたいというふうに考えております。

**○1番（泰山祐一君）** 前向きなお話、聞かせていただいて大変嬉しく思います。また、柳谷議員が、流石先輩だなどと思って、先にこういったお話をしてくれたことに対しても、嬉しく思います。

続きまして、次の質問に移ります。まず、移住定住促進の話になりますが、人口減少、全国的にも町内としてもですね、課題として影響、いろいろと及んでくるのではないかなというようにお話でした。現在、既に、先日の議会でもお話させていただいた部分ですが、瀬戸内町のまち・ひと・しごと総合戦略で掲げている人口目標よりもですね、既に、今、今年度、直近でも100名から200名ほどですね、今、少ない数字というようにところまで減少してきております。ここをですね、行政だから、民間だからというように話で終わらせたくはないんですけれども、例えてみれば、民間業であれば、この目標に対して未達の部分ですね、どうやって取り返すのかと、多分、必死になると思うんですね。その部分を、役場一丸として、必死に、ぜひ、取り組んでいただきたいなと思って、この見解に関してのお話、含めて、させていただいております。またですね、鎌田町長も、僕も3月議会でお話させていただいたんですけれども、平成27年の選挙の演説で、人口目標1万人を掲げていたというお話、させていただきました。しかし、そのときにですね、選挙の演説、スローガン、キャッチコピーだったというようにお話、ございました。私はですね、この統計の部分で書けなくてもですね、この目標は、ぜひ、全職員にですね、胸の中に刻んでほしいと思うんですね。その部分で、しっかりと合意を図って、ここを目指していくんだと。その上で、今、この数字なんだというように形で、次、どうしていけばいいのかなというように気持ちが大事だと思いますので、そういった部分で、町長自身ですね、この人口1万人の部分、先日、町長の胸の中では秘めるというようにお話だったんですけれども、そうではなく、ぜひ、全職員に共有していただきたいと思うんですけれども、そちらの御意向、あれば、お伺いできますか。

**○町長（鎌田愛人君）** この人口1万人復活はですね、キャッチコピーじゃなくて、フレーズです。私が考えた、選挙のフレーズですので、誰かの真似したわけじゃありませんので。それと、その私の胸の中にあるということで、議員からは、SNS等でですね、批判等もして、されておりましたが、胸の中にはありますし、また、その1万人復活のために必要な計画、予算というのは、毎年度4月に、毎年度策定する施政方針、予算等に確実に1万人復活の計画、予算等は配慮されておりますので、決して私の胸だけに納めていることではありません。そのことを、全職員共有しながら、人口増の問題、地域の活性化の問題、様々な、様々なことを施政方針、そしてまた、予算等に反映させておりますので、決して選挙のためのフレーズとしてですね、嘘を吐いて、選挙のときに嘘を吐いて、計画性がないということはありませんので。その選挙で申し上げたフレーズを、1万人復活

を実現するために、先ほど言いました施政方針、予算、そして、その後に策定した長期振興計画、瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、きちんと計画性を持って、1万人復活を含め、様々な町の施策を掲げておりますので、これに向けて、職員はもとより、議員、町民が一体となってですね、取り組んでいくことが重要だと考えております。その長期振興計画も、瀬戸内町まち・ひと・しごと総合戦略もですね、町民の方々にも協議に入ってもらったり、パブリックコメントをする中で策定した、町民共有の計画です。これを実現していくために、我々役場は事務的な作業とかしながら、議会、町民の理解を得ながら、この政策を勧めて行きたいというふうに考えております。

**○1番（泰山祐一君）** はい、非常に前向きにお話、聞かせていただきました。私自身も、この1万人目標を達成するべくですね、いろいろな提案、これからもですね、させていただきたいと思っております。

特にですね、その中でお話をさせていただきたいんですけれども、移住定住促進に関する新たな計画という部分ですね。こちら、挙げられていた部分、二つ、お伺いしたいと思います。まず、空き家の家財道具処理への助成ですね。こちらの詳細に関して、お伺いをいただけますか。

**○企画課長（登島敏文君）** 空き家の家財道具処理につきましてはですね、今年度、オーナーさんも、借りる側もですね、どちらも相手方に撤去を求めるといふ、というような事例がですね、ありまして、結局、改修以前にですね、こういう、改修しなくても住めるんだという家があるわけですね。なので、この撤去の問題を解消すればですね、改修に至らなく、まで至らなくとも、一つ、空き家が確保できるんじゃないかということで、問題を解消するためにですね、撤去費について、今、見積もりをいろいろ取っておりますですね。もちろん、自己負担というのは一部発生しますが、なるべくその負担をですね、軽くして、空き家を少しでも確保しようということで、この問題を、今、検討しているところです。

**○1番（泰山祐一君）** はい、分かりました。ぜひ、こちらの方も、また、詳細など決まりましたら、いろいろと教えていただければと思います。

続きまして、この中の質問で、答弁でありました、空き家バンク運営などの民間委託の方も検討しているということでございました。先日の一般質問でも、空き家バンク、現在、ゼロだったということで、今も変わりなく、まだゼロの状態でしょうか。

**○企画課長（登島敏文君）** 今ですね、3件ほど登録があると思っております。

**○1番（泰山祐一君）** 前回より進歩しているなというところで、嬉しく思います、はい。その上で、奄美群島広域事務組合でも奄美群島を対象とした移住定住促進の取り組みなども行っているかと思っております。今回、奄美大島、世界自然遺産となります、旬の時期だろうなと思っております。なので、こういった早い段階で移住者向けの住居確保などしていく取り組みというのは、非常に前向きな取り組みだなと感じます。この空き家バンクなどの民間委託ですね。こういった民間委託をちょっと考えられていらっしゃるのかなということも、ちょっとお伺いしたいんですけれども、例えば、ほ



かの自治体さんでいきますと、第3セクターで行政書士だったり不動産業の方だったり、弁護士さんの方だったり、そういった部分でも構成メンバーに入れながら、移住定住促進の協議会、そういった部分を立ち上げておりました。こういったような位置付けになりそうなのか、違うのか、お聞かせいただけますか。

**○企画課長（登島敏文君）** 今、想定しているのはですね、不動産業の方に委託をということで考えております。結局ですね、委託することで、運営委託することですね、行政が担うよりも、掘り起こしがですね、スピード、加速するんじゃないかなと思うんですね。そういったメリット、あるなということで、今、そういう業種の方にですね、委託をすることを考えております。

**○1番（泰山祐一君）** はい、私も非常に賛成です。ぜひ、こちら、立ち上げの方ですね、この計画の方、進めていただきたいと思います。

また、二つ御提案ございます。一つ目が、この前の議会で話させていただきましたが、空き家の改修事業、今、上限が130万というようなことで、なかなか限界集落の地域では、自分たちの財政ではやりたくてもやれないんだというようなお話、しております。この部分ですね、今後、この130万円という上限をですね、ぜひ引き上げることも御検討いただけないかなと思いますが、見解を伺えますか。

**○企画課長（登島敏文君）** 今年度からですね、総務省の補助事業が出てきてまして、これが400万円の対象限度額っていうんですかね、交付対象限度400万円に対して2分の1の補助が出るという制度が出てまいりました。ぜひですね、この制度を活用していきたいと考えております。これに合わせて、町ですね、制度を抱き合わせる形でやると、かなりその集落の方の負担は減って来るかなと思っておりますので。いろんな限界集落の方も、そりゃ財政的に大変、集落のね、財政的には大変だと思いますんで、そこら辺はできるだけですね、その人口規模の少ない集落の方に、そういった制度は優先的に適応するようにできないかなと。今、そういう制度設計を考えているところで

**○1番（泰山祐一君）** はい、そういったほかのですね、取り組みなど含めて、集落の方々が取り扱いしやすいような、申請しやすいような体制を、ぜひ、整えていただけたら嬉しいです。またですね、各地域にですね、僕もそうでしたが、地域おこし協力隊やですね、集落支援員、そういった制度をですね、活用して、配備するという取り組みも、移住定住につながる部分かと思いますが、そちらの方は、来年度以降、積極的に取り組んでいく御意向などはございますか。

**○企画課長（登島敏文君）** これまでですね、地域おこし協力隊は西方、関東、関東じゃない、担当、東方の担当、加計呂麻担当、いろいろ、そういった形で配備してまいりましたがけれども、漠然とその、例えば西方、集落のことをお願いしますと言ってもですね、そこは協力隊の方の資質も関係してきてましてですね、何をやったらいいかわからない。実際に、何年間も具体的な活動が出て来ない。施策、プランも出て来ない。そういったことがこれまでありましたんで、暫くは町としては、そういった方策はもうとらないようにしようと。仮にその地域おこし協力隊を募集するとすれ

ばですね、きちっとこちらがミッション型で、例えば古仁屋高校のこういったことをやってください、今、そういう協力隊がいますけれども、こちらがきちっと限定して、こういったことを行っていただきたいと、そういった形での公募になると思います。ですんで、その集落ごとのとかですね、そういう募集の予定はありません。

**○1番（泰山祐一君）** はい、ぜひそのプロジェクトですね、そういった部分で、今はどういうことを、逆に伝えたらいいのか分からないというような状態だということですが、例えば、僕は加計呂麻島だったり、請島だったり、与路島だったり、そういった地域にですね、配属して、その島のことを、観光面、移住定住促進面、産業の面とか、様々な分野でいろんな取り組みをしてもらおう。さらには、その地域を好きになっていただいて、そこに定着してもらおうというような形で、非常にいい取り組みになるのではないかなと思いますので、そういった部分も、請島の方からは地域おこし協力隊、来てもらいなというようなお話もありました。加計呂麻島も、いつかまた来ないのかなという話もありましたし、与路島も、もしかしたらそういったお気持ち、あるかもしれません。ぜひぜひ、そういった部分ですね、そのプロジェクトを役場だけで考えるのではなく、地域の方々と一緒に、どのような場面を必要としているのかということも、話を聞きながですね、揉んでいただきたいなと思いますので、ぜひ、よろしくをお願いします。

**○企画課長（登島敏文君）** その地域おこし協力隊というのがですね、もう全国的に、ほとんどの町で募集しているような状況ですね、結局、もうそうなってくると、これまでよりもその地域おこし協力隊自体の資質もどうでしょうかと疑いたくなるような方もですね、いらっしゃって、いろんなところ、地域を渡り歩いている地域おこし協力隊の方もいらっしゃいますので、そういった見極めも非常に難しくなっている状況でございますので、今のところは、先ほど申し上げたような、完全なミッション型ですね、こういったことを町が求めているんだと、そういうことを提示して、募集を行うのであれば、行うことになると思います。

**○1番（泰山祐一君）** はい、その部分も非常に分かります。今、飽和状態ということも認識しておりますが、やはり、例えばUターンで戻ってきたいなという方も中にはいて、自分の地域に戻っても仕事がないんだというようなことを思われる方もいらっしゃるのかもしれませんが、潜在的にですね。そういった部分も含めて、そういったUターンの方にもですね、戻って来れるお仕事、3年間ではありますけれども、そういった部分で活用してもらえる部分もあるのかなと思いましたので、今後、ゼロではないというお話でしたので、前向きにですね、取り組める場面がありましたら、ぜひ、取り組んでいただきたいと思います、はい。

続きまして、防災対策に移ります。こちら、防災のお話でしたが、まず、答弁でございました、災害時特設公衆電話ですね、こちらの完成見込等々、教えていただけますか。

**○総務課長（福原章仁君）** この災害時特設公衆電話なんですけど、これはですね、発信専用ということで、停電時でもですね、通話ができるというものでございまして、本町においては53か所を設置するという予定しております。これは、集会所ですね。そのうちですね、48か所がもう設置済みで

ございます。残りが5か所で、本年度中に3か所が、また、設置見込みになるという、今、状況でございませう。

**○1番(泰山祐一君)** はい、もう非常に、もう進んでいるというようなお話でしたので、今後、引き続き展開してもらえればと思います。

また、防災ハザードマップですね。先日、配布していただきました。こちら、見させていただく中でですね、避難所も、僕、大体公民館が各集落多いと思うんですけども、資料要求でもさせていただきましたが、その中でですね、雨戸がない避難所、こういったものが各地域多く見られます。地域で言えばですね、今、ない地域がですね、3分の2、若しくは4分の3程度、雨戸がない地域、ございます。また、備蓄の食料品もですね、先ほど個人で持って来るようにというようなことで、お話でしたが、逆に古仁屋のきゅら島交流館ではあったり、請阿室、池地、与路、こちらの4か所ですね、今、お伝えしたものでは、食料品などが備蓄があるというようなお話でした。こういった部分でですね、格差が起きているのではないかなと思います。やはり、先ほど冒頭でもお話をしたんですけども、非常にこれからの災害に向けての準備、対応というものも、予算がかかる部分ではありますが、御検討いただけないかなと思います、この格差の是正ですね、いかがでしょうか。

**○総務課長(福原章仁君)** この避難所の格差というのが、私は感じておりませんが、この雨戸に関しましてはですね、一応、この集会施設においてはですね、建設時当初からですね、そういった台風等の強風に耐えられる強化ガラスを、全集会施設、設置しております。強化ガラスで建設しております、この雨戸に関しましては、最近、集会施設として建設されたところにおいてはですね、その建設担当課と、また、集落との協議によってですね、雨戸まで設置するという施設も出てはきておりますが、やはり、今、幾ら強化ガラスと言ってもですね、この集会施設の海岸近くの場所によってですね、どうしても高齢者の方たちがですね、この雨戸がないことによって、その風がちょっと見ると、ガラス越しに見えるって、ちょっと怖いということ、不安を感じている方がいますので、そういったことで、今、各避難所において、雨戸を設置していただきたいところにおいてはですね、3・4か所、要望は来ております。それに、それに対してはですね、先日、一昨日ですか、補正予算にもですね、災害対策として、サッシ型ではなくてですね、サッシ型でいたしますと、どうしても1か所300万以上の金額、かかりますので、簡易型ですね、その何て言いますかね、金具で、金具と木材で止めるという、金具でですね、止めるというのが、今現在、実際ですね、集落によってはですね、もう集落自体で設置しているところはございまして、そういったもので、もう十分に防げるというのがありましたので、そういったものを設置するよう、したいということで、補正予算でも、この前、組んでですね、その要望箇所についてはやっていきたい。また、要望があればですね、その都度、対応していきたいというふうに思っております。

**○1番(泰山祐一君)** ぜひ、地域の方々の声も聞きながら、そのバランスでですね、要望があれば、随時、お答えをいただきたいと思います。また、温暖化になってきて、これから台風も大きな

台風になってくるのではないかというふうに、環境省も出しておりますので、そういった部分で、やはり、いろいろな、様々な世の中の変化によってですね、対策等々も考えていただきたいなと思います。

あと、防災のお話で、今、古仁屋の市街地ですね、こちら、防災無線が家の場所によってはなかなか聞こえにくいというようなお話、ございます。向きを例えば変えるなど、そのほか、対応などないかなと思うんですけども。あと、またですね、放送について、同じ内容、2回放送しているものもあるんですけども、1回だけであるというものも、中にはあるようです。そういった部分で、町民にですね、2回放送してほしいというような要望もありましたので、その辺の徹底もお願いしたいと思います。

ちょっと話、戻りますが、まず、防災無線のですね、古仁屋市街地に行きわたるような対応、あれば、教えていただけますか。

**○総務課長（福原章仁君）** この、今の屋外のラップ型と言いますかね、そのことでなりますが、この件につきましてはですね、確かにですね、その場所によってはですね、聞き取りにくいということが、ところがございます。ただ、この屋外型を設置するときにはですね、専門の方々がいろんな調査をしてですね、何て言うんですかね、音が交わる、交わらないようにとかですね、そういったのをした上で設置して、したということを聞いております。ですので、ちょっとこの屋外につきましてはですね、これ以上ちょっと追加しますと、また、お互いに音が交差するということもありますので、やはりちょっと難しい面があります。であるからしてですね、やはり、この戸別の無線ですね、受信機、これについては、ついてですね、計画どおり、5年度中にはですね、全地域に配備できるようにですね、今、取り組んでいるというところでございます。

**○1番（泰山祐一君）** はい、分かりました。戸別無線受信機ですね、ぜひ、令和5年度、あと2年弱ですね、待たなければならないのが古仁屋市街地でありますので、この2年弱ですね、何もないことを祈るばかりなんですけれども、ぜひ、スケジュールですね、予定どおりに進めていただきたいと思います。

続きまして、終活、終わる活動の支援について、お話に移ります。こちらなんですけれども、いろんな取り組み、既にされていると、人生会議等々の研修会ですかね、講師をお招きしてやっただいているということで。今後、2025年問題を迎えるに当たってですね、全国的に団塊の世代が75歳以上を迎えるということで、日本の総人口1億2,000、約1億2,000のうち、後期高齢者が人口2,180万人に達するというような見込みということで、およそ6人に1人が後期高齢者になるということでございます。瀬戸内町においても、長期振興計画では高齢者が3,245名、令和元年度ということで、1人暮らしの高齢者も1,602世帯ということで、見させていただきました。比率にすると、高齢者が約35%程度。3人に1人程度ですね、なっております。1人暮らしの高齢者が20%近くおります。5人に1人程度ですね。そういった部分で、高齢者の割合、かなり増加してきているというような、致し方ない部分ではあります。そういった部分も含めてですね、この終活、例えば地域にあ

る空き家、若しくは空き地ですね、そういった部分もですね、お元気なうちに、地域のためにどうかというようなことも含めてですね、包括支援の方とか、そういった部分で、話し合いをしていく場というものが大事かなと思って、この終活を通じてですね、地域の今後の未来を考えるというような取り組みにつなげてほしいと思っただけで、この質疑をさせていただいた次第です。またですね、昨年の議会でもお話があったということで、会議録、見させていただきましたが、このお墓の問題ですね。共同墓地、若しくは、霊園のお話はなかったですけども、そういった部分も、今後ですね、検討していかなければいけないと思います。なぜならば、やはり関係人口が非常に影響してくる場面、部分でございます。今、瀬戸内町が人口減少している分ですね、子供や孫たちが、町外に無数に、逆に点在しているということにもなるかと思っただけで、お墓があることで、瀬戸内町とつながれるということで、戻って来る場所になるので、非常に大事だと思います。アンケート調査についてお伺いをしたいんですけども、今のところ、このテーマでですね、採るのは難しいということではございましたが、この終活に向けてですね、自分のこれから身寄りがなくなっていくのかどうか、なんかそういった部分も押さえながら、全体としてヒアリングをして、これからどういう計画をするのかというのを考えてみてはどうかと思っただけで、いかがでしょうか。

**○保健福祉課長（鼻 克己君）** 今、議員のおっしゃった終活に向けてということで、その1人暮らしの方がですね、亡くなったときとかですね、そういうものに関しては、今、町長が答弁したとおりですね、うちの方でもできているものと感じております。今言った、その土地の問題とか、そういうものに関しましてですね、また、必要があればですね、検討してまいりたいと考えております。

**○1番（泰山祐一君）** ぜひ、この終活という取り組みが、次の世代に対してもですね、地域をこれから活性化していくに当たって大事な部分かと思っただけで、また、今の高齢者の方にとっても支えになる取り組みだと思っただけで、その部分含めて、このアンケート調査、大事なかなと思って質疑させていただきました。ぜひ、こちらの方、やり方に関しては、これからのですね、高齢者のですね、支えになるようなものを御検討いただきたいなと思っただけで、ぜひ、よろしくお伺いいたします。

続きまして、職員の採用に関してですね。民間企業の職務経験者の採用等々ですね、年齢制限を引き上げることが検討できないか。若しくは、会計年度任用職員で年齢制限を受験資格からですね、超えた、35歳以上の方ですね。こちらの方、試験が再度受けられないかというようなお話、させていただきました。特にですね、会計年度任用職員、資格の保有者などもございます。また、瀬戸内町内で資格の保有者ですね、業種によってはですね、非常に少ない部分で、募集してもなかなか入らないということもあるかと思っただけで、そういった部分で、やはり安心、そして、仕事ができる環境を正職員にチャレンジできるという目標がですね、あれば、また意欲もさらによくなっていくのではないかなと思っただけで、やはりこの辺は難しいでしょうか。お伺いいたします。

**○総務課長（福原章仁君）** この年齢の、受験者の引き上げなんですけれども、やはり、検討はするということですが、どうしてもですね、必要とする部分においてはですね、職種によってはですね、年齢を引き上げているところもあります、45歳までとかですね。また、会計年度任用職員においてはですね、やはりこの年齢の引き上げというのは、チャレンジというのは、なかなか、答弁、町長からありましたように難しいものがあります。ただ、資格、技術的なものに関してですね、必要であるという認識、必要である、また、ものであればですね、この、何て言うんですかね、待遇、待遇によって、待遇と言いますかね、給与設定はですね、その都度必要に応じて、給与設定をしております。一律ではなくですね、その資格や、何て言うんですかね、職務内容、また、責任、そういったものについてですね、その給与設定も、また、いろいろと応じた、職、給与設定をしておりますので、そういったことで、対応していきたい。また、そういう方々が、また、民間のところに行きたいとなればですね、やはりそこは、職業の選択というのはですね、どうしても自由でありますので、そこら付近は考慮しながらですね、やはり、民間企業等とも比較してもですね、変わらない、何らその設定自体が変わらないという、そういった改善、待遇改善ということで対応していきたいというふうに考えております。

**○1番（泰山祐一君）** 最後、一言にはなるんですけれども、やはり会計年度任用職員も正職員同様にですね、非常に頑張っている方々、多いかと思えます。その中で、1年1年の更新になるということで、待遇なども年々です、評価していただいて上がっていくとは思いますが、やはり年度更新だというようなことで、不安な気持ち、抱えている方も、もしかしたらいらっしやるのではないかなと思います。その中で、やはり安心して仕事ができる、そして、意欲を持って正職員になれるかもしれないという希望を持ってですね、さらに頑張っていくというような1年1年を過ごしていただくためにも、こういった取り組みがあると希望になるのかなと思って質疑させていただきました、はい。

**○総務課長（福原章仁君）** この会計年度任用職員についてもですね、もちろんその雇用率が会計年度ごとになっておりますが、やはり本人の頑張り、努力次第によってはですね、これ、会計年度につきましては、定年というのがございません。ですので、本人の頑張り次第によっては、長い期間、勤務できるという、また、そういった、いい、また、制度でありますので、ぜひですね、そういう目標を失わずにですね、町のためにですね、頑張ってくださいというふうに考えております。

**○企画課長（登島敏文君）** 議長、すいません、追加でいいですか。すいません、先ほどの総務省のその補助事業のことで、追加なんですけれども、条件として、耐震構造、昭和56年以前のは、その現況で耐震のことが触れておりませんので、その耐震構造、耐震条件のことをクリアすることというふうになっております。ですので、耐震の診断であるとか、耐震のための工事費とかですね、そういったものも含まれます。以上です。

**○議長（向野 忍君）** これで、泰山祐一君の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は午後1時30分とします。

休憩 午前11時17分

---

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍君） 再開します。

通告5番、福田鶴代君に発言を許可します。

○2番（福田鶴代君） こんにちは。ただいまより、令和3年9月議会において、一般質問を行います。

その前に、今もまだ終わりのない、見えない新型コロナウイルスと戦っておられる方々の一刻も早い快復をお祈り申し上げます。また、医療従事者の方々には深くお礼と感謝を申し上げます。手洗い、うがい、マスクの感染対策をしっかり身に付け、感染リスクの多いとされることは行わない、行かないよう、十分配慮しましょう。瀬戸内町ではワクチン接種も8月30日時点で約3,263人の方々が2回目の接種を済ませ、12歳以上の方のワクチン接種も始まっている状況です。先月後半より、1人ずつコロナの方が出てきています。幸い、瀬戸内ではクラスターなど発生していませんが、奄美市、徳之島ではクラスターが発生しています。感染しないようにするのが一番大事ですが、どのような形で感染するか分からないのが新型コロナウイルスです。瀬戸内町でもクラスターが発生し、入院が困難な状況になり得ることを十分把握して、自宅待機などとなったときの対策を整えておくようと思います。

そんな中、皆様も御存知だとは思いますが、8月24日に行われたパラリンピック開会式で瀬戸内町手安出身の朝谷拓海君が国旗運び手として選ばれ、テレビ、新聞で報道されました。彼は古仁屋高校卒業後、福岡の医健専門学校へ進学し、人を助ける仕事をしたいと幼い頃からの夢を叶え、現在、東京消防庁赤坂消防署で救急救命士として活躍しており、医療従事者代表として選出されたことは本当にすごいことであり、誇りに思います。また、ほか、大勢の瀬戸内出身者の方々も県外、県内で医療従事者として頑張り、活躍しています。私たちも自分でできることを日々頑張っていかなければと強く感じた日でした。ですので、今日の一般質問は瀬戸内町の子供たちのこと、町民の皆さんの声を聞いた、聞いた、私の活動を報告していきながら、質問していきたいと思えます。

まずはじめに、令和3年度に入り、6月議会では確認できなかったことを聞いていきたいと思えます。各施設についてお尋ねします。

- 1、附属幼稚園の教員、支援員は足りていますか。
- 2、高丘保育所の各クラス、保育士やパートさんは足りていますか。
- 3、へき地診療所の看護師や医師の募集は常にかけていますか、です。

次に、令和3年度教育懇談会について。6月21日、伊子茂小中学校から始まり、11か所の教育懇談会、本当にお疲れ様でした。残念ながら、池地小中学校、与路小中学校のときは、ほかの講演会が

入っており、参加できなかったのですが、ほか9校には参加させてもらいました。最終、最終日の阿木名、阿木名校区では、帰りに徳永 允教育委員、委員に、福田さん、御苦労さん。あなたは皆勤賞じゃがと言ってもらいました。課長にあとでメダル貰いなさいと言われたので、徳田課長、よろしく願います。楽しみにしています。メダルよりも嬉しい、メダルも嬉しいんですが、それ以上に、各校区の方々のお話を聞くことができ、瀬戸内町の教育委員会の取り組みについてなど、たくさん知ることができました。その中からお聞きします。

1、にほんの里加計呂麻留学制度についてお聞かせください。

2、児童・生徒数をお聞かせください。

3番、フェリーかけろまについて。3月に車両割引の制度を精査していくとの町長のお答えをいただきました。その後、どのようになっているか、お尋ねします。以上です。

**○町長（鎌田愛人君）** 福田鶴代議員の一般質問にお答えします。

1点目の各施設の令和3年度の状況についての、附属幼稚園のことについては、教育長が答弁します。

次に、高丘保育所の保育士やパートについては、高丘保育所では、現在、各年齢の利用児童数に対し、基準を満たした常勤保育士の配置を行っています。また、常勤保育士が公休や年休で休む場合には、パートの保育士を配置し、不足のない体制で保育補助を行っています。

次に、へき地診療所の看護師募集についてであります。現在の診療体制での看護師は不足していないので、募集は行っておりません。

2点目の教育懇談会については、教育長が答弁します。

3点目のフェリーかけろまの車両離島割引につきましては、県庁交通政策課へ確認いたしました。県内でも旅客運賃の助成制度は設けているが、車両については往復割引、回数券割引以外の制度は設けていないのが現状であります。また、フェリーかけろまで導入している瀬戸内町離島住民運賃割引制度の骨格である地域公共交通確保維持事業にも、車両の割引制度はありません。フェリーかけろまは国庫補助対象航路であるため、本町だけの判断では車両運賃の改定はできませんので、現段階での車両割引制度導入は困難であると考えています。以上です。私からは以上です。

**○教育長（中村洋康君）** 福田鶴代議員の一般質問にお答えをいたします。

各施設の令和3年度の状況について。附属幼稚園の各クラスの教育支援員についてであります。附属幼稚園は年少、年中、年長の3クラス編成となっており、それぞれのクラスに教育支援員を1名配置しており、現在のところは充足されております。

次に、にほんの里加計呂麻留学制度についてであります。 「にほんの里加計呂麻留学制度」は児童・生徒が本町の小中学校に留学し、自然豊かな南国の島で、地域の人々との触れ合いを通して、子供たちの豊かな人間性を育成し、学校及び地域の活性化を図ることで、学校教育の推進、振興と充実を目指す本町独自の制度であり、小規模校における学校存続の重要施策として実施しています。留学を希望される方には、留学前に体験留学を行っていただき、学校の教育方針を理解し、



地域と協調して生活していけるかなどを事前に確認していただくよう勧めています。選考に当たっては、受入先の学校長や区長，教育委員会を交えて面談し，留学希望の理由等の確認や本制度の趣旨説明を行い，協議の上，留学の可否を決定することとしております。留学決定者には，中学校卒業月まで児童・生徒1人当たり月額3万円の特別助成金が支給されるほか，住宅助成金として認定後から1年間，1万1,000円を上限に家賃の2分の1を助成しています。

次に，令和3年度6月現在の児童・生徒数ですが，町内全体で児童数が424人，生徒数が201人で，合計625人となっています。内訳は，古仁屋小学校298人，古仁屋中学校151人，阿木名小中学校80人，嘉鉄小学校11人，篠川小中学校13人，油井小中学校7人，伊子茂小中学校23人，諸鈍小中学校18人，薩川小学校5人，西阿室小学校6人，池地小中学校4人，与路小中学校9人となっています。以上です。

**○2番（福田鶴代君）** 2回目の質問に入らせていただきます。幼稚園では先生方がお休みするときには，どのような配置になっているのでしょうか。

**○教育委員会総務課長（徳田義孝君）** 幼稚園の配置ですけれども，先ほど，教育支援員という方が各クラスに3名，1名ずつの3名と申しあげましたけれども，それ以外に担任が，当然，3名いらっしゃいます。それから，主任の先生，あと，園長先生。預かり保育の支援員として，また，2名いらっしゃいますので，その中で不足がないように，休み，取りたい方は取られる中で，全体で運営しているところであります。

**○2番（福田鶴代君）** この前，文教厚生で子育て環境に関する調査アンケートを採り，幼稚園ではパートさんが0人となっていました。職員数が，一応，10人になっていたのので，預かりの方も入れてですかね，の10人，延長先生も入れて10人ということですね。

**○教育委員会総務課長（徳田義孝君）** 会計年度任用職員も合わせてですね，職員と合わせて，全体で10名ということでありまして。

**○2番（福田鶴代君）** ありがとうございます。

次に，幼稚園と，幼稚園と小中学校の連携は取れているかどうか。幼稚園と小学校の連携は取れていると思いますか，の具合を教えてください。連携について教えてください。

**○教育委員会総務課長（徳田義孝君）** 小学校から，幼稚園から小学校に上がる過程においてですね，幼稚園の方から小学校の体験に行ったりとか，そういう形での連携を進めているところであります。今後もですね，さらに幼稚園から小学校，附属幼稚園となっているところでありますので，連携を密にしていきたいと考えております。

**○2番（福田鶴代君）** はい。今度，令和5年から信愛幼稚園も町立になるということで，二つの幼稚園が再開されます。やっぱりお互い連携は大事だと思いますので，そこを，よろしく願います。

次に，高丘保育所について。パートさんを配慮して不足のない対策で保育補助をしているとありますけれども，やっぱりお休みされるときに，複数の先生から応援に行くってということも，ちょっ

と聞いたので、そこの方はどうなっているのでしょうか。複数担任からの応援で。

**○町民生活課長（昇 憲二君）** 今現在、そのパートさんって申し上げましても、その1日、代替として、保育士代替として保育補助をされるパートさんと、あと、短時間で入られるパートさんと、2種類、パートさんがいらっしやいまして、年休対応のパートさんに関しては、登録されている方で回してもらえているものだと思う、報告は受けております。ですが、昼休み等の対策で、なかなか短時間で入っていただける方っていうのが、なかなか見つからないっていうふうに、現状というふうに報告は受けております。

**○2番（福田鶴代君）** はい、お休みのときはパートさんが1日、補助で入っているということでもよろしいですね。はい、ありがとうございます。私がいつもこのように、職員、保育士の数についてこだわる、こだわるかと申しますと、特に保育所では1歳から3歳までのお子様を預かりますよね。皆様も子育てしたり、周りで見たりして分かると思いますが、一番手のかかる大事な時期です。保育所、幼稚園ではこの時期の発達特徴を踏まえて、温かく見守るとともに、愛情豊かに応答的にかかわることが必要です。心身の健康にかかわる領域、健康。人の、人とのかかわりに関する領域、人間関係。身近な環境とのかかわりに関する領域、環境。言葉の獲得に関する領域、言葉。感情と表現に関する領域、表現と、五つの領域に基づいて保育、教育はされ、教育は基本的な事項になっています。このことを踏まえて、やっぱり保育士、人を育てていく大事な時期を預かっている保育所、幼稚園ですので、やはり資格保持者が大切とされています。しかし、資格保持者がいないので、少ないため、子育てをしたお母さんとか、いろんな方にパートで入ってもらって、お手伝いしてもらっています。必ず、随時、1・2・3歳のところ、複数クラスには、1日中、パートさんを入れてください。よろしくお願いします。

それと今、保育所、幼稚園もアンケートによると、やっぱり保育士不足、安定した保育士さん、先生がほしいっていう意見があったので、やはりこの資格を生かすためには、資格を生かせる環境が必要だと思います。話し合いの時間、研修をする時間などの時間をつくってほしいと思います。先生方、一生懸命頑張っています。1日を無事終えることに必死です。どうか先生方にもゆとりある環境を与えてください。

次に、へき地診療所についてです。医師の確保に努めていただいているということ、この前お聞きして、安心しました。この瀬戸内町に入院される病院が、いづはらさんは外科、整形外科です。いづはら医院と、今、徳洲会だけになっています。町の人たちはやっぱり入院するところがないと安心して暮らせないと思います。そこで、徳洲会病院の方にも、徳洲会病院の方に、どうか逼迫、入院患者がひっ迫していないかを尋ねてみました。すると、幸い、徳洲会病院は医師と看護師の確保ができていて、瀬戸内町のために頑張りますとありがたい言葉をいただきました。でも、以前より救急車の搬送は多くなった、なったと言っていました。それよりも、徳洲会病院からのお願いで、今、コロナ患者ですね、のことですが、徳洲会ではコロナ患者さんを受けて、受け入れていないので、今後、奄美市、徳之島、永良部などのように、クラスターが起きたときの対策が心配で

す。瀬戸内町でその対策を考えておられるか、お聞きしたいです。

○**保健福祉課長（鼻 克己君）** 今、おっしゃられるクラスターが起こった場合のことを考えているかということでありますけれども、町としましては、保健所の指導の下に考えていきたいと思っております。以上です。

○**2番（福田鶴代君）** いざ、クラスターになってバタバタするということは、すごく大変なことだと思いますので、万が一のことを考え、へき地診療所には一応コロナ体制のいろんな防護服とかキットとかを予算でいただいていると聞きましたので、もし何かあったときには、すぐ対応できるように、よろしくをお願いします。あと、自宅待機場所とかの確保。それとあと、医療従事者の方が濃厚接触になったときの子供たちの受入先場所などと、あと、食料ですね、そこに届けてあげられるような対策など、そういうネットワークを張っていただきたいということです。以上です。

○**町長（鎌田愛人君）** へき地診療所の話から徳洲会の病院の話に変わりましたがけれども、徳洲会の皆様方には、加計呂麻島におけるワクチン接種に協力いただいたことを感謝いたしております。今後の新型コロナウイルスの対策につきましても、町内の医療機関、連携しながらやっていきたいというふうに思っています。その前提として、保健所、名瀬保健所の指導の下、連携できるものは連携しながら、このコロナ対策、そしてまた、ワクチン接種についても、十分な体制をとりながらやっていきたいというふうに考えております。

○**2番（福田鶴代君）** はい、よろしくをお願いします。

すいません、次に、にほんの里、教育懇談会について。にほんの里加計呂麻制度での募集は、今、何家族ほど来ていますか。

○**教育委員会総務課長（徳田義孝君）** 令和3年度の募集、申請があった件は約13件ほどあります。その中で、3件ぐらいの方が体験という形で来られているということでございます。

○**2番（福田鶴代君）** ずっと参加させてもらって、やはり問い合わせがいっぱい来ているっていうの、お話を聞かせてもらいました。やっぱり、今、住んでいる方たちが、今、学校行かれている方たちが、都会の方にいいよっていう、ちゃんと伝えて、やっぱりみんな住みたいっていうことで、多分、家族が増えてきていると思います。そこで、やはり、家、住宅問題でしたよね。なので、住宅建設の予定はないんでしょうか。

○**建設課長（西村強志君）** 公営住宅の建設の予定につきましては、来年度、長寿命化計画を策定しますので、そのときに検討していきたいと考えております。

○**2番（福田鶴代君）** はい、ぜひ、お願いします。やはりこのように家族で来てくれるのですから、人口増にはつながると思います。それと、働き手も増えてくることと思います。加計呂麻の施設では、やはり人手不足が言われています。親は子を育てるためならどんな仕事でもしてくれると思います。また、住設、住宅建設をしたときに、補助金じゃなくて、家賃の半額って言われていたけれども、新築したなら、もう半額はなしでという条件で入れてもいいかなと思います。以上です。

次に、児童・生徒の数についてです。ちょっと、この前から言われている給食センター、児童数が、今、645人っていうことで。

**○議長（向野 忍君）** 福田君、給食センターのことは、通告外ですけれども。

**○2番（福田鶴代君）** すいません。はい、すいません。それじゃ、今の人数を、やっぱり1,000人に増やす、1,000人単位で増やすためには、このにほんの里、加計呂麻のこの制度がいいと思いますので、いろいろ模索、お願いします。

それと、次に、すいません、次に、にほんの里加計呂麻制度についての、じゃない、私が懇談会で出席したときの各校区の意見を、今から発表したいと思います。懇談会で出た意見。シーカヤックなど子供と一緒に参加したいが、婦人会ボランティアでできない。親子優先としてほしい。次に、Iターン者、Uターン者に各集落の行事、作業等などについて、十分理解してもらい、契約を交わすようにする。次、学童保育がほしい。古仁屋まで通うなら、運賃送迎など考えてほしい。次、学童、留学生の判断はどのようにして決めているか。途中経過、途中経過、卒業するとき、終わったことなど、レポート提出などしてもらってはどうか。あと、体育館、校舎などの建替えの意見。特に体育館の雨漏り。学童、学力向上。職員が足りない。奉仕が多い。留学生の借家は卒業まで補償してほしい。集落で家を探しているが、家がない。廃校の学校についての活用法について。子供を持つ先生方を派遣してほしい。学校集落の支えを、良さをアピールして発信してほしい。学校存続委員会で里親制度などを考えてほしい。不登校の子がいるので、フリースクールなども考えてほしい。自然の中で住み、学校は人が多い方がよい。中学校に入るとクラブをしたいので、家族ごと引っ越してしまう。空き家の対策は役場が紹介したら最後までかかわってほしい。以前、親を見てくださいと役場より手紙を出してきて、出し、役場から手紙を出し、本人はそれで帰ってきたという方もいました。意見の答えを必ず返してほしい。マスク指導、子供の表情が読み取りにくい。通学路の伐採、トンネルが暗い。教員を地域、教員を地域に住んでもらうよう、要請してほしい。給食が時化のとき届かない。廃校と休校の違いについて説明してほしい。体育館を避難場所として使っているので修理してほしい。留学制度を高校生まで延長してほしい。部活動で古仁屋に通っているの、運賃を出してほしい。押角小学校の体育館使用料について、部活練習場所になっているので、ただにしてほしい。FM放送か、防災無線で、島口ラジオ体操を流し、体操しながら島口が覚えられるので流してほしい。中学校の通学路に苔が生えて自転車が滑る。キビ酢村工場跡に大学誘致は考えていないかなど、多くの意見が出されました。皆さんの意見をお伝えします。

**○教育長（中村洋康君）** ただいま福田議員の方から、教育懇談会に同席していただきまして、それぞれの地区から、いろんな質問、意見、御指摘など、今、御紹介した以外にもたくさんございました。そのことは、私ども教育委員会で判断、検討して、実施できるもの、そしてまた、行政にはですね、それぞれ行政の専門分野、箇所が、課がありますので、そちらの方で検討、若しくは検討した中で実施できる、できないも含めてあります。そういうことを、教育委員会としては、各課に、課の方に紹介をさせていただきまして、回答もほぼ出揃っております。そういうものをですね、や

はり教育懇談会で受けたことについて、それぞれの集落、そして、各学校にですね、現時点での町行政としての見解などを報告するようにしてございます。以上です。

**○2番（福田鶴代君）** ありがとうございます。やはり返事がないのが一番嫌だということですので、答えを、以前もね、集落の区長さんに何回か返ってきている答えを見たことがあります。あとは、区長さんが皆さんに知らせてくれたらいいなと思います。これで、教育委員、あれは終わります。

次に、フェリーかけろまについてですが、このかけろま問題、たくさんありすぎて、私、毎週かけろまに帰っていくんですが、もうやはり不便、不便を感じます。それで、私の行きついた答えは、以前あった加計呂麻橋、加計呂麻架橋を考えられないでしょうか、町長。

**○町長（鎌田愛人君）** そういう声があるのも、私も承知しておりますが、大変厳しいということしか言えません。

**○2番（福田鶴代君）** はい、厳しいのは分かっていますけれども、あのフェリーとか、今から、また、フェリー、貨物とか、加計呂麻に関していろいろ調べていくと難問ばかりで。それと、あと、世界遺産になったのでいじるのはとか言われるんですけども、やっぱり国が守る、いろいろ持つて行かれるのではとかも聞きましたけれども、そこは世界が守ってくれないでしょうかね。橋になると、なんでもかんでも持つて行きやすいというし、言われるので、そういうのを、もう世界から決められて、一応、防犯カメラとか、いろいろ希少動物、獲ったらいけないということになっているので、そういうのは守られていくんじゃないでしょうか。それと、やっぱり橋の維持費とか、そういうのも大変って聞きましたけれども、やっぱり通行料っていうのも取るっていう形で、いろんな方法があると思うので。以前、橋にかかわっていた課長、方にお話を聞くと、一応、可能ではあるっていう、ていうのも聞きましたので、ちょっと今から調べていきたいと思っておりますので、少しでも、また、橋ができると、私たちの老後も大丈夫かなと思うので、よろしくお願いします。

これで、私の一般質問を終わります。

**○建設課長（西村強志君）** 先ほど、公営住宅の家賃が半額補助っていう話がありましたけれども、そういうのはありませんで、所得に応じた家賃ということで、なっております。以上です。

**○議長（向野 忍君）** これで、福田鶴代君の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は2時25分とします。

休憩 午後 2時07分

---

再開 午後 2時25分

**○議長（向野 忍君）** 再開します。

通告6番、元井直志君に発言を許可します。

**○6番（元井直志君）** 9月定例議会において、通告に従い、一般質問を行います。最後の一般質問

となりましたが、重複する部分もあるかと思えますけれども、よろしく申し上げます。

はじめに、コロナによって私たちの日常は非常に制限されております。1日も早く平安な日常が戻りますよう、願っております。あとは国産のワクチンが早急に開発されて、供給されることを望んでおります。

それでは、一般質問に移ります。

町長にお尋ねします。町内居住地の格差についてお尋ねします。奄美大島本島側と加計呂麻、請島、与路島は海を隔てており、交通面における格差があります。西方方面も格差があります。公平性を欠いていると思えますが、その解決策はどのように考えているか。

次に、町長の脱炭素宣言についてお尋ねします。先に町長の宣言した脱炭素宣言に対して、町民にどのような行動を求めているのかを具体的に示してもらいたい。

次に、町長のマニフェストについて。これ、ちょっと私の認識不足でしたけれども、マニフェストには町長は書かれていないということですが、一応、ここに書いてありますので、そのとおり答えていただきたいと思えます。町長は人口1万人復活をマニフェストに掲げているが、現在でもそれは変わらないか。町長の気持ちを聞きたいと思っております。

4番目に、世界自然遺産登録決定について。登録決定の以前と以後は環境が変化しているが、瀬戸内町浮揚のためには、どのように対応していくのか、お尋ねしたいと思えます。

以上で、第1回目の質問を終わります。

**○町長（鎌田愛人君）** 元井直志議員の一般質問にお答えします。

1点目の奄美大島本島側と加計呂麻、請島、与路島、西方方面の交通面における格差の解消についてであります。本町に限らず、県内、国内においても交通格差は存在しており、その格差の解消は地理的な要因などから困難であると考えております。ですが、その地域に住まわれている住民の方々は、交通の不便さがあっても、その地域や、その地区や集落に魅力や愛着があり、住んでおられると考えております。その方々の生活航路の確保のため、今後の町営定期船の安全運航、路線バスの維持に努めてまいります。

2点目の先に宣言した脱炭素宣言、ゼロカーボンシティ宣言については、町民にどのような行動を求めているかについてであります。現状において、電気や自動車をはじめとする移動手段には化石燃料が多く使用されており、脱炭素宣言、いわゆるゼロカーボンシティ宣言は、2050年までにこれらの使用を実質ゼロにすることを目的とした宣言です。本町が現在取り組んでいるのが、町施設の節電や車両燃料の節減であります。今後は町施設の再生可能エネルギー導入を検討し、二酸化炭素排出量の削減に努めてまいります。町民の皆様には、宣言の趣旨を御理解いただき、節電、節水、ごみの分別、減量化に御協力をお願いいたします。

3点目の町長のマニフェストについての、人口1万人復活であります。人口1万人復活という言葉は、平成27年6月に行われた瀬戸内町町長選挙の際に、私自身が選挙演説の中で発したフレーズであります。本町の人口は平成23年を境に、1万人を割り込み、平成27年当時、本町の人口は9,328

人でありました。人口減少が、瀬戸内町はもとより、全国各地の問題であり、地方創生が叫ばれている中で、選挙戦の演説を通して、企業誘致による産業振興と雇用創出を図り、若者が定住できる環境を整え、人口1万人復活を目指しますと、分かりやすいフレーズとして掲げたものであります。マニフェストに人口1万人復活と明記しておりませんが、町長就任後に策定した本町の最上位計画である瀬戸内町長期振興計画や人口減少、少子高齢化問題への対応、都市機能分散への受け皿づくりを目的に策定した第2期瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体的な施策を実現していくことで、活力あるまちづくりにつながるという理念も含め、人口1万人復活を目指すという私の思いは、今も変わりありません。

4点目の世界自然遺産登録決定後の環境の変化にどのように対応していくのかについては、世界自然遺産登録後、テレビ、新聞など、メディアを通して奄美大島の自然、観光情報、見ない日がないほど紹介されております。現在、コロナ禍にありますが、それでも訪れる観光客がおり、コロナ終息後には、観光客の増加が期待されます。世界自然遺産登録は観光産業だけではなく、農業、漁業、商工業などにとっても大きなチャンスと言われております。観光客は宿泊、交通、体験、食事、お土産などを通して、お金を消費します。本町にはホノホシ海岸や諸鈍デイゴ並木、油井岳、高知山展望所からの大島海峡の夕日の眺望、ウケユリ、与路の石垣、島尾敏雄文学碑、安脚場、西古見など、町内広範囲に点在する戦跡、諸鈍シバヤ、油井の豊年踊り、国内最大と言われるシーカヤック大会、加計呂麻島ハーフマラソン等のイベント、フィッシング、ダイビングやホエールウォッチング、水中観光船など、本町独自の自然や歴史、文化、産業、食、農産物、特産品などの観光資源があります。その観光資源をどう見せて活用、連動させるか。そして、地元で消費させ、経済を循環させるかが課題となっています。しかしながら、本町の観光は奄美大島の奥座敷と言われながらも、奄美市を宿泊拠点とする通過型観光が主流となっています。いかに本町に滞在させ、宿泊させるかが鍵となっており、従来の観光、漁業や農業、商工業と連携した滞在型、着地型、体験型プログラムの開発や整備、情報発信、補助事業の活用などにより、長期滞在の促進を図る必要があると考えております。また、世界自然遺産の地トレッキングコースなど、観光資源の発掘や、昔からの地域に愛されているローカルフード、地域資源などの本町の持つ個性を生かし、関係機関、団体と連携しながら、持続可能な観光振興を図ることが瀬戸内町の浮揚につながると、つながるのではないかと思います。以上です。

**○6番（元井直志君）** それでは、順次、2回目の質問に移ります。

まず、第1番目のですね、町内居住の格差についてですが、立地上、やむを得ないこともありますけれども、町としてもサービス向上のためにですね、いろいろな方策を考え、実行しているということは認めております。加計呂麻・与路・請に住んでいる住民の方の中にはですね、本島側にはばかり目を向けて、自分たちは忘れられているのではないかと訴える方もいます。決してそうではないことをですね、町は周知せねばならぬと考えますが、決してそうでない施策というのはどういうものがあるか、お答えください。

○企画課長（登島敏文君） 加計呂麻・請・与路に関しては、もともと特定離島ふるさとおこし推進事業というのがあります、これが、年間2億でしたかね、ぐらゐの事業規模になっておまして、毎年、それは各地区で、それぞれの各地区で実施されております。それに加えて、瀬戸内町の、奄振事業もそうですが、それ以外になりますと、その過疎対策事業ですね、あと、辺地対策事業、そういった有利な起債事業も利用してですね、数字はありませんけれども、累計でいくと、かなりのその投資額ですね、その3地区に注がれているのではないかと考えています。

○6番（元井直志君） 県には特定離島財源というのがあります、特定離島に対する補助ですね、こういうのがあると思うんですけども、これは大体、年額幾らで、どういう離島に、その使われ方をしているのか。瀬戸内町にはどのぐらゐの財源が回ってきているのか、分かりますか。

○企画課長（登島敏文君） 先ほど申し上げましたけれども、その特定離島ふるさとおこし推進事業というのは、年間約2億円ですね、瀬戸内町に補助金額が下りております。

○6番（元井直志君） これは、主なものでいいんですけども、最近、どういうふうに使われているのか、分かりますか。その使い方ですね。

○企画課長（登島敏文君） 多岐にわたりますが、一応、金額が大きいものは、その農林関係のですね、事業がその中ではかなりの比重を占めているのではないかと考えております。

○6番（元井直志君） この特定離島財源というのは、奄美では瀬戸内町だけですよ、特定離島があるの。他所の、こう、鹿児島県のほかの離島は、どういうところで使われていますか。

○企画課長（登島敏文君） その他は、十島村とかですね、三島村、その県において、その特定離島と指定されているところで実施されていると、実施されております。

○6番（元井直志君） その分は、優遇されていると私は思っておりますが、今後ともですね、そういうところ、加計呂麻の住民、与路・請の住民に、こういうのが、奄美群島の中で、瀬戸内町が使われているよということを、大いに周知していただきたいと思います。交通面ではですね、交通費が高くつくことは、これ、確かにあります。これについて、町の対応ですね、どうかということをお尋ねしたいと思います。加計呂麻の住民には、こう、割引制度がありますね、現在。住民に対しては。与路・請もそういう割引制度みたいのがあるんですか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 現在、せとなみの料金、与路、池地、請阿室からの旅客に対する離島運賃割引、住民割引というのはありません。割引ができない理由は、島内のバス路線の距離と比べた場合に、距離で金額を比べた場合ですね、バス料金より安い料金設定となっております。今後、建造計画を進めておりますので、その収支構造改革のためには料金を値上げっていうのが当然、出てきますんで、その中で、その島民のあの割引ですね、そういったものを検討していきたいと考えております。

○6番（元井直志君） ちなみに、与路島から大人がですね、こう古仁屋に出てくる場合は幾らなのか。あと、西方の方、西古見からバスで古仁屋に出てくる場合は幾らなのか、その辺、どうですか。



○**商工交通課長（勇 忠一君）** せとなみの場合、与路から古仁屋までが1,030円、池地から古仁屋までが930円、請阿室も同額、930円となっております。前回の議会でも言ったんですけども、こちらから花天集落、そこら辺で1,500円だったっけ、すいません、ちょっと資料、持ち合わせていませんので、後ほど。

○**6番（元井直志君）** ほぼ、バス賃は多分一緒ぐらいだろうと思います。そういうことも考えますとですね、こっちの方に住んでいる方達とも、与路・請に住んでいる方も、ほぼ同じぐらいの料金で、古仁屋に行くためにはかかると。それでですね、先に阿久根市のもですね、獅子島では、こう架橋に、橋を架けることにですね、積極的な取り組みをしていこうというアドバルーンを上げたというのが、新聞記事で出ていました。かつて、瀬戸内町も熱心に取り組んでいた時期もあったんですけども、いろいろな要素でですね、そういうことがちょっと頓挫している線もありますけれども、福田議員が言ったようにですね、加計呂麻架橋もですね、視野に入れて、これから行くべきじゃないかと私は思っております。

次に、町長の脱炭素宣言ですね。町長の考える脱炭素、これ、やっぱり必要な部分もあるかと思えますけれども、人間が生きていく上にですね、生物が生きていく上に、酸素は欠かせないものです。同様にですね、二酸化炭素も欠かせないものではないかと思えます。山々の木々、植物はですね、二酸化炭素を吸収して酸素を排出するというものです。単に炭素がなくなればいいというものではないと考えますけれども、いかがでしょう。

○**企画課長（登島敏文君）** その、ゼロカーボンの、その考え、今、おっしゃったの、その考え方そのものでですね、電気を使って二酸化炭素が出ていく。それを森林が吸収する。その比重で、最終的にゼロになるっていうのがゼロカーボンシティの考え方でありますので、おっしゃっているのはそのゼロカーボンシティの考え方そのものであるということであります。

○**6番（元井直志君）** 瀬戸内町ですね、ほぼ全域が森林であり、十二分に二酸化炭素を活用してですね、酸素を発生できる状況、環境にあると思うんですけども、わざわざこう宣言をする必要があるのかなと思えますが、町長、どうですか。

○**町長（鎌田愛人君）** 議員が言われるとおおり、瀬戸内町は70数%ですかね、森林があるということで、十分満たされてはいると思いますが、今、世界の流れ、世界の異常気象の、などからして、地球温暖化を防ごうという世界の流れの中で、瀬戸内町も世界の一員として、今ある自然だけに頼るのではなく、やはり、そこに住む人間もそれに対して努力、貢献する必要があるという認識の下、今回、ゼロカーボンシティ宣言を発出しました。また、併せて世界自然遺産登録ということもありましたので、やはり地球環境や自然環境に深い理解と協力できる、そういう町にするために、このゼロカーボンシティ宣言を発出し、今後、様々な政策において、それを実現すべく、政策持ち込み、さらにはそのことによる町の活性化にもつなげていきたいという思いですし、また、そういう地球環境、自然環境を子供たちにも理解してもらい、そういう意識を高めるということも大事なことだと思っておりますので、今後、地球温暖化対策を町で政策しますし、また、様々なその脱炭素、地球

温暖化対策の中で、政策を進めていく中で、世界に一員として、頑張っていける町にしていきたいというふうに思っております。

**○6番（元井直志君）** 町長の思いはよく分かりました。ただですね、電気、こう炭素、脱炭素宣言をして、炭素と使わないようにする、化石燃料を使わないようにするためにはですね、やはりこの電気自動車とか水素自動車、そういう取り組みになると思いますけれども、これにはかなりこう費用がかかるらしいですね。なお、そういうのを見込んでですね、単価がどんどん上がって行って、やがて倍になるんじゃないかと言われていますが、その辺もですね、ぜひ、対策を今から練っていかないといけないんじゃないかと思っております。車をこう買い替える。そういう場合はですね、何とかこう補助的なものをですね、考えていかなければならないと思っておりますので、その辺も考慮に入っていますか。

**○企画課長（登島敏文君）** 一応、構想としては、まずは公共施設にその再生可能エネルギーを設置していくということですね。その後、事業者さん、そして、最終的に御家庭にそういったエネルギーを設置していければなと思っております。今ですね、それが太陽光を重視していくとか、ほかの再生可能エネルギーですね、5種類ほどありますけれども、どれを選択していくかというのは、まだ確定しておりませんですね、ゼロカーボンシティ宣言後に、いろんな企業さんからもいろいろ、いろんなお話を聞いておりますので、その中で、町に適したものというのを選択して、実施していきたいと思っております。

**○6番（元井直志君）** それでは、次に、町長のマニフェストについてお尋ねします。町長は今でも心の中に1万人復活を願っていると思っておりますけれども、全国的に人口減少というのは、これは止められないことであると思っております。なぜなのか。これは、若い人がですね、少ないからということもあるし、さらには出生率が、特定出生率ですね、これが減っているということもあります。現状を維持するためには、出生率が2.1以上でなければならないと思っております。さらにですね、一極集中の現象がですね、加速されて、今、人口減少が特に早められております。さらにですね、以前、議会でも言ったことがあると思うんですけども、昔みたいにこう若い男と女の方がいて、こう出会う場がなければですね、結婚を仲介する、そういうおせっかいな人、いい意味で言えば世話役の人がいたんですけども、今、なかなかそういう方もいなくてですね、また、便利になったためか、暮らしやすくなったためか、結婚しない男女というのが非常に増えています。以前、役場でもですね、結婚しない男女のことについて、こういろんな施策を持っていたと思っております。最近、そういうのが上がってこないんですが、どうなんでしょうね。

**○企画課長（登島敏文君）** 今、4年、5年ぐらい前までですかね、そういった事業はあったんですけども、なくなった経緯っていうのは、ちょっと存じ上げないんですけども、今後、そういった事業をするかしないかっていう話になれば、いろんなですね、スマートフォンを使ったアプリケーションでですね、マッチングアプリとか、いろんなもう、こちらがいろいろ設定しなくても、各自でいろんな、そういう活動ができる環境下に、もう、今、あるわけでありまして、そういったこ

とをその瀬戸内町役場が契機をつくっていくとか、そういったことは考えておりません。

**○6番（元井直志君）** ぜひ、考えていってほしいんですね。非常にこう、やはり、今、こういう若い男女がこう集う場所とかですね、そういうのがないと思うんです。年に1回ぐらい、一緒にこう、テレビ番組、もっとしていたようなですね、ああいう機会があってもいいんじゃないかと思うんですけれどもね。町長ですね、1万人復活を心の中に考えていると思うんで、一旦口に出したからにはですね、やはりこう責任を持っていかなければならないと思うんです、もっと声を高くしてですね、そういう問題にも突っ込んでいくべきだと思っております。ぜひ、役場でですね、中心になって、1年に1回ぐらい、そういうイベントも必要だと思うんです。さらに、常時、結婚相談所みたいなものですね、若い男女を結び付けするために、施策として考えてってもらいたいと思うんですが、町長、どうですか。

**○町長（鎌田愛人君）** この人口1万人復活、実現するためにもですね、瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略という案があります。その大きな三つの項目、瀬戸内町に安定した雇用を創出する。二つ目が、瀬戸内町への新しい人の流れをつくる。三つ目が、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える。四つ、四つ目もありました。四つ目が、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという大きな四つの項目が、瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略であります。この具体的な政策を着実に実行していきながら、この人口1万人復活、さらには、町の活性化につなげていきたいというふうに考えております。大きな基本目標の3に、先ほど申し上げましたが、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える、その自分に対しましても、あらゆる可能性を探りながら進めて行きたいと思っておりますし、また、若い人たちの結婚についてもですね、行政がどれだけ踏み込んでやれるかという問題がありますが、現在のコロナ禍の中ですね、役場内のその交流もですね、なかなかできない状況であります。かつては職員の新年会とか、様々な交流の中で、そういう出会いもあったかもしれません。現在、そういうチャンスが少なくなっている分、そういう影響も出ているのではないかなと思います。今後はですね、先ほど申し上げました、瀬戸内町まち・ひと・しごと総合戦略の具体的な政策を実現しながら、人口1万人復活を目指して、役場職員、議会、町民とともに、町政を推進していきたいというふうに考えております。

**○6番（元井直志君）** コロナが沈静した暁にはですね、ぜひ、そういうところにも力を入れて、自衛隊もせっかく来ていることですし、さらに、海上自衛隊の拡充も目指しているところでもありますので、自衛隊員が来ても、そういう出会いがなければですね、なかなかこう瀬戸内町の人口も増えるわけにはいかないと思いますので、その辺もですね、視野に入れていただきたいと思います。

最後に、世界自然遺産登録決定後のですね、登録が決定されれば、もうこれで安心というわけではないと思います。現にですね、その後、相応しくないということで、登録決定取消ということもあり得ると思われまます。住民意識がですね、非常に大事だと思います。バランスのいい開発と保護をですね、バランスよくこう進めていく、そういう姿勢でなければいけないと思いますので、その

辺ですね、町も考えているとは思いますが、その辺の決意を、もう一度、聞いておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

**○水産観光課長（義田公造君）** お答へします。先ほど言われた世界遺産登録になりまして、いろいろな方、もうこちらの方に来られると思えます。やはり、自然を保護するというのと、これを活用しながら、観光につなげていくっていう部分は、もうこれから本当に大事になってくると思えます。その中で、指摘されているのが、もうロードキル問題が、もう奄美の方では一番だと考えております。その対策としまして、先ほど話した、先ほどの議員の質問で話したとおり、クラウドファンディングを使って資金集めて、それをロードキルに使うとか、いろいろな対策を、看板設置とか、その辺の対策もいろいろ考えております。また、令和3年度の事業でですね、対策としては、トイレ、シャワーの設置も予定しております。また、地方創生臨時交付金では、議員が御指摘、議員から御指摘ありました、伐採の方も、環境省と協議をした上で、伐採の方も終わっております。これは、加計呂麻の方、本島側10か所をですね、伐採するというそういう対策も行っております。また、島民向けの宿泊体験プログラム助成事業、こういうのも行っております。これは、この商店街、商店街って言いますか、宿泊施設、瀬戸内の方には90施設の、収容人数が940名、確保できる施設もあります。そこへの対策として、先ほど言われた利用助成事業もね、行っているっていうのが状況でございます。これから、観光客もですね、5年、5年間の平均をしますと、瀬戸内の方で13万人ほど来られております。令和元年度は、15万人まで来ていました。令和2年度は9万人まで落ち込んでいます。これは、コロナの影響で落ち込んでいます。それを、また、世界遺産登録なっていますので、多分、戻って来ると思えます。その分を、利用と保護っていうのをバランスを取りながら、今後、いろいろな事業もですね、補助事業も使いながら、進めて行きたいと考えております。以上です。

**○6番（元井直志君）** ぜひですね、世界自然遺産に相応しい島に、また、何度も来たいと思えるような、奄美群島にしていくよう、みんなで努力していかなければならないと思えます。

はい、以上で、私の一般質問は終わります。はい。

**○商工交通課長（勇 忠一君）** 議員質問の、古仁屋から西古見のバス料金ですけれども、片道1,380円です。往復割引で2,000円となっております。

**○議長（向野 忍君）** これで、元井直志君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

9月6日、月曜日は、午前9時30分から、令和2年度各会計決算審査特別委員会を開きます。

次の本会議は、9月10日金曜日を予定しています。

本日は、これで散会します。

散会 午後 3時02分

# 令和3年第3回瀬戸内町定例会

第 4 日

令和3年9月10日

## 令和3年第3回瀬戸内町議会定例会

令和3年9月10日（金）午前9時30分開議

### 1. 議事日程（第4号）

○開議の宣告

○日程第 1 発議第 2 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）について

#### 【令和2年度各会計決算審査特別委員長報告】

○日程第 2 議案第 59 号 令和2年度瀬戸内町一般会計決算の認定について（表決）

○日程第 3 議案第 60 号 令和2年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計決算の認定について（表決）

○日程第 4 議案第 61 号 令和2年度瀬戸内町国民健康保険特別会計決算の認定について（表決）

○日程第 5 議案第 62 号 令和2年度瀬戸内町介護保険特別会計決算の認定について（表決）

○日程第 6 議案第 63 号 令和2年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について（表決）

○日程第 7 議案第 64 号 令和2年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計決算の認定について（表決）

○日程第 8 議案第 65 号 令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計決算の認定について（表決）

○日程第 9 議案第 66 号 令和2年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計決算の認定について（表決）

○日程第10 議案第 67 号 令和2年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計決算の認定について（表決）

○日程第11 議案第 68 号 令和2年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計決算の認定について（表決）

○日程第12 議案第 69 号 令和2年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定について（表決）

○日程第13 議案第 87 号 令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第4号）について

○日程第14 議案第 88 号 令和3年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）に係るイノシシ侵入防止柵資材物品売買契約の締結について

○日程第15 議案第 89 号 奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例の制定について

○日程第16 報告第 1 号 放棄した債権の報告について

○日程第17 議員派遣の件について

【閉会中の継続審査・調査申し出】

- 日程第18 所管事務調査 加計呂麻島ターミナル建設等に関する調査について  
(総務経済常任委員会)
- 日程第19 所管事務調査 奄美せとうち地域公社の在り方について  
(総務経済常任委員会)
- 日程第20 所管事務調査 子育て環境に関する調査について  
(文教厚生常任委員会)
- 日程第21 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項  
(議会運営委員会)

※ 閉 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

令和3年第3回瀬戸内町議会定例会 9月10日（金）

○出席議員は、次のとおりである。（9名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	泰山祐一君	2番	福田鶴代君
3番	永井しずの君	6番	元井直志君
7番	池田啓一君	8番	向野忍君
9番	中村義隆君	10番	岡田弘通君
11番	安和弘君		

○欠席議員は、次のとおりである。（1名）

5番 柳谷昌臣君

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名  
事務局次長 福山浩也君  
事務局長 長順一君  
庶務議事係 法永由美君

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	鎌田愛人君	農林課長兼農委局長	川畑金徳君
副町長	奥田耕三君	建設課長	西村強志君
教育長	中村洋康君	財産管理課長	真地浩明君
総務課長	福原章仁君	水道課長	田中秀幸君
企画課長	登島敏文君	会計管理者兼 会計課長	信島輝久君
税務課長	町田孝明君	教育委員会 総務課長	徳田義孝君
町民生活課長	鼻憲二君	社会教育課長	保島弘満君
保健福祉課長	鼻克己君	総務課財政補佐	茂野清彦君
商工交通課長	勇忠一君	総務課人事補佐	義永将晃君
水産観光課長	義田公造君		



△ 開 会 午前9時30分

○議長（向野 忍君） これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第4号のとおりであります。

△ 日程第1 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書案の提出について

○議長（向野 忍君） 日程第1、発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書案の提出についてを議題とします。

案文は配付してありますので、お目通しをお願いします。

朗読は省略します。

お諮りします。

発議第2号については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号の採決を行います。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の字句の修正、提出手続きにつきましては、議長に一任願います。

△ 日程第2 議案第59号 令和2年度瀬戸内町一般会計決算の認定について

△ 日程第3 議案第60号 令和2年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計決算の認定について

△ 日程第4 議案第61号 令和2年度瀬戸内町国民健康保険特別会計決算の認定について

△ 日程第5 議案第62号 令和2年度瀬戸内町介護保険特別会計決算の認定について

- △ 日程第6 議案第63号 令和2年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について
- △ 日程第7 議案第64号 令和2年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計決算の認定について
- △ 日程第8 議案第65号 令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計決算の認定について
- △ 日程第9 議案第66号 令和2年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計決算の認定について
- △ 日程第10 議案第67号 令和2年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- △ 日程第11 議案第68号 令和2年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計決算の認定について
- △ 日程第12 議案第69号 令和2年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定について

○議長（向野 忍君） 日程第2，議案第59号，令和2年度瀬戸内町一般会計決算の認定についてから，日程第12，議案第69号，令和2年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定についてまでの11件を一括議題として，決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員会委員長（元井直志君） 令和2年度瀬戸内町各会計決算審査特別委員会報告。決算審査特別委員会での審議，審査結果等について報告いたします。

当委員会に付託されました議案第59号，令和2年度瀬戸内町一般会計決算の認定についてから，議案第69号，令和2年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定についてまでの議案11件につきましては，9月6日，7日，8日の三日間にわたり審査しました。

審査の過程での主な内容のみを述べますと，議案第59号，一般会計決算歳出1款から2款までについては，「FM放送局に支出の補助金380万円は，毎年，支出されるのか」との質疑に対し，「これまでは負担金が全額運営費となっており，自主財源の確保が課題であった。今後は，行政情報放送料という形で支出し，FM放送事業所においては，広告料や協力金等の財源を自主的に確保し運営していくことになる」との答弁でした。

次に，「今後のドローン計画について，（規模，活用等）は」との質疑に対し，「物質輸送用や空飛ぶタクシー等，その用途により運用するドローンの規模は様々となる。今後，協議会で様々な実証を行い，国の補助事業等を活用しながら，導入に向けて取り組ん参りたい」との答弁でした。

次に，「世界自然遺産登録推進について，奄美大島5市町村や関係機関，団体との連携ということで，取組項目が多々あるが，優先順位や今後の進め方は」との質疑に対し，「7月26日に世界自然遺産登録になったが，次世代につないでいくにはどうしたらよいか。それぞれの立場でできることを推進していくことが必要だと思う。奄美大島5市町村で連携して，事業を進めているので，受入態勢や保護と利用のバランスなど，検討しながら進めたい」との答弁でした。

次に，「ふるさと応援基金について，令和元年度に比べ，令和2年度はかなり落ち込んでいるが，一般企業であれば業績が落ちれば委託料も減額になると思われるが，今後の対応をどのように考えているか」との質疑に対し，「今年度JTBへの業務の委託を行い，8月より各サイトが順次

オープンしているところである。業務内容については、6月の議会でもあったが、委託業務内容が減少するのであれば、見直しが必要であると思う。それ以外に、納税の新規業務の展開が図られるのであれば、精査の上、相応の設定が図られるものだと考える」との答弁でした。

次に、3款から4款の歳出の審査の中では、「我が事・丸ごと支え合い事業の実績と、今後、どのような取組を計画しているのか」との質疑に対し、「令和2年度の計画として、全体会議として地域づくり推進会議2回、部会として相談支援部会、住まい部会、仕事部会をそれぞれ2回ずつ計画していたが、コロナ感染症の影響でそれぞれ1回ずつの開催となっている。今後の計画としては、社会福祉法の改正により、「重層的支援体制整備事業」の構築が法律により位置付けられ、「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施し、令和6年までに全ての市町村で取り組むことになっているので、それに向けた体制づくりに取り組んでいきたい」との答弁でした。

次に、「シルバー人材センターの活動内容について」との質疑に対し、「令和2年度の実績として、公共事業を91件、2,200万円余り、民間事業を57件、130万円余り受託し、会員数62人の適正に応じ、割り振った上で事業を行っている」との答弁でした。

次に、第5款から7款の歳出の審査の中では、「各集落内において、道路に猪の糞が多数見られるが、最近では荒れた畑等には現れず、これから何か作る段階において、作物等の新芽を狙い、小さな猪等が頻繁に出てきている状態にある。箱ワナを増やす計画などないか」との質疑に対し、「小型専用というのはなかなか難しいと思うが、狩猟される方々の御意見等を伺いながら対応していきたい」との答弁でした。

次に、「奄美せとうち観光協会運営補助金について、世界自然遺産登録もされ、様々なツアーや補助金等が出てくると思うが、令和2年度は観光協会と観光業者と水産観光課で何回協議を行ったか。そして、今後、どのような形で運営していくのか、具体的に教えてほしい」との質疑に対し、「観光協会とは担当レベルの協議は何度か行っているが、全体の協議についてはあまり行っていない。今後、町の委託事業等もあり、7月26日、世界自然遺産に登録されたので、観光振興に努めていきたい」との答弁でした。

次に、「まぐろ消費促進事業のアピールが足りていない。商工会とは、今までとは違う取組は進んでいるか」との質疑に対し、「令和2年は4店舗16本の購入があり、丼物や刺身などで販売しているが、昨年度より2店舗減っている。商工会と今までと違う店舗で扱ってもらったり、メニューを考えながら事業を周知したい」との答弁でした。

次に、8款から9款までの歳出の審査の中では、「河川総務費の防災ということで、今後、どのように進めていくか」との質疑に対し、「河川の河口については、特定離島の方で、今現在、要望を受けており、今後も特定離島8割負担を要望していきたい」との答弁でした。

次に、「防災無線について、町内に聞こえにくい場所等もあると思うが、今後、そのような方々に対して、何か対策、取組があればお聞きしたい」との質疑に対し、「取組みとしては、協定に基づいたMBCのd放送等で、災害に対する情報等を発信している。今年の台風10号の際に、防災ル

ールの発信件数は496件となっており、年々少しずつ登録者数も増えてきていると思う。今後、登録者が、数が増えるよう、防災メールの周知を行っていききたい」との答弁でした。

次に、10款から14款までの歳出の審査の中では、「学校存続推進委員会の主な事業内容について」との質疑に対し、「西阿室小学校、嘉鉄小学校、与路小・中学校の3校が設置。予算としては定期的に行われる存続委員会の事務費になっている。集落によって、それぞれ活動内容が異なるが、学校と集落の方々と連携をとり、学校存続に向けての会合を開いたり、学校の行事の協力をしている」との答弁でした。

次に、「スポーツ文化村構想についてのパブリックコメントはどのような意見であったのか。又、検討委員会の委員に子育て世代や高齢者の方々も入っているか」との質疑に対し、「町民からの御意見が12件ほどあった。主な御意見を紹介する。子ども広場とスポーツ広場は狭いので、子ども広場を拡張し、スポーツ広場は場所を変更、移動させてほしい。陸上競技場200mのトラックは狭い。400mの陸上競技場としてほしい。施設内のウォーキングコースは集落を取り込んだ一体コースとしてほしい。施設内にトレーニングルームを作っていただきたい等、諸々の御意見があった。それから、検討委員会には子育て世代や高齢者は入っておらず、大島支庁、瀬戸内事務所、建設課、技術補佐をオブザーバーとして委員会に参加していただいている。また、利用者の御意見を伺うため、体育協会やスポーツ少年団の方々に参加していただいて、ワーキンググループを開催した」との答弁でした。

次に、一般会計歳入の全款については、「町民税の収入未済額について、今後、どのように回収していくのか」との質疑に対し、「現在、税務課収納係では、毎月第2・第4水曜日に17時30分から19時まで、夜間納税相談を行っている。納税は本人が自主的に納めるものを通常としているが、滞納者に対しては連絡をとり、納税相談を行い、一括納付のお願いや分納誓約へと持っていけるよう対応している。そのほか、督促状や催告書等の発送により対応している。また、電話番号や連絡先の分からない方や、分納不履行者に対しては、給与等の差押さえ執行予告書を発送している。最終的には預貯金調査、給与調査、動産等の財産調査を行い、差押さえ等の滞納整理を行っていく予定」との答弁でした。

次に、「雑入の収入未済額を、今後、どのようにして回収するのか」との質疑に対し、「収入未済額297万5,506円のうち、224万6,033円が瀬久井地区土地画整理事業清算金（滞納繰越金）である。1名は町内在住者、2名は町外への転出者となっている。3名の方への対応は、毎年、文書等で納入催告を行っている。今後の対策は、町の顧問弁護士と8月26日相談を行っている最中である」との答弁でした。

次に、各特別会計決算の歳入歳出全般については、「燃料費が年々、特に今年、上がってきている状況である。瀬戸内町ではゼロカーボンシティ宣言を掲げ、SDGsも取り組んでいるということだが、沖縄の方でミドリムシを利用したディーゼル燃料を使って環境に配慮した船の航行を試験的に行っているらしい。瀬戸内町では導入について検討できないのか、意向を伺いたい」との質疑

に対し、「ミドリムシを使った燃料については、使用した場合のエンジンに対する不具合を考慮しつつ、現在、使用している燃料と価格やエンジンに対する負担が同程度であれば導入も検討していきたい」との答弁でした。

次に、「水道事業は人口減により給水率も下がり、そのために事業終了ということとはできない。また、水源地から導水管の埋設についてもしっかりしていないと、災害時には弱いと思う。これらを含めた今後の水道事業のあり方について、どうか」との質疑に対し、「人口減少は避けられない状況であり、これに伴って給水料金、収入も減り、料金収入で賄っている水道事業については、かなり厳しい状況が予想される。しかし、人口が減ったとしても、水道施設をなくしたり、配管を短くなどできない。このような中で、施設の機械的なものを規模縮小させながら、また、耐震化に備えた配管等の改善等、経営の中で考えていきたい」との答弁でした。

以上で、本委員会に付託された議案11件の審査を終了し、引き続き、採決を行い、全会計とも賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

なお、以上の審査を通じ、当委員会としての次の意見を集約、決定しました。

令和2年度瀬戸内町各会計決算審査特別委員会審査意見。

- 1, 自主財源の増額に向け、あらゆる対策を講じられたい。
- 2, 未収金の対策については、更なる努力を重ね、公正な負担に繋がるよう努力されたい。
- 3, 新たな企業誘致の実績を残せるよう、創意工夫に務められたい。
- 4, 世界自然遺産登録を機に、町民からのアイデアや関係機関と連携し、観光業の活性化に努められたい。
- 5, ふるさと納税については、体制の見直しや公募等を含め、更なる寄附金の増を目指し、あらゆる方策を講じられたい。
- 6, 鳥獣（イノシシ）対策の一環として、小型箱ワナを希望する集落に配布されたい。
- 7, 瀬戸内町が委託している小売事業や飲食事業に対して、委託先の経営改善に努められたい。
- 8, 迅速な救急対応が求められる心肺停止の救命を行うために、各地域へのAED配備対策に努められたい。
- 9, 古仁屋高校活性化対策において、奄美大島他市町村から古仁屋高校への入学希望者が増えるよう、創意工夫に努められたい。
- 10, 各種事業の執行に関しては、適正かつ円滑な事業の執行を図るべく、各関係者及び関係機関等と十分に協議されたい。

これを、当議会の意見として執行当局に申し入れすることが適当であると決定した次第です。議長において、よろしくお取り計らいくださるよう、お願いいたします。

以上で、報告を終わります。

**○議長（向野 忍君）** 委員長報告は終わりました。

これから、討論を一括して行います。

討論はありませんか。

**○1番(泰山祐一君)** 昨日の特別委員会を経て、今回、67号の農業集落排水の決算、特別会計の決算ですね、こちらの方の部分に関して、反対の討論をさせていただきたいと思います。

今週行いました特別委員会の中で、私より、こちらの農業集落排水の特別会計に関して、不納欠損に対しての質疑をさせていただきました。不納欠損とは、自治体はその徴収を諦める、そういうことになります。今回、計90万円ほどの不納欠損として金額が決算書に上がってまいりました。そのうち、居所不明という理由で計46万円ほどの不納欠損金が上がっております。死亡などの理由であれば致し方ない、そういった思いでございます。しかし、居所不明ということになっておりました。私自身、この点に関して疑問を持ち、特別委員会の中で、担当課へ居所不明ということですが、転出届を出していれば転居先の住所が分かるのではないのでしょうか。そういった御質問をさせていただきました。その質疑に対して、担当課より、大義名分と信じられる理由が返って来ませんでした。また、質疑の中で収入未済額、こちらの回収や債権放棄するまでの手順書、いわゆるマニュアルですね、こちらがないということも分かりました。マニュアルがない、そういったことはどういう意味を指すのか。それは、行政として基準がないということになってしまうのではないかと感じます。それでは、担当の職員たちが肌感で、自分たちの肌感で物事を決めてしまう、そういったことができる、そういったことにつながりかねないと感じます。これでいいのでしょうか。不納欠損を決算で認めるということはどういうことなのか。この議案が賛成多数となれば、その徴収を諦める、そういうことにつながります。個人や法人の債権ではなく、公の債権を放棄することになります。行政の公平性を踏まえて、慎重に決議をしなければいけないのではないのでしょうか。しっかりとした管理運営で徴収をする対策や努力がなされたのであれば、私はこの議案に関しても賛成をしておりました。瀬戸内町債権管理条例の9条には、債権者が行方不明、そのほか、これに準ずる事情にあり、当該費強制徴収債権の徴収できる見込みがないとき、こういった場合に、最終的に債権の放棄ができる、そういうふうに記載されております。今回、公の債権を放棄することになります。行政が行政としてしっかりとしたマニュアルに則った上で審議をしていく必要があるかと思えます。一方、ほかの近隣の市町村にも、この農業集落排水の特別会計の決算の件でヒアリングも行わせていただきました。ある自治体では、転出をしても住基システムを使い、ほか市町村についても、ほか市町村に引っ越しをしても、しっかりと徴収をしてもらう、そういった努力をし続けているというお話がございました。行方不明のような形になった人もいて、人がいたとしても、その親族や知人に対してしっかりとアプローチ、情報収集を行った上で、実際に東京まで行き、徴収を行ってきました、そういった自治体もございます。また、ある自治体では、毎年不納欠損金として処理することはしていないと。毎年徴収できるように様々な努力をして、徴収できなかったものに関しては、翌年に収入未済額として繰り越しているというようなお話もございました。また、ある自治体では、体制も違うとは思いますが、水道料金と集落農業廃水の料金を合算して請求する、そういった対応した上で、徴収率も100%に近いというような対応もされている自治

体さんもございました。こういった様々なほかの自治体の努力、工夫を聞いた上で、我が町瀬戸内町はどうなのでしょう。我々議員はこの議場で町民の声を代弁して、当局に対して提言を行います。例えば、出産子育て支援においても、古仁屋高校の活性化においても、世界自然遺産の対策においても、産業の活性化においても、移住定住促進においても、商店街の活性化においても、高齢者の対策においてなど、そのほか、数えきれないぐらいの提言をこれまでそれぞれの議員が行ってきました。そして、これからも大切な税金で、そういった提言を行わせていただく立場でございます。この議場に立ち、それぞれの立場で町民や地域のことを思い、この議場で様々な提案が決議されてきたはずです。また、鎌田町長をはじめ、いままでの歴代の町長が様々な取組を、こういった歳入を使いながらですね、実践をしてきてくれました。ここで、忘れてはならないのが、たった一度の人生の大切な時間を費やし、汗水を流して働いてきてくれた町民、県民、国民の税金などを使わせていただき、様々な事業を行ってきたということです。我々議員は、改めてこちらの部分を振り返ってみる必要があるのではないのでしょうか。これだけほかの市町村が創意工夫をしている中、今回、翌年度にも繰り越すことができるのではないかとこの不納欠損に関して、私は胸を張って賛成することがどうしてもできません。もし、町民から私は一生懸命払っているのに、なんであの人は払わなくていいの、そういったことを聞かれた場合に、私は町民に対して納得する説明が、今、現状ではできません。私自身、馬鹿正直で不器用な人間なのかもしれません。だから、この一件を特別委員会の質疑を通して知ったが故に、町民の代表の一人として、大義名分の説明がない中、目をつむって賛成することができません。また、平成30年度に制定された瀬戸内町議会基本条例の第10条にこのようなことが記されております。議会は、議会在議員による討論の場であることを十分に認識し、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。2、議会は本会議、常任委員会、特別委員会などにおいて、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案などに対して審議し、結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。もう一度読み上げます。町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。こういうふうに記されています。また、最後、3番目。議員は前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見などの議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。このように10条に書かれておりました。改めて、振り返ってみていかがでしょうか。特別委員会での討論、いかがでしたでしょうか。この瀬戸内町議会基本条例は、我々瀬戸内町議会議員の原点ではないのでしょうか。私は昨年12月、新人議員として入り、この条例の志に則り、毎回の議会、そして、討論に臨んでおります。もし、この議案に賛成する議員がいらっしゃるのであれば、ぜひ、町民に対する説明責任を十分に果たすためにも、御意見を述べていただきたいというふうに思います。

以上で、反対側の討論とさせていただきます。終わります。

○議長（向野 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これより，採決に入ります。

議案第59号，令和2年度瀬戸内町一般会計決算の認定についてから，議案第69号，令和2年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定についてまでの11件についての採決は，起立によって行います。

まず，議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は，認定です。

議案第59号は，委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって，議案第59号，令和2年度瀬戸内町一般会計決算については，認定することに決定しました。

次に，議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は，認定です。

議案第60号は，委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって，議案第60号，令和2年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計決算については，認定することに決定しました。

議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は，認定です。

議案第61号は，委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって，議案第61号，令和2年度瀬戸内町国民健康保険特別会計決算については，認定することに決定しました。

次に，議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は，認定です。

議案第62号は，委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって，議案第62号，令和2年度瀬戸内町介護保険特別会計決算については，認定することに決定しました。

次に，議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は，認定です。



議案第63号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第63号、令和2年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計決算については、認定することに決定しました。

次に、議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

議案第64号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第64号、令和2年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計決算については、認定することに決定しました。

次に、議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

議案第65号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第65号、令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計決算については、認定することに決定しました。

次に、議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

議案第66号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第66号、令和2年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計決算については、認定することに決定しました。

次に、議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

議案第67号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第67号、令和2年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計決算については、認定することに決定しました。

次に、議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

議案第68号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第68号、令和2年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計決算については、認定することに決定しました。

次に、議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

議案第69号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第69号、令和2年度瀬戸内町水道事業会計決算については、認定することに決定しました。

お諮りします。

先ほどの委員長報告において、審査意見が付されております。この意見については、議会の意見として町当局へ送付したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会審査意見については、議会の意見として町当局へ送付することに決定しました。

#### △ 日程第13、議案第87号、令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（向野 忍君） 日程第13、議案第87号、令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第87号、令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第3号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。民生費の児童福祉費に70万円を追加したこと。商工費に時短要請協力金などの2,868万3,000円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。国庫支出金に1,447万3,000円、繰入金に1,491万円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（泰山祐一君） 何点か、こちら、質問させていただきたいと思います。

まずは、8ページ、お願いいたします。歳出の部分ですね。上から、高丘保育所の修繕費となっておりますが、こちらの修繕に関して、お伺いをいたします。

○町民生活課長（昇 憲二君） はい、お答えいたします。高丘保育所が老朽化ということで、外部にですね、当初、予定していなかった補修を、急遽、必要性のある補修箇所が発見されましたので、このタイミングで予算の追加をさせていただいて、早急に対応するというところでございます。

○1番（泰山祐一君） はい、引き続き子供たちの安心・安全を守るためにもですね、こういった部分ですね、適正に調査などしていきながら、メンテナンスしていただければと思います。

では、次、下の方に移ります。7款1、1項の商工費ですね、こちらの10目、瀬戸内町時短要請協力金対策外事業者給付金ですね、こちら、1,500万円の委託料ということですが、こちらの事業の詳細をお伺いいたします。

○商工交通課長（勇 忠一君） 瀬戸内町時短要請協力金対策外事業者給付金についてでありますけれども、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金事業者支援分としまして、1,447万3,000円の内示がありましたので、それに対応する事業であります。内容としましては、瀬戸内町内に店舗を有する事業所、8月1日現在、店舗を有するって形ですね。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う行動自粛等の影響により、今年の8月、9月、いずれかの月の売上が前年、若しくは前々年同月と比べて20%以上減収があった場合に、給付金を行う事業であります。

○1番（泰山祐一君） はい、内容は分かりました。こちら、対象となる方は、特に商工会に、加盟しているとか、そういったことはなく、もう町内の事業者であれば対象という認識でよろしいでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） はい、町内に事業所を有する商工業者となっております。主な対象外となるのは、公共工事を受給している建設事業者と、あと、また、個人の農林漁業者、生産者ですね、等は省かれるという形になります。

○1番（泰山祐一君） はい。ちなみにその農林漁業関係は対象に入らないということに関しては、どのような見解で決められたのかを伺えますか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 給付要件が町内に店舗を有する事業所ですので、魚屋さんとか、そういったものは対象となります。

○1番（泰山祐一君） あくまでも、時短ということで、店舗ということですね。はい、分かりました。

あと、こちらの国庫、国・県、支出金の方ですね、こちら、1,447万3,000円ですね。こちらはコロナの臨時交付、地方創生臨時交付金とはまた別の枠のお金という考えでよろしいでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） これについては、そのコロナウイルス感染症地方創生臨時交付金、

事業者支援分という形の交付金であります。

○1番(泰山祐一君) 今、コロナの地方創生臨時交付金ということでしたが、こちら、そうなる  
と、今、地方創生臨時交付金分は残り、今、瀬戸内町で残額でどのぐらい使える金額が、おおよそ  
でよろしいですけれども、残っているのでしょうか。

○企画課長(登島敏文君) 今年度分、令和2年度からのその繰越分と今年分、この1,447万3,000円  
ですね。今のところはもう、交付金が入ってくる予定のものは、全部充当しておりますので、残額  
というのは、ほぼないということになります。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。また、先日の議会でも11月から年末ぐらいに、もしか  
すると、また、地方創生臨時交付金の方が、事業が国から行われるんじゃないかということでした  
ので、そちらの方も、検討、もう既にされているかもしれませんが、引き続き御検討、お願いいた  
します。

続きまして、下の方の10目、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金事業という  
ことで、先ほどの瀬戸内町と似た項目なのかなと思ったんですけれども、先ほどの事業との違いが  
もしあれば、事業の詳細を伺えますでしょうか。

○商工交通課長(勇 忠一君) この事業につきましては、現在、鹿児島県の方が蔓延防止等の関係  
で、飲食店に、夕方8時から朝5時までの間の営業自粛を要請して、昨日、また、9月30日まで延長  
になった部分でありますけれども、その時短に応じたり、休業したりした店舗に対してですね、給  
付金として、1日当たり2万5,000円から7万5,000円、支給されるものであります。金額につきまし  
ては、鹿児島県の方からこの程度の予算をという内示がありましたので、27年、経済センサス等を  
基にして、瀬戸内町の場合、160店舗を予定して、予算を計上しております。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。160店舗を想定しているということですが、今回、多  
分、8月の28日頃からですかね、8月、9月の12日までの時短要請機関ということだと思いますが、  
そうなった場合に1日2.5万円、掛け算して、大体多分、今回、1店舗当たり休業、若しくは時短要  
請の対応した方たちが60万ぐらいに、多分、なると思うんですね。そうなった際に、この、今、  
1,368万円。割り算した際に、多分160店舗いかないのかなと思ったんですけれども、その辺りは、  
今後、また、臨時で追加をしていくような対応とかになるのでしょうか。

○商工交通課長(勇 忠一君) この事業は県の事業でありますので、国・県で9割、瀬戸内町負担  
は1割であります。1割がこの1,368万3,000円ということですよ。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました、1割ということですね。了解です、納得しました。  
以上で、質疑、終わります。

○議長(向野 忍君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(向野 忍君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第87号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第87号、令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第14 議案第88号 令和3年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）に係るイノシシ侵入防護柵資材物品売買契約の締結について

○議長（向野 忍君） 日程第14、議案第88号、令和3年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）に係るイノシシ侵入防護柵資材物品売買契約の締結についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第88号、令和3年度鳥獣被害対策実践事業に係るイノシシ侵入防止柵資材物品売買契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、イノシシの被害を防止するため、イノシシ侵入防止柵資材を購入するもので、令和3年8月31日に豊産業機械販売有限会社、有限会社古仁屋農産の2業者で一般競争入札の結果、有限会社古仁屋農産が一金894万3,000円で落札し、令和3年9月1日に仮契約を締結しております。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（池田啓一君） この売買契約による、その金網ですか、材料、資材のちょっと説明を聞きたいんですけども。今までどおりの金網だと思います。ただ、最近、うり坊、要するに小さいイノシシが多くて、あの金網、下の方は小さくなっているんですけども、あれでも入るんじゃないかなと思うぐらい、すごく、今、ウリボウが盛んに動いて、食料を求めているんですけども、その網の大きさは今までと一緒。下のは大きくて、段々大きくなっていくという形ですか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 資材の方は、昨年と同様の資材でございます。

○7番（池田啓一君） それを施工するのも、網をその補助で、補助でいただいた方が、自分たちでやるって形ですね、分かりました。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） そうですね。やっぱり施工できる方っていう形で、資材の方も支給しております。

○7番(池田啓一君) その杭を打つにも、網をこうピンと張るにも、ちょっと道具がなくて、そういう道具をちょっと教えてもらえれば、自分たちでも準備できると思いますので、ぜひ。

○農林課長兼農委局長(川畑金徳君) 支柱の打ち込み機とかですね、各集落の区長さんとかに預けてありますので、ここら付近を利用していただければと思います。

○議長(向野 忍君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(向野 忍君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(向野 忍君) 討論なしと認めます。

これから、議案第88号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(向野 忍君) 起立多数であります。

よって、議案第88号、令和3年度鳥獣被害対策実践事業(うち整備事業)に係るイノシシ侵入防止柵資材物品売買契約の締結については、可決されました。

#### △ 日程第15 議案第89号 奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例の制定について

○議長(向野 忍君) 日程第15、議案第89号、奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例の制定についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長(鎌田愛人君) 議案第89号、奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例を制定するものです。主な内容は、世界自然遺産に登録されたことを記念し、その価値を広く国内外の人々に理解していただくとともに、適切な保全により確実に将来の世代へ伝えていくため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長(向野 忍君) これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番(泰山祐一君) こちら、先日よりニュースの方でも、奄美・沖縄世界自然遺産の日を登録するというので、発表の方、見ておりました。実際に、この条例なども中身見させていただきまして、そこで、目的の第1条の部分ですね。こちらの方、ちょっと内容を伺いたいたいと思います。

条例に書かれております、こちら、瀬戸内町然り、奄美大島が考える世界自然に、世界自然遺産に見合った適切、適切な保全ですね、こちらに関して、今後、重要なところかなと思いましたが、定義などあれば、お教えいただけますでしょうか。

**○水産観光課長（義田公造君）** お答えします。1条のですね、目的の方は、国内外の人々の理解を深め、遺産を保護し、次世代へ継承し、継承し、遺産を活用した地域振興を図るってことです。あと、継承ってということにつきましては、今後、子供たちへのいろんな世界遺産の講座とかもありますので、その辺も含め、含めた形ですね、継承とかしていきたいと思っています。また、この記念日を、記念日にですね、前後になるか分かりませんが、その休みの日とかですね、その辺を、その辺の日ですね、シンポジウムとか、例えばこちらの方、東大の試験場、試験場、ありましたけれども、そちらの方で教えて、指導されていた服部先生とかですね、そちらの方を招いてですね、講演会を開くとか、そういう形で検討していきたいと思っています。

**○議長（向野 忍君）** 課長、適切な保全についてという質問です。質疑です。

**○水産観光課長（義田公造君）** 適切な保全も、今後、国・県、協議しながら進めていきたいと思っています。

**○1番（泰山祐一君）** そうしますと、明確にこういったことが適切なんだよというようなことは、今現状は、ちょっとお答えがなかったということで分からなかったんですけども、ちょっと私が一つ懸念しているところがありまして、さらにこの条例の目的にも書いてありますが、町民をはじめ、広く国内外の人々の理解を深める、そういった記載がございます。この条例を制定するに当たって、心配事なんですけれども、今現在ですね、今週もニュースでありました、世界自然遺産の干渉地域に入る嘉徳の護岸工事の件ですね、こちら、世界的にも3万人以上の方が、この嘉徳の護岸工事に関してのあり方というのを、再度、検討していただきたいということで署名が提出されたというようなこともございました。また、この件について、先日は県知事、あと、町長宛にですね、要望書を出されたというような報道も見ております。また、今週は県知事宛に弁護士の方からも意見書が出されたということでございました。このような状況下ではあるのですが、やはりこの条例を制定した場合ですね、護岸、嘉徳の海岸の護岸工事が条例違反に当たってこないのかということ、しっかりと顧問弁護士と相談されて、問題ないというような確認を取られていらっしゃるのかどうか。その部分をお伺いできますでしょうか。

**○建設課長（西村強志君）** 嘉徳護岸の件に関しましては、県が進めている事業でありまして、一応、町の方としましては、集落の生命、集落住民の生命、財産を守るため、県と協力して事業促進に努めていくということであります。弁護士の方には、町の方としては相談等はしておりません。

**○1番（泰山祐一君）** そうしますと、やはり瀬戸内町内の取組ですよ、なので、県の事業ということであれば、県の方がそういったことを確認されていて、問題がないのかということ、瀬戸内町はちゃんとしっかりと情報共有されているのか。そういった部分はいかがでしょうか。

**○水産観光課長（義田公造君）** お答えします。現時点ですね、環境省の方、あと、県の土木関係

の方、瀬戸内町、いろいろ協議しながらですね、今、進めているのが現状でございます。

**○1番（泰山祐一君）** 今、何度か質問させている中では、県の方がしっかりとその部分、コンタクト、県の方での弁護士だったり、そういった顧問弁護士の方と確認をされていると。その上で、この世界自然遺産の日というものも、奄美大島5市町村でしっかりと結んでも問題がないのかっていうのを私は気にしているんですね。この条例はすごくいいものなので、つくりたい、ぜひ、制定したいと思うので、その上で、そのあと、何か問題が起きないかというようなことをしっかりと瀬戸内町、しっかりとこの嘉徳の件がいろいろと問題視、今、かなりされてきているようなので、しっかりとその部分、県と確認がとられているのか、まだとれていないのか、その部分を伺えますか。

**○水産観光課長（義田公造君）** はい、お答えします。その件に関してのですが、確認はとれています。今、現時点です、海岸の部分と河川部分は別物って聞いております。以上です。

**○1番（泰山祐一君）** はい、分かりました。しっかりと確認がとれているという話をお伺いしたかったので、了解いたしました。

あとですね、その河川と区別されていると、今、お話でございました。その件に当たって、今後ですね、その検討していただきたいと要望、意見書を出されている方々が、ニュース、報道を見る限りですけれども、この緩衝地帯である砂浜等々が削られてしまっていて、そこにいる絶滅危惧種の生き物などの生態系がどうなるのかというようなことにもつながるので、そういった部分での環境配慮の部分で、この世界自然遺産の日をですね、条例制定したあとに、その嘉徳の砂浜が、もし万が一そういう方々が言っているような事態になった際にですね、この条例違反等々に瀬戸内町がならないかどうかということも心配はしているんですけれども、その点も、緩衝地帯だけれども、河川敷だから、そこはもう完全に別ですよ、この条例とはというような見解でよろしいのでしょうか。

**○町長（鎌田愛人君）** この条例の中で、適切な保全ということで、そのエリア、世界自然遺産のエリア、また、緩衝地帯も含めですね、適切な保全によって、希少動植物を保護、保全していくという目的でありますし、ありますが、この嘉徳の護岸については、可能な限り自然環境に配慮してですね、その領域の前面に砂を被せて、景観も含めて施工します。そういう点も含めてですね、その後のモニタリング調査もするというのも聞いておりますので、その希少な動植物も含めた、保全も含めて、この嘉徳の護岸については、建設したのちもですね、先ほど申し上げましたが、きちんとモニタリング、モニタリング、モニタリングなどしながら、環境に配慮したものができると信じて、私もそう思っておりますので、そのことは進めていきたいと思っております。以上です。

**○1番（泰山祐一君）** はい、分かりました。今の町長のお話も受けてですけれども、県の、今、考えてくださっている工事計画自体が、しっかりと環境のこの保全にもつながっているというようなお答えだったということで、それに伴って、この世界自然遺産の日の条例に関しても、今後、そういった環境保全に関して害がないだろうというようなことで、世界自然遺産の日を制定しても問題がないというようなことにつながりかなと思って聞かせていただきました。やはり、今後ですね、



この工事、進めるにあたって、まだまだ今後もいろいろな動きが出てくるかもしれないというふうに見ております。その中で、環境省やユネスコですとか、世界自然遺産の関連の機構ですね、そういう方々にも、県の方からしっかりと確認をとっていただいた上で、この護岸工事を進めていくのかどうかというようなことの情報なども、町としては伺っているのでしょうか。

○議長（向野 忍君） ちょっと嘉徳の方にずれていったんですけども、答えられますか。

○水産観光課長（義田公造君） 情報共有をしながら、今、進めているのが現状です。

○1番（泰山祐一君） 話がずれているというよりもですね、世界自然遺産という奄美大島、また、然り、徳之島、沖縄ですね、こういった部分ですね、この件がですね、迷惑を被らないのか。そういった部分を心配しております。また、この条例制定をするに当たって、世界自然遺産の日というような条例をつくるわけですから、なおさらこの世界自然遺産というようなもの、ほかの世界の地域では世界遺産自体がはく奪を受けたというような地域もあるというような報道も見ておりますので、今後、そういった部分が、万が一、起きてほしくないと思いますし、そういったことで、町がしっかりと、県とですね、情報共有を行った上で、この条例制定に取り掛かるんだというようなことを、しっかりと発信していただきたいなと思って、質疑をさせていただいた次第です。

○町長（鎌田愛人君） この目的の第1条にですね、目的の中に、人と自然が共生する持続可能な地域社会の形成に資するということで、人と自然が共生する、そこに住む人たちも大事なんですね。そこで共生しながら、持続可能な地域社会を形成するというので、そこに、護岸の側に住んでいる人たちの生命、財産を守りながら、自然と共生していくというのが目的でございますので、そういう点では、この事業は、目的は、我々は達成するためにも、繰り返しになりますけれども、そこに住んでいる人々と共生しながら、生命、財産を守りながら、自然環境も配慮しながら、この事業をやっていくということが、嘉徳の護岸の工事ですけども、そういうことも含めて、この条例の目的としては、自然も大事にしながらも、そこに住む人々の暮らしも大事にしながらやっていくことが、この世界自然遺産の目的でもあるんじゃないかというふうに私は考えております。

○1番（泰山祐一君） はい、非常に町長のお話、共感します。分かります。その上で、嘉徳の方に関しては、その生命と財産ですね、守るための、この護岸工事となるということで、ある、ある方から見れば、町長のお話は本当にごもつともだと思います。ある方から見れば、決して護岸工事をやってほしくない、そういった全てを言っているんじゃないと僕は思うんですね。そのあり方、護岸工事のあり方をしっかりとお互いが分かりあえる部分を模索していこうよというようなことだと思います。それが、今回、問題が生じている要因なのかなと思いますが、その辺は、今、裁判もしている中ということで、ニュースの方でも見ましたけれども、そういった中ですので、あまり町が踏み入れられない領域なんだろうなというふうにも思っております。なので、その部分でですね、しっかりと、今後も県、しっかりと瀬戸内町内での嘉徳という大切な大切な集落でございますので、しっかりと町も間に入った上で、うまくですね、この話をまとめていただいた上で、この世界自然遺産の日を、来年ですね、初めてイベント、大成功だというようなことと言えるように取り組んで

いただきたいなと思います。以上となります。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑、ありませんか。

○7番（池田啓一君） 私の中では、この適切な保全っていう部分で、適切な保全、自然のね、部分で、定義があるのかどうか。先ほどから繰り返されている嘉徳の海岸の件、緩衝の件。これ、私自身も自然が大好きで、あの工法にはいろいろ勉強もしてきました。そして、以前、県の方が説明された中にもありました。要するに、コンクリで流されないようにはするよ。しかし、コンクリは上には出さない。要するに、自然感、自然景観は変わらない。砂が溜まる、溜まっていく工法という形でやると、やるっていうことで説明がありましたんで、ありましたって、私はそういうふうを受け取りましたので、この間の県の工法の説明のときには、質問もしませんでした。やっぱりこういうやり方でやるんだなと。いずれにせよ、あの嘉徳海岸は砂がそのまま流されていってしまったら、墓、畑、若しくは人家にも差し障ってきますよ。そうした中で、県も自然保護団体の方々が言われている、本当、言われている以上な努力を重ね、どのような工法がいいのかって形で取り組んできていると思います。もちろん、その後のモニタリングも必要だし、もしかしたら砂が取られてコンクリがむき出しになることがあるかもしれません。それ、下に沈んでいるコンクリですから、そのときには、また、保全してやるとか、また、工法の中には、以前、あったように、そのアダンの林ですか、アダンの植栽もしていくということです。これ以上の工法はないと私は思います。ただ、このことについて議論しているんじゃないやありません。この適切な保全って、この文言にですね、何となく定義があってもいいのかなと思っての質問です。定義はないんですよ。なければ、今後、つくる予定があるのか。ちょっと伺います。

○水産観光課長（義田公造君） 今後は、今後ですね、協議しながら、検討していきたいなと思います。

○町長（鎌田愛人君） 適切な保全というのは、やはりこの、今回の世界自然遺産登録に、この奄美大島を含め、他の地域が認められたというのは、やはりこの希少野生動植物がたくさんいる。そしてまた、森林が守られていると、そういうことが、今回、登録された要因だと思います。そういうものを次世代につなげていくためにも、適切に保全していく。そのためには、ロードキル対策や、また、ナイトツアーですね、ナイトツアー、ウサギなど含めたナイトツアーなど含めた中で、その人と、人が侵入しすぎて、その動植物に影響を与えない。そういうことも含めた、適切な保全だというふうに私は考えております。今後もですね、この世界自然遺産登録の最大の目標である、この世界から認められた、奄美を含めたこの地域の自然環境、動植物を、次の世代に引き継いでいくというこの目的のために、今後、適切な保全、様々な、今後、様々なことが、今もありますし、今後、想定され、いろんなことが起きてくることは想定されていきますので、そういう点は、関係機関と連携しながら、適切な保全を図っていききたいというふうに思っています。また、今回、議会からのこの決算の委員会、決算の意見の中で、世界自然遺産を機に町民からアイデアや関係機関と連携して観光業の活性化に努められたいという意見がありましたが、今回の世界自然遺産登録って

いうのは、その観光業の活性化がまずあるわけじゃないですね。先ほど申し上げましたが、この自然環境、希少動植物を次世代につないで、引き継いでいくということが大事でありますので、ぜひ、今回の委員の議会からの意見に、そういう部分が欠けているのが残念でありますので、ぜひ、議員の皆様方も、観光業、活性化だけではなく、やはり大事な、先ほども何回も言っているとおり、この自然環境、希少動植物を次の世代に引き継いでいく、それをまずは大前提にして考えていただきたいというふうに思います。そういうものがなくなると、世界自然遺産の意味もありませんし、その登録の抹消も考えられますので、そういうことを、ぜひ、議員の皆様方も地域のリーダーとして、そういうことを町民や、また、町民に向けて発信していただきたいと思ひますし、我々行政としましても、先ほど言ったことを大事にしながら、次の世代を担う子供たちも含めてですね、そういうこの奄美の宝、価値を広めながら、この世界自然登録、この登録の日を契機とした中で、今後も世界自然遺産登録に関する事業の推進を関係機関と連携しながら推進していきたいというふうに思っていますので、議会の皆様方にも、ぜひ、そのことは御理解いただきたいというふうに考えております。

**○7番（池田啓一君）** 現在、大切なクロウサギがロードキル、町長が、今、出しましたので、敢えてロードキルってことで、私もちょっと質問したいと思ひます。このロードキルに関してですね、その徳之島町、そしてまた、この奄美大島、その5市町村、その生態系を担っている市町村で、ロードキルに対してその道路の整備とか、いろんなことを取り組んでおられるのか。ただ、運転手に対して、ウサギが通ります、だから、注意してくださいっていただけなのか。どういう形で、今後、進めていくのか、ちょっと伺ひします。

**○水産観光課長（義田公造君）** お答えします。ロードキル対策なんですけれども、現時点ですすね、旧国道58号線、58号線、同じ林道関係をですすね、検討しながら、また、もう何度も出ているんですけれども、クラウドファンディングとかを使ってですすね、設置する予定にしております。

**○7番（池田啓一君）** そうですすね、夜間の観光の人数の制限とか、そういうのもできますすね。クロウサギ自体が夜行性ですすので、そういったことなんですすよね。一つ一つの事例がこれから上がってくると思ひます。そういったものに対しての、今後のこの適切な保全、そういうのもつくっていく必要があるのじゃないかなとも思ひます。ですすから、この条例はすすばらしいものだと思ひます。ただ、今、適切な保全っていう中の定義ってものが見えない中で、今後、つくっていくべきだと私は思ひます。これに対してはこういう形、こういう事例があったときにはこういう形ってものを、事例が上がってきてからでもいいと思ひます。今、考えられうる自然破壊、コア地区、緩衝地区においての、そういうものの定義を、やはり、つくっておくことによって、私たち議会も町民への説明をちゃんとできると思ひますので、ぜひ、つくっていただひきたい。それと、観光業に関してはですすね、世界自然遺産登録にという形で、ただ、山のそのシェア地区、コア地区に、その世界自然遺産になったからそこを見に行くっていうよりも、ただその知名度で海に來たり、加計呂麻を回ったり、請・与路に行ったり、ドライブする、そういう方、方たちが主に増えて

きています、今現在。世界自然遺産のあのコア地区よりかはですね。そういった部分の整備をしながら、という形の観光業の発展にという形で、私たち議会、議員、それぞれも思っています。自然を守っていきこう、そのための遺産登録なんだってこと、分かっています。ですから、ぜひ、お互いの意見を擦り合わせしながら、町民のために何ができるか。今後、何ができるかをみんなで考えていきたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑、ありませんか。

○11番（安 和弘君） この条例そのものはすばらしいもので、何ら反対するものでもありません。そこで、ここで今、問題になっています嘉徳の護岸工事の件ですね、あの件は、やみくもに我々がどうだこうだと言える問題ではないと思うんですね。非常にデリケートな問題を抱えております。住んでいる人たちが、まず第一であって、その人たちが過去にどういう考えを持っていたか。古い古い話になりまして恐縮ですが、平成1・2・3年の頃、私が議員1年生の頃です。あの集落からちょっと来て見てくれないかということ、行きました。そのときに、橋の下を潜って見たり、いろいろやりました。土日をかけて、職員の方にも来ていただいて、橋の下、潜ったり、そしてまた、海岸では集落の人、10人ぐらい、男の人ばかりでした。その当時はまだたくさんいましたね。遊漁船が4・5艘いました。その遊漁船を台風が近づくと、みんなで浜の上まで引きずり上げていた。ですから、どこかに船溜まりを造ることはできないだろうかという話でありました。一番、嘉徳の浜の北寄り、いわゆる青久の側ですね、あそこに岩礁がずいぶんありますから、その何かできないかという話になりまして、そのとき、みんなで行ってみました。10何名。そしたら、ちょっと手を加えて、コンクリを打ったときには、それができるというふうな当局からの説明もあつたりしまして、そうしましょうかと言ったら、嘉徳の人、みんなで反対しましたね。自分たちはこの砂浜は自慢なんだと。コンクリート一週も使っていないというのが、自分たちの自慢だと。今から30年前の話です。その頃の方が、もう6人、7人亡くなっておりませんが、現在、いらっしゃる方が3名ほどです。その当時の男の方。誰1人として、コンクリを使って造るのに反対だと。それには私自身も驚きまして、それほどこの海岸に対する愛着というのが、この集落の方々にはあるんだと。私は、この問題は今となって護岸工事というのが出てきたときには、いささかびっくりはしましたが、面と向かって反対も賛成もしておりません。それは、集落の方たちがこれからどうそれを捉えていくのか。そのこと自体をですね、どう捉えていくのか。そして、これから本当にコンクリート、何mも打ち上げて、そこまでやっていくほど危険地帯なのか。危険であったからこそ、そういう採択を県がしたのでありますけれども、ただ、今現在、訴訟問題が勃発しているということであれば、あとから様々な問題点を残さないように、そのことを見極めた上での工事はできないものかなど、これは私の老婆心から考えたりしたものでありますから、少しだけ申し上げてみました。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第89号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第89号、奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第16 報告第1号 放棄した債権の報告について

○議長（向野 忍君） 日程第16、報告第1号、放棄した債権の報告についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 報告第1号、放棄した債権の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和3年3月29日に水道料金4件の債権を放棄したことに伴い、瀬戸内町債権管理条例第9条第3項の規定により、議会に報告するものであります。以上です。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（池田啓一君） この債権の放棄、私自身には耳新しい言葉ですので、これと、その言葉が出て来ない、不納欠損ですか、不納欠損との違いを説明していただけますか。

○水道課長（田中秀幸君） 池田議員の質問にお答えします。役場にはですね、役場の債権には大きく分けまして、公債権、公の債権と私債権、私債権の二つがあります。このうち、水道料金につきましてですけれども、水道料金は民法に基づく契約になりますので、私債権ということになります。この私債権と言いますのは、地方税などと違いまして、滞納処分、いわゆる強制徴収ができない債権でありまして、これを非強制徴収債権と言います。この非強制徴収債権につきましても、会計上の不納欠損処理、処分というものは行うことができますけれども、不納欠損処分したことによって、自動的にこの債権が消滅するものではありません。債権の消滅、放棄には、債務者が消滅時効について時効の援用をするか、議会の議決、または条例による必要があります。本町におきましては、昨年の9月に債権管理条例を制定しましたので、この条例に基づいて、債権を放棄したというものであります。従いまして、不納欠損処分というのはあくまでも会計上の処理ということにな

りまして、不納欠損処理をしても、私債権の場合は債権が放棄されたものではないということで、この債権を放棄するには、先ほど言いましたように、時効の援用、または、議会の議決、条例によって処理するということがあります。

○7番（池田啓一君） 完全に把握はしていませんけれども、一応、先ほど言いました公債権、私債権、私債権の中には、この水道料金だけじゃなく、例えば農業排水、要するに下水道、それから、あと住宅使用料、そういうのも入ってきますか。

○副町長（奥田耕三君） 今、お尋ねの私債権の内容でございますけれども、今、議員が御指摘なされたように、上水、水道の使用料、住宅使用料、土地の使用料等が含まれるというふうに私どもは理解しております。

○7番（池田啓一君） あと、副長、今、私聞きました下水道の使用料も、それも含まれるっていうことですね。ほかには、ほかには何か入るのはないのかな。

○副町長（奥田耕三君） ほかの債権につきましては、私どもで明確に理解しているわけではございませんので、決算委員会なんかでも出たように、区画整理の精算金とか、実際に債権になるのか、公の債権になるのか、法の専門家の先生に、今、御相談をさせていただいているという状況です。

○7番（池田啓一君） 債権の放棄の前に不納欠損があると。その不納欠損についての、総務課長、不納欠損についてのマニュアルとか、そういう定義とかは、この役場職員全体で共有しているものはないですか。作っていないですか。

○税務課長（町田孝明君） 税に関しましては、地方税法の第18条と地方税法の第15条の7、あと、介護保険法の第200条、高齢者の医療の確保に関する法律第160条、そのようになっております。

○7番（池田啓一君） 税については、そういう形であると、ちゃんと。今、問題になっています、この債権の、私債権の部分のそのマニュアル、定義、そういうのも町の中で、各課に跨ると思うんですから、思いますので、ぜひ、マニュアル等もつくってですね。町民の方にも知らせて、そのいろんな形で払えば損っていう気持ちがある方々もいます。そういう方々についてですね、周りの方々がもう少し払わんばいかなだろうじゃないけれども、まともに払っている人たちがちゃんと言葉を出せるような、そういうマニュアル。要するに、役場職員が徴収するだけじゃなくて、周りの人たちにも、その支払う義務のその促しっていうのかな、当たり前なことなんでしょうけれども、そういうものを、こう、やっぱりつくっていただけたらなと思いますけれども、どうでしょうか。

○副町長（奥田耕三君） 先ほど来、出ておりますように、債権放棄自体が債権を消滅させるという行為ですので、先ほど泰山議員の方からもあったように、公平感を欠くというような思いに至る方もおられると思います。ただ、我々としては、この債権管理条例の目的というのが、適正な債権全体の管理をするというところにあります。取れる部分についてはしっかりと取ると、努力をした上で取ると。ただ、どうしても取れない債権というのが、当然、出てきます。そこについては明確に理由を説明させていただいた上で、御理解をいただくというふうに、今後も取り組んでいきます。あと、町民に対しての周知に関しては、我々、まだ、具体的な実務マニュアルというのは、昨年つ

くったばかりですので、条例がですね、具体的なそのマニュアルについては、徴収対策委員会というのが、私を中心に各課局長、全員で取り組んでおる委員会がありますので、その中でしっかりと議論した上で、町民の方々にも周知を図りたいというふうに思います。

**○7番（池田啓一君）** そうですね、頑張っておられる役場職員の方々が、やはり徴収に向かうと、町民嫌な、払いたくない方はですよ、嫌な顔もされるし文句も言われるだろう。本当、大変だと思います。そうした中で、やはり、今言った徴収委員会の中で、その委員会だけのマニュアルじゃなくて、町民にも分かりやすい、そういうものがあつたらいいなとも、私自身は感じましたので、この意見を出しました。以上です。

**○議長（向野 忍君）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（向野 忍君）** 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（向野 忍君）** 討論なしと認めます。

これから、報告第1号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（向野 忍君）** 起立多数であります。

よって、報告第1号、放棄した債権の報告については、承認することに決定されました。

#### △ 日程第17 議員派遣の件

**○議長（向野 忍君）** 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（向野 忍君）** 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

**○議長（向野 忍君）** これから、閉会中の継続審査、調査申し出の件を議題とします。

お諮りします。

日程第18及び日程第19の2件は、総務経済常任委員長から。日程第20の1件は文教厚生常任委員長から。日程第21の1件については、議会運営委員長から、目下各委員会において審査、調査中の事

件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査、調査の申し出がありましたので、そのように決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。  
休憩します。

休憩 午前11時07分

---

再開 午前11時09分

○議長（向野 忍君） 再開します。

これで、今期定例会に提出されました議案等は全て終了いたしました。  
会議を閉じます。

以上をもちまして、令和3年第3回瀬戸内町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時09分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

瀬戸内町議会議長 向 野 忍

瀬戸内町議会議員 永 井 しずの

瀬戸内町議会議員 柳 谷 昌 臣



# 令和3年第3回瀬戸内町臨時会

## 会期日程

令和3年第3回瀬戸内町議会臨時会会期日程

令和3年10月1日開会～10月1日閉会 会期1日間

月	日	曜日	区分	会議の内容	備考
10	1	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開会</li> <li>○会議録署名議員の指名</li> <li>○会期の決定</li> <li>○議案上程</li> <li>○閉会</li> </ul>	文教厚生常任委員会

# 令和3年第3回瀬戸内町臨時会

第 1 日

令和3年10月1日

## 令和3年第3回瀬戸内町議会臨時会会議録

令和3年10月1日（金曜日）午前9時30分開議

### 1. 議事日程（第1号）

○開会の宣告

○開議の宣告

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 議案第90号 瀬戸内町立学校給食センター新築工事（換気設備）請負契約の締結について

※ 閉 会

### 1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

令和3年第3回瀬戸内町議会臨時会 10月1日（金）

○出席議員は、次のとおりである。（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	泰山祐一君	2番	福田鶴代君
3番	永井しずの君	5番	柳谷昌臣君
6番	元井直志君	7番	池田啓一君
8番	向野忍君	9番	中村義隆君
10番	岡田弘通君	11番	安和弘君

○欠席議員は、次のとおりである。（0名）

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	長 順一君	事務局 次長	福山浩也君
庶務 議事係	法永由美君		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌田愛人君	農林課長補佐	内 忠廣君
副 町 長	奥田耕三君	建設課長	西村強志君
教 育 長	中村洋康君	財産管理課長	真地浩明君
総務課長	福原章仁君	水道課長	田中秀幸君
企画課長	登島敏文君	会計管理者兼 会計課長	信島輝久君
税務課長	町田孝明君	教育委員会 総務課長	徳田義孝君
町民生活課長	鼻 憲二君	社会教育課長	保島弘満君
保健福祉課長	鼻 克己君	総務課財政補佐	茂野清彦君
商工交通課長	勇 忠一君	総務課人事補佐	義永将晃君
水産観光課長	義田公造君		

**△ 開 会** 午前9時30分

○議長（向野 忍君） ただいまから、令和3年第3回瀬戸内町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第1号のとおりであります。

**△ 日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（向野 忍君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

議席6番、元井直志君、並びに議席7番、池田啓一君を指名します。

**△ 日程第2 会期の決定**

○議長（向野 忍君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日間に決定しました。

ここで、町長から役場内でコロナ感染者が確認されたことに対し、発言の申し出がありましたので、町長に発言を許可します。

○町長（鎌田愛人君） 議長のお許しをいただき、町民や議員の皆様方に一言おわびを申し上げたいと思います。9月に入りまして町役場内において6名の新型コロナウイルスの感染者が確認されました。そのことにおいて、町民の皆様方や議員の皆様方にご迷惑と御心配をおかけしましたことを、深くお詫びを申し上げます。職員に対しては、高い危機感と緊張感を持ち、感染予防を徹底するよう改めて指導いたしました。なお、防災無線での放送に関しましては、放送をする必要はないという方や、もっと詳しい内容の放送を望む方々、それぞれ御意見はありますが、現在は必要最小限の内容としております。また、県保健所からの町の情報も、新型コロナウイルスの感染者の陽性者の個人情報に配慮した内容になっておりますので、その点を御理解いただきたいと思っております。

今回、瀬戸内町で感染者の確認が続き、役場職員が6名確認されたことで、役場にも私自身にもさまざまな御意見が寄せられております。その御意見には重く受け止めさせていただきます。他方、感染症に関してSNSなどによる誹謗中傷や風評被害につながるような言動は慎まなければなりません。ましてや、役場職員、また議会議員による誹謗中傷や風評被害につながるような言動や、それをあおる行動はあってはならないことです。今後も感染予防を徹底するとともに、私自身も含め職員一同、緊張感と責任ある行動に努めてまいります。

町民の皆様、役場、議員の皆様には、引き続き感染予防対策に取り組んでいただきますよう、改

めてお願いいたします。

最後になりますが、これまで感染された皆様方にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い完全な回復をお祈り申し上げます。以上です。

### △ 日程第3 議案第90号 瀬戸内町立学校給食センター新築工事（換気設備）請負契約の締結について

○議長（向野 忍君） 日程第3，議案第90号，瀬戸内町立学校給食センター新築工事（換気設備）請負契約の締結についてを議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第90号，瀬戸内町立学校給食センター新築工事（換気設備）請負契約の締結について，提案理由の説明を申し上げます。

本議案は，瀬戸内町立学校給食センター新築工事（換気設備）請負契約の締結についての議案であります。

この工事は，令和3年9月28日に，高田電機株式会社，有限会社喜島電気設備，株式会社勇建設，株式会社泰江組，株式会社里山興業，株式会社伊東組，丸福建設株式会社，奄美興発株式会社の8業者で指名競争入札の結果，株式会社勇建設が一金1億4,740万円で落札し，9月29日に仮契約をいたしました。

主な工事内容は，建物の換気設備であります。

御審議の上，議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから，質疑を行います。

質疑はありませんか。

○3番（永井しずの君） この給食センターの入札済みのやつは空調設備は第5工区に分けて地元の電機会社にもう指名されておりますが，この空調設備と換気，今回の換気ですね，その違いははっきり分からないんですけど，説明していただけますか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 今回議案として上程いたしましたのは，換気設備という部分に係るものであります。議決を要するものとしましては，5,000万円以上の契約ということになっておりますので，それに該当する部分は今回換気設備であったということです。残りの空調に係る5工区分けした部分につきましては，5,000万以下であったということで，今回の上程案件にはなっておりません。

それから換気と空調の違いということですが，換気といった場合は外から空気を入れて入れ換えるという換気でありますので，外の空気を塩分を除去して一定程度温度を冷やした上で管内に回すと，空調はその回ってきたものを湿度と気温，湿度80%以下とか，気温が25℃以下とか，そういう状態に外から入って来た空気を調整するというのが空調設備であります。以上です。

○3番（永井しずの君） 今回，ドライシステムというのを導入されているんですけど，じゃ，そのドライに関してのことも，この換気のほうに入るんでしょうか。

○**教育委員会総務課長（徳田義孝君）** ドライシステムというのは、水とかが地面に落ちたりとか、それを浴びることがないような状況、家庭のキッチンでやれるような状況の中で調理ができるというふうにするというものであります。換気については、その施設内の空気であったり湿度、気温、湿度、そういったものを一定に保つための設備ということであります。

○**3番（永井しずの君）** はい、了解しました。以上です。

○**議長（向野 忍君）** ほかに質疑ありませんか。

○**1番（泰山祐一君）** 何点か質疑させていただきます。また今回、8事業者が指名入札に参加したということでしたが、こちら、入札で手を上げた事業者さんは何社さんだったのでしょうか。

○**教育委員会総務課長（徳田義孝君）** 8社中参加されたのは2社というふうに聞いております。

○**1番（泰山祐一君）** 参加された2社ですが、どこの事業者さんで、もともとの入札の予定金額というのがあると思うんですけども、そちらに対してそれぞれが、勇建設さんに関しては今回の分かるんですけども、もう1社がいくらで出されていたのかということも含めて、入札予定金額がいくら、あともう1社がいくらで入札、手を上げていたのかということを伺います。

○**建設課長（西村強志君）** 予定価格につきましては、事前公表をしております。あとその金額につきましては、ちょっと今調べて、あとから答弁したいと思います。

○**1番（泰山祐一君）** はい、分かりました。後ほどよろしく願いいたします。

あとですね、今回、9月の議会で5,000万円の追加予算を計上して、それで今回のこの換気設備にこの5,000万を当てたのか。もしくは、その空調設備にも当てているのか、ちょっとその、どこに振り分けをしたのかという細かい部分を伺います。

○**教育委員会総務課長（徳田義孝君）** 前回の5,000万に係る部分につきまして、まず、大部分はこの換気設備に係る部分が多くありましたが、空調関係もありますので、大部分は換気部分ですけれども、空調と合わせて5,000万ということであります。

○**1番（泰山祐一君）** その大部分という捉え方なんですけれども、8割9割は換気設備というような解釈でよろしいですかね。

○**教育委員会総務課長（徳田義孝君）** イメージとしましては、換気に係る部分の単価率、掛け率等の非常に大きかった。もともと換気設備の金額自体も大きかったというのがありますので、8割方は換気に係る部分ということでございます。

○**1番（泰山祐一君）** あとそれと9月議会で補正で、今回5,000万プラスして、今回の契約に至るんですけども、今まで、何度、いつ入札を行って、それで今回が何回目の入札で落札に至ったのかという経緯を伺います。

○**教育委員会総務課長（徳田義孝君）** この空調関係につきましては、今回で当初から数えると3回目ということになります。

○**1番（泰山祐一君）** 3回目ということですよ。その1回目が大体いつ頃で、2回目がいつ頃でというようなことが、アバウトでもいいんですけども、何月頃にやったということのが分かれば、



伺えますか。

○**教育委員会総務課長（徳田義孝君）** 1回目が6月から7月、2回目が8月頃であったと思います。それで今回ということでございます。

○**1番（泰山祐一君）** 分かりました。今年度の初夏からですね、3回、この9月までに行われたということですね。了解です。あとは7月の臨時議会で建築の契約並びに電気工事、そして機械設備、厨房設備の契約、四つの契約を結んだということで、今回、本来であればこの議案も7月の議会で議会上げたかったんだらうなというふうに思いますが、それ自体がこの予算の関係でうまく落札に至らなかったということであるという認識はしております。今回、5,000万上乘せしますということで、具体的にですね、その高騰した理由ですね、資材の部材が上がったという話と、設計区画のお話のお答えが、9月の議会であったと思うんですけど、ちょっとその辺、もう少し詳しくお伺いできますか。

○**教育委員会総務課長（徳田義孝君）** 前回の議会でも申し上げたとは思いますが、一番大きかったのは掛け率関係のですね、特殊な外気調節等に係る部分について、単価に対して掛け率というの見込んでいたその割合が、かなり違っていたという部分、それから、もともと8月には単価改正というのがありますので、それを反映した部分、それから、工区分けですね、工区分けをした関係上、若干、管理費経費等に係る部分での上昇があったというのが主な理由でございます。

○**1番（泰山祐一君）** はい、分かりました。あとそれとですね、9月の議会で話がありました、町側がですね、資材関係で十分な単価票を持ち合わせていなかったというようなことも、一つ理由として答があったと思いますが、今回に関しては、その単価票の部分も含めてしっかりとこの入札に対して確認をされていらっしゃるのか、改めて御確認をお願いできますか。

○**教育委員会総務課長（徳田義孝君）** 専門的な内容に係るその単価をですね、行政、町のほうで把握できるかという部分につきましては、今回は特殊な部分があったということで、なかなかその把握ができなかったということだと思いますが、今後、その把握に努めるとともに、設計額が出た段階で、本当にそれでいけるのか、その掛け率との割合等についてもですね、十分に精査した上で契約につながるようにしていくべきであろうというふうに思っております。

○**1番（泰山祐一君）** 特殊工事だったというようなイレギュラーなこの件だということは分かりました。今回の換気設備で、今回の一つの契約、並びに空調設備の5工区に分けた契約も、今回含めての9月の議会からのつながりで今回に至ると思いますが、やはり追加で5,000万の予算をプラスしたというようなことがあり、今回、あえてですね、この換気設備機器と空調設備機器を例えばまとめて発注すれば、機材の代金とかも安く済ませられたのかどうか、そういったところのシミュレーションなどもされていたのかということも伺えますでしょうか。

○**教育委員会総務課長（徳田義孝君）** 設計内部のことにつきましては、教育委員会としては建設課サイドの建築試算とかと相談しながら進めているところですが、予算金額的なことであると、空調関係を工区分けすることによって1割弱程度ですね、先ほど申し上げた単価のことである

とか、掛け率のことであるとか、そういった部分に併せての工区分けということでもありますので、全てがその部分とは申し上げませんが、その工区分けにすることによって影響が若干出ているというのはあると思っております。

○1番（泰山祐一君） 今のお話を含めて、建設課のほうもいろいろ確認されていると思いますが、ちょっとその建設課としての見解も伺えますか。

○建設課長（西村強志君） 工区分けにつきましては、一応地元業者優先ということで、工区を分けております。できるだけ分けれるものは分けて発注をする形を取っております。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。この空調のほうは5区画に分けたというのは分かるんですが、その換気設備と空調を今回分けて発注していらっしゃるの、その部分を一括で発注するというようなことは、専門的な部分であり得ない話だったのか、考え得る話だったのか、ちょっとそこを伺えますか。

○建設課長（西村強志君） 換気設備と空調に分けた経緯につきましては、建設課の担当とあと教育委員会のほうでの協議により分割発注したとは聞いております。

○1番（泰山祐一君） 分割をするということで、建設課、教育委員会の話し合いで決まったということですが、僕が気にかけているのは、どういうふうな創意工夫をしたら安価で、この5,000万をいかに、例えば4,000万なり、3,000万なりに抑えられるのかというような工夫をなされていたのかというようなことを、今いろいろ質疑させていただいているんですけれども、それらも含めて予算を安くするために換気設備と空調設備5区画に分けたのかというようなことを伺いたいですけれども、そちらの見解を伺えますか。

○建設課長（西村強志君） 換気設備と空調に分けた経緯については、やはり地元業者優先ということで、分割をできる部分は分割するというところで進めていますので、そういった関係で分けております。

○1番（泰山祐一君） 何度も繰り返しになりますが、地元業者に対して発注できるようにするという工夫は分かります。その上で、総額としてもし高くなるやり方をしているのであれば、それはそれで検討していかなければいけない課題なのかなと思うんですよね。その部分も含めて、町としてはできる限り区分けをしていくんだ、値段が少しばかりでも上がろうが、そうしていくんだというような、今、意向だということによろしいんですかね。

○副町長（奥田耕三君） 基本的に泰山議員が御指摘のように、できれば可能であれば安い経費で執行できれば一番いい形ですけれども、先ほど来、申し上げているとおり、地元業者の育成という観点からして、当然、分割発注となると、一括発注であれば、例えば経費が、必要経費が1,000万だとすれば、1本で済みます。それを工区分けした場合に、それぞれの工区ごとの諸経費というのをまた積み上げなければいけない。その分、必要な経費がかさんでくるということでございますけれども、ただ、先ほど来、申し上げているとおり、あくまでも地元業者の育成という観点から、応分の負担については予算措置はせざるを得ないだろうという基本的な考え方の基に分割発注を実施を

しているということでございます。

**○1番(泰山祐一君)** 副町長の話も町の見解しかり、事業者さんの気持ちにも添っていると、寄り添っているような見解だと感じます。しかし、一步離れて見たときに、町民の目線で立ったときですね、町の見解、そして事業者のほうに立ちすぎているんじゃないのかというような見解もあるんじゃないかなと思うんですね。そのバランスをいかにどのように町の町民にも御納得いただく理由、そして創意工夫をした上で、この契約議案に至るんだというようなことが、非常に大事だと感じます。ちょっと、その部分でいろいろと質疑させていただきました。

あとですね、今回、ほぼほぼ8割方、追加予算5,000万円を上乗せして、この換気設備に至るわけですけれども、この5,000万になってしまったことですね、言ってみれば設計会社のほうが見積りを出してきた際の誤りなのか、もしくは町側がその部分を把握して指摘できなかったが故の今回の経緯に至るのか、その部分の責任の所在ですね、をお伺いできますか。

**○教育委員会総務課長(徳田義孝君)** 町として設計を委託して上がってきた金額に対して、設計する側もこれができるというふうに見込んでいた、それを弾き出すときの額というのが、大手のところは鹿児島本土だけでやるところの掛け率を用いていた。そこを業者のほうもそうでしょうけれども、こちらのほうも十分、地元でする場合はどうなのかとか、そこら辺の確認が、お互いに不足だったのではないかというふうに思っておりますが、今後、そこら辺もしっかり詰めていけるようにしていけたらいいかと思っております。

**○1番(泰山祐一君)** はい、今の内容は分かりました。今後ですね、特殊分野だったがゆえに、このような形でなかなか町としても、その部分をしっかりと確認を取ることができなかったからこそ、今回、3度もですね、入札をしても3回目によく落札をしたというようなことだと思います。それを改善するために、例えば、瀬戸内町内で今、役場の職員の方で、今回のような特殊工事ですね、しっかりと中身を見れる方、金額が相場に合っているのかとか、市場の世の中としてこれが正しいのかというようなことを管理運営できる方が、今現状、いないからこそこうなってしまったのかなというふうに思います。その部分で、そういった専門の方の人材不足というのを補うのが、今なかなか難しい世の中だということも理解しておりますので、その部分でうまくですね、監査というのか、確認ということができるような体制というものを、改めて考えていただきたいなというふうに感じます。

またですね、4月議会で契約をしたものが、今既に建設なども、基礎なども進んでいる段階だと思います。今回、振り返ってみたときに、例えば追加でこのような5,000万が出てしまうことが、もし分かっている想定であればですね、建物の規模を例えば縮小してみて、それで今回のトータルの11億円というもともとの規模感に戻すというようなことも、納期は後ろに当然ずれますけれども、やれることだったのではないのかと思うんですねけれども、あえてやはり、来年の8月2022年の8月9月に完成するというようなことを決めた理由というのか、ここの期日に間に合わせなければいけないというようなことがあったのかどうかというのを、ちょっと教えていただけますか。

○**教育委員会総務課長（徳田義孝君）** 工期が1年以上ということ、2年がかりでの工事というのは、もともと計画であったと思いますが、その8月というのは夏休みがありますので、8月1日までに、8月前半には終わるということですので、8月はその試用期間ということで、夏休みの間に試運転等をしながら、9月の2学期に供用開始できるようにというところでの8月1日の周期を目標とした契約となっております。

○**1番（泰山祐一君）** もしですね、2022年の8月1日からということではなく、今回、設計も含めてトータルの予算を11億にまず合わせることを優先したら、例えば翌年の2023年の8月に完成ということで、予算を変えないような形で対応もできたのではないのかなと、素人目線ですけども、思うんですね。その部分をしないで2022年、来年の8月に間に合わせようとしたということは、老朽化している給食センターが、もう来年使えなくなるよとか、何かそういった理由があったんですかね。

○**教育委員会総務課長（徳田義孝君）** 令和3年度4年度に係る事業について、国の交付金とかも活用した上での事業ということで、2年度中からその申請等、内示等を受けていると思いますけど、それを受けた上での、極力早い段階での発注ということにはなっていたと思います。現施設につきましても、もう40年以上の施設でありますので、労働環境的にも非常に過酷な状況であったり、衛生上も課題があるということで、今、できる限り早くできる形を取っているものと理解しております。

○**1番（泰山祐一君）** 早くね、新しく設備に施設のほうに移行したいというようなお気持ちは、はい、今のお話でも分かりました。瀬戸内町として、本来であれば、その設計の見積りさえちゃんと計画どおりになってくれて、ちゃんと入札して落札して手を挙げてくださる事業者さんがあるような相場ですらなければ、このような事態ということにはならなかったと思うんですけども、そこに対して設計会社さんとの振り返りというのか、注意をしたとか、何かそういった部分というのはあったんでしょうか。

○**教育委員会総務課長（徳田義孝君）** 設計会社とコンタクトされている建設課サイドの建築試算がですね、設計会社との間でどういう理由でできなかったのかというようなのを、今理由を精査しているところでありますし、その改善に向けて今後努めていくということであると認識しております。

○**1番（泰山祐一君）** 例えればなんですけども、ちょっと大きな話なので、なかなかイメージがつきにくいと思いますので、あえてですけど、例えばじゃ、自分の家をこれから建てようということで、設計を依頼すると。それに関して、今回、ある一部の部分がですね、想定よりも相場が上がってしまったということで、かなり経費がかかってしまったというようなことがあった際に、多分、個人としてみれば、多分そこで一回立ち止まると思うんですね。そのままいかないと。一回ちょっと設計をやり直しましょうよというようなことを、多分、その設計の事業者に、訂正設計事業者さんもそこに関しては多分責任を感じていると思うんですね。ちょっとここまで超えてしまうと

あれかなということで、またちょっと検討し直しましょうというようなことで、どうしてもここのお尻までに造らなければいけないというような明確な理由があれば、当然、進まざるを得ないと思うんですけども、今のお話ですと、それが無いというようなことでしたので、ちょっとそういった部分の振り返りというようなことが、今後ないようにあってほしいなと思ったので、いろいろ話させていただきました。

ぜひですね、今回、空調換気設備、換気設備の契約議案ですけども、これが否決されるというようなこと事態が、もし仮にですね、あった際を想定していただきたいんですけども、そうした場合に不十分な給食センターができ上がってしまうわけですね。やっぱりそれは僕らも、そうなのはいけないと思っていますので、そういった決議をしようと思っておりますけれども、やはりその部分も含めてですね、いろいろな専門的な部分で、今回は非常に困難だったと、逆に町側として、迷惑を被った部分があったのかもしれない。そういった部分も含めてですね、事業者さんと今後、こういったことが起こらないように、同じような事業だったり、ほかに特殊な事業があったりですね、そういった部分で一つ一つ丁寧に丁寧に事業のほうを進めていっていただきたいなというふうに思います。以上になります。

○議長（向野 忍君） さっきの答弁漏れ。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 最終的な設計額が換気設備1億4,815万2,400円でありました。それに対して、落札した価格が1億4,740万ということになっております。

○町長（鎌田愛人君） 今回、工区分けしたことについて、泰山議員は工区分けしない方がいいという論調でありましたけど、我々町としましては、公共工事におきましては、可能な限り工区分けをして、その事業者、その家族含め、町民にできるだけ恩恵が与えられるような工事の発注に努めていきたいと思っていますし、また、議員の指摘にあった設計に関しましては、十分な調査を踏まえた中での設計に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

○7番（池田啓一君） この換気設備自体、私があまりに知らないからかもしれないけど、換気設備で1億4,000万というのが高額に思えるんですね。建物自体がそこまでは、私の中では大きくないと思います。この換気扇の中で、その設備の中でですね、まだ説明しきいてない部分があるのかなとも思いますので、私のほうから問いかけたいと思います。

ドライシステムですので、一人一人が給食室に、調理室に入るときに、エアシャワー、要するに菌を落とすためのシャワーがあるんですね。町長も一緒に笠利の、行ったことがあります。そういったものもこの設備の中に入らなんでしょうか。それとも別でしょうか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 換気設備ということで、換気外気を取り入れて、それを調整するという機能がありますので、塩分であったり、湿度、温度も一定程度落とすし、今言われたような菌を除菌するとかですね、そういった部分も含めての換気設備であると認識しております。

○7番（池田啓一君） 分かりました。ドライシステムですので、ぜひそれがなければ菌のほうの駆

除的なことはできないと思います。

それとですね、先ほどから当初計画で11億、11億と言っています、出ていますけど、当初予算でどれだけだったのか。また、この契約によってどれだけ増えるのか。そして今後、今後ですね、どれだけ増えていく、そういう概算、できていますか。できていたらお願いします。

**○教育委員会総務課長（徳田義孝君）** 当初予算、当初の段階の設計というのは、建築本体が大部分であります。それから電気設備、そのほか今回の換気設備、空調設備、あと機械、浄化槽等々合わせて、厨房施設整備合わせて11億円というのが当初の予定でありました。それが、補正予算等先ほど来ありましたように5,000万程度増額となっておりますので、11億5,000万が予算でございます。

今後、特に工法等、配管とか、そこら辺での整備が必要ということでなければ、この額でいくとは思いますが、そのほかにもいろいろな処理費等ですね、ほかの業者に委託しないといけないとか、そういったものが発生したときには、若干の変動もあり得るかも思っておりますが、この工事費の中で調整できるのであれば、それをお願いしていきたいというふうに思っております。

**○7番（池田啓一君）** 土地の買収から始まり、建物完成までが一応11億という当初予算計画が出ていましたので、ぜひそれを遂行する使命を持ってやっていただきたい。そしてこの5,000万、先ほど来説明がありましたけど、そういうことがあるから仕方ないじゃなくてですね、仕方ないじゃなくて、やはり分かりやすいような丁寧な説明をもって進めていただきたいと思います。また今後、これ以上予算が膨れ上がるようなことがないように、そして皆さんの思い、私の思いも一緒です。ぜひ、ぜひですね、当地の地元の事業者を使っていただきたいと思います。以上です。

**○議長（向野 忍君）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（向野 忍君）** 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（向野 忍君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第90号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（向野 忍君）** 起立多数であります。

よって、議案第90号、瀬戸内町立学校給食センター新築工事（換気設備）請負契約の締結については、可決されました。

これで、本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

以上を持ちまして令和3年第3回瀬戸内町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時13分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

瀬戸内町議会議長 向 野 忍

瀬戸内町議会議員 元 井 直 志

瀬戸内町議会議員 池 田 啓 一